

これまで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）における取組では、個々人の、働き過ぎ防止による健康の確保や仕事と家庭の両立などに着目した取組がなされてきた。

一方、我が国では、女性が「家事・育児・介護」の多くを担っている現状の中で、「仕事」での働き過ぎだけでなく、家庭における「家事・育児・介護」での働き過ぎの影響も考える必要がある。また、共働き世帯の増加など家族の在り方が変化する中で、「家事・育児・介護」において男性が主体的な役割を果たしていくことがますます重要になっている。

そこで、本年の特集では、「家事・育児・介護」に多くの時間を割いている人にとってのバランスをめぐる状況や家庭内での「家事・育児・介護」の分担に焦点を当て、あらゆる男女にとってのバランスの推移や現状、課題を整理することにより、「家事・育児・介護」と「仕事」のより良いバランスを考え、見直してみることの意義や重要性を示すとともに、各個人にとってだけでなく、各家庭にとって、さらには社会も含めた最善の分担や配分を考えていく材料を提供することを目指した。

まず、第1節では、「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の数十年間の推移を男女別・年齢別等で分析した。その際、労働時間や休暇取得の状況、女性の就業継続などのワーク・ライフ・バランスをめぐる状況や、生活変化の背景ともなる家族・世帯の状況の変化についても見ていき、「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移との関係を考察した。

次に、第2節では、多様化した家族類型ごとに、また子供の年齢別に、「家事」「育児」「介護」「仕事」時間・実施頻度を把握している。また時間量では把握できない「見えない家事」ともいわれる家事・家庭のマネジメントについても、夫婦間の分担状況を分析した。さらに、小さな子供のいる夫婦、介護が必要な者がいる家族に焦点を絞り、時間の長短のみならず、実施している内容や頻度にも着目して、バランスや分担を掘り下げている。

最後に、第3節では、生活時間の配分についての希望を家族類型や育児・介護の負担の有無別に分析するとともに、「育児」「介護」時間の長さや生活満足度やディストレス（抑うつ・不安）の関係を把握し、生活の質への影響を分析した上で、より良いバランスや分担を実現するための視点を整理した。

特集のポイント

第1節 「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスをめぐる推移

- 「家事・育児・介護時間」の推移を男女の年齢階級別に見ると、女性は30代が昭和56（1981）年以降一貫して最長。25～29歳は大きく減少。40代、50代、60～64歳は横ばいであるが、65歳以上のみ増加傾向。男性はどの年齢も10～20分弱の範囲にあったのが、平成28（2016）年では21分（20～24歳）から65分（65歳以上）の範囲で分布。
- 「仕事等時間」の推移を男女の年齢階級別に見ると、女性は25～29歳の変化が特に大きく昭和51（1976）年の3時間19分から平成28（2016）年には5時間37分と1.7倍に増加。平成13（2001）年以降は30代も大きく増加（3時間18分→平成28年は4時間9

分)。男性は30代及び40代が最も長く、期間を通じて8時間20分前後で横ばい。

- 6歳未満の子供を持つ夫婦における状況は、妻の「家事・育児・介護時間」は共働き世帯、夫有業・妻無業世帯のいずれも増加している。共働き世帯の妻の「仕事等時間」は4時間～4時間20分で、夫の5割程度。夫の「家事・育児・介護時間」は妻の就業状況による差が無い。「仕事等時間」は妻の就業状況にかかわらず8時間40分～9時間前後。妻は「家事・育児・介護」に、夫は「仕事」に多くの時間を使っている状況は変わらない。
- 世帯の家族類型別割合の推移（昭和55（1980）年→平成27（2015）年）は、「夫婦と子供」から成る世帯及び「3世代等」の世帯の割合が低下し、「単独」世帯及び「夫婦のみ」の世帯の割合が上昇している。ひとり親と子供の世帯の割合も上昇し（「女親と子供」7.6%「男親と子供」1.3%）、「3世代等」の世帯（8.6%）を上回っている。30～50代で「夫婦と子供」世帯割合の低下や「単独」世帯割合の上昇が顕著。
- 共働き世帯は年々増加し、平成9（1997）年以降は専業主婦世帯数を上回っており、特に平成24（2012）年頃からその差は急速に拡大。共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加（直近は昭和60（1985）年当時の約3倍）によるものである。
- 女性における「家事・育児・介護時間」の減少は、晩婚化や未婚化等によるもので、結婚し子供を持つことで、共働きであろうが専業主婦であろうが「家事・育児・介護時間」は大きくは変わっていないかむしろかつてより増加。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」（性別役割分担意識）に反対する者は6割程度になっているが、実際は妻が「家庭を守る」役割を果たしている夫婦がほとんど。
- 女性の「仕事等時間」は、過去20年間で男性の5割から6割程度に増加も、20歳代以外は男性の40～50%前後で変化なく「共働き」の妻では減少している。男性の「仕事等時間」は全体では減少するも、30～40歳代は横ばい、6歳未満の子を持つ共働き世帯では妻の約2倍。夫も妻も「外で働く」ようになったが、働く時間は夫の方が圧倒的に長く、特に子育て期の男性の仕事負担は重い。稼得役割の多くを夫が担うという分担は変わっていない。

第2節 家族類型から見た「家事・育児・介護」と「仕事」の現状

- 仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、女性の「家事時間」は家族類型により大きく異なるが、男性の場合は家族類型により異ならないという傾向がある（「単独世帯」では男女差がほぼないが、夫婦になると女性は男性の2倍以上になる。）。
- 「夫婦＋子供世帯」で仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、「育児時間」は、女性が男性の2.1～2.7倍程度になっている。
- 女性は「仕事等時間」の短い順に、「夫婦＋子供世帯（小中学生）」、「夫婦のみ世帯」と「夫婦＋子供世帯（就学前）」、「単独世帯」となるが、男性は、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」、「夫婦＋子供世帯（小中学生）」、「夫婦＋子供世帯（就学前）」となり、ほぼ反対の傾向を示している。「仕事等時間」「家事時間」「育児時間」「介護時間」の合計時間は、子が就学前の男女が長い。
- 介護をしている人の状況として、女性は、育児に加えて介護も担う状況が生じてても、介護分負担純増でなく家族のケア全体の一部とし、WLBは大幅に変わらない。男性は、育児と介護両方を担う状況が生じた場合に「仕事等時間」を短縮し、家事・育児・介護に振り

向けている。

- 主だった家事・家庭のマネジメントの項目について、夫婦に分担状況を聞くと、「妻」「どちらか」と妻との合計が、おおむね5割以上（「食材や日用品の在庫の把握」「食事の献立を考える」は8割超）である。
- 小さな子供がいる夫婦で、夫の育児分担割合は約3割。妻の育児負担は子供の成長により軽くなるとはいえない。実施内容・頻度からは、妻は日常的な育児（毎日、毎回）を担い、夫が限定的な場面（週に1～2回、月に1～2回等）で関わる傾向。「予定管理」「情報収集」「保護者会活動」などは、妻の就業状況にかかわらず、夫の関わりが薄い。また、夫の週間就業時間が長いほど、育児時間が短くなる。
- 介護者全体に占める男性の割合は平成28（2016）年で39.7%。同居の主な介護者を続柄別に見ると「子の配偶者（女性）」が大きく減少し（平成10（1998）年：27.4%→平成28（2016）年：16.3%）、「息子」（同6.4%→17.2%）及び「夫」（同11.3%→15.6%）が増加。
- 介護者のボリュームゾーン（50～60代）で仕事を持つ割合は高い。30歳未満の男性介護者は、最近5年間で、仕事を持つ割合やフルタイム勤務の割合が大きく低下。この年代の男性介護者における仕事と介護の在り方が短期間で大きく様変わりしている可能性がある（女性30歳未満は仕事を持つ割合やフルタイム勤務の割合が上昇し男性30歳未満と割合逆転。）。
- 家族が実施している介護の内容や頻度は、育児と比較して男女差が大幅に少ない。
- 外部サービス（家事・育児・介護支援サービス）の利用率は低いが、潜在的な利用意向は利用率より高い（介護62.9% 育児33.5% 家事26.3%）。

第3節 より良いバランス・分担に向けて

- 有業者の仕事のある日の育児時間や介護時間が長いと、生活満足度の低下や、ディストレス（抑うつ・不安）が強い傾向が見られ、生活の質を下げることにつながる可能性がある。
- 第1子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた理由は、「子育てをしながら仕事を続けるのは大変だったから」が最も高く過半数である。また、「正社員でフルタイム勤務」を希望する女性は、末子が未就園児の時は約1割だが、中学生以降は4～5割。しかし、実際に「正社員でフルタイム勤務」をしている人は末子が中学生以降でも2割弱である。
- 介護と仕事との両立については、介護が必要な親の有無にかかわらず、男女ともに7割以上が不安を感じている（40～50代の就労者）。不安の内容は、「自分の仕事を代わってくれる人がいないこと」「介護休業制度等の両立支援制度を利用すると収入が減ること」等。
- 「家事・育児・介護」の負担が女性に偏り、生活満足度等への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている状況を改善するには、男性に期待されている「仕事」の在り方や男性自身の「仕事」への向き合い方の変革と併せて、男性の「家事・育児・介護」への参画を進めていくことが必要。
- 女性の「仕事」による稼得役割を確保し、男性が家族ケアを担えるようにしておくことは、家庭単位で見た場合のリスクヘッジという側面もある。
- 「家事・育児・介護」を家庭内で分担するのみならず、担い手の多様化や多様な外部サービスの活用等が重要。

第1節

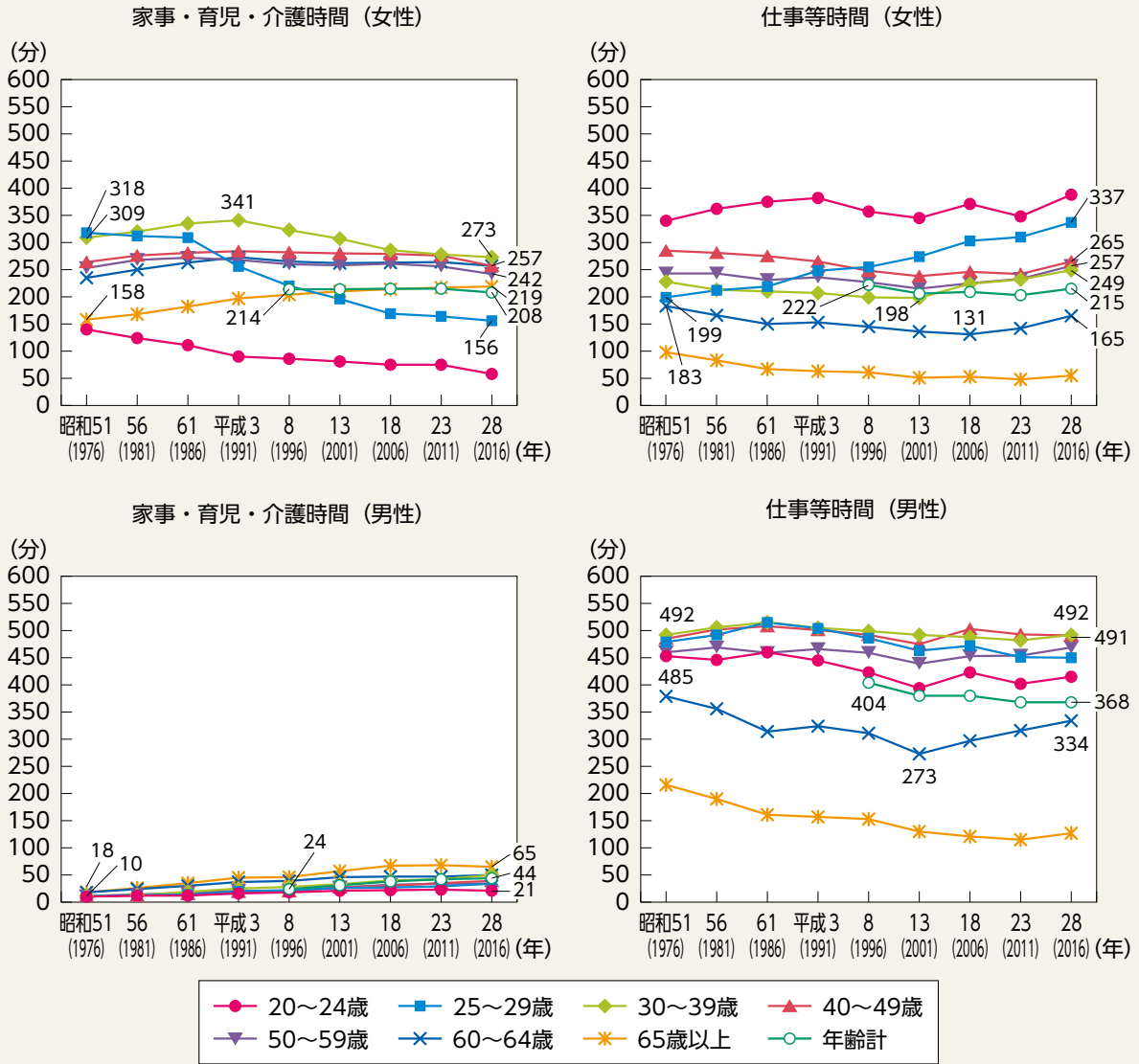
「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスをめぐる推移

この節では、個人や家庭において、「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスがどのように推移してきたのかを把握するため、まず「家事・育児・介護」に使う時間（以下「家事・育児・介護時間」とする。）と「仕事」に使う時間（以下、通勤・通学及び学業に使う時間を含み「仕事等時間」とする。）の推移を概観する。その上で、労働時間や休暇取得の状況、女性の就業継続などの「仕事と生

活の調和」（ワーク・ライフ・バランス（WLB））をめぐる状況の変化や、生活の変化の背景ともなる家族・世帯の状況の変化について見ていく。最後に、これらの関係を考察する。

1 「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移

最初に、「家事・育児・介護時間」や「仕事等時間」の一日あたりの配分が、過去数十年間にどのように推移してきたかを概観してみる。



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。「週全体平均」は、次の式により曜日別結果を平均したもの。
週全体平均 = (月曜日平均 + 火曜日平均 + 水曜日平均 + 木曜日平均 + 金曜日平均 + 土曜日平均 + 日曜日平均) ÷ 7。
2. 「家事・育児・介護時間」は1日あたり（週全体平均）の「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計。
また「仕事等時間」は「通勤・通学」、「仕事」及び「学業」の合計。
3. 「家事」「介護・看護」「育児」の内容として例示されているものは、以下のとおり。

家事	炊事，食事の後片付け，掃除，ゴミ捨て，洗濯，アイロンかけ，つくろいもの，ふとん干し，衣類の整理片付け，家族の身の回りの世話，家計簿の記入，株価のチェック・株式の売買，庭の草とり，銀行・市役所などの用事，車の手入れ，家具の修繕
介護・看護	家族・他の世帯にいる親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助け，看病
育児	乳幼児の世話，子供のつきそい，子供の勉強の相手，子供の遊びの相手，乳幼児の送迎，保護者会に出席

（男女別に見た「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移）

「家事・育児・介護時間」の推移を男女別に見ると、女性（年齢計）は、平成8（1996）年以降の15年間約215分（3時間35分）と横ばいで推移し直近の平成28（2016）年に

208分（3時間28分）とわずかに減少した。また年齢によって、数値が大きく異なるとともに昭和51（1976）年以降の増減の推移も異なっている。一方男性（年齢計）は、平成8（1996）年から平成28（2016）年にかけて24分から44分増加している。また、

年齢によって、数値や昭和51（1976）年以降の推移に女性のように大きな差異はない。男性の「家事・育児・介護時間」を女性と比較した場合、平成8（1996）年当時には約1割であったものが、平成28（2016）年では約2割となったものの、依然として女性より圧倒的に低い水準で推移している。

「仕事等時間」は、女性（年齢計）は、平成8（1996）年以降200～220分（3時間20～40分）前後で横ばいであるが、年齢による数値の差は「家事・育児・介護時間」以上に大きく、昭和51（1976）年以降の増減の推移も年齢によって異なっている。男性（年齢計）は、平成8（1996）年当時の404分（6時間44分）から平成28（2016）年には368分（6時間8分）まで減少している。59歳までの年齢層でみると女性ほど年齢による差は大きくないが、「家事・育児・介護時間」よりは年齢によって数値や推移が異なる。女性の「仕事等時間」を男性と比較した場合、平成8（1996）年当時には5割強であったが、平成28（2016）年には6割弱と比率はわずかに上昇している。

（男女の年齢階級別に見た「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移）

女性のうち「家事・育児・介護時間」が最も長い年齢階級は、昭和56（1981）年以降は一貫して30～39歳であり、昭和51（1976）年当時は309分（5時間9分）であったところ、平成3（1991）年に341分（5時間41分）まで増加した後減少に転じ、平成28（2016）年には273分（4時間33分）となっている。

「家事・育児・介護時間」が大きく減少したのは25～29歳であり、昭和51（1976）年当時は318分（5時間18分）で全年齢層で最長であったところ、平成28（2016）年には156分（2時間36分）とほぼ半減し20～24歳に次いで短くなっている。女性で「家事・育児・介護時間」が増加傾向にあるのは65歳以上のみで、昭和51（1976）年当時の

158分（2時間38分）から平成28（2016）年には219分（3時間39分）となっている。

40～49歳、50～59歳及び60～64歳は横ばいであり、平成28（2016）年ではそれぞれ257分（4時間17分）、242分（4時間2分）、257分（4時間17分）となっている。

一方、男性の「家事・育児・介護時間」は年齢による相違が少なく、昭和51（1976）年当時は、どの年齢も10～20分弱の範囲にあったのが、平成28（2016）年では、21分（20～24歳）から65分（65歳以上）の範囲で分布している。

また、女性の「仕事等時間」については、昭和51（1976）年から平成13（2001）年までは20～24歳及び25～29歳を除き減少傾向にあり、平成13（2001）年以降は65歳以上を除き概ね増加傾向にある。25～29歳は変化が特に大きく昭和51（1976）年の199分（3時間19分）から平成28（2016）年には337分（5時間37分）と1.7倍に増加している。平成13（2001）年以降は30～39歳も大きく増加し、平成13（2001）年の198分（3時間18分）から平成28（2016）年には249分（4時間9分）となっている。平成28（2016）年では、30～50代が250分（4時間10分）前後に集中している。60～64歳は減少傾向だったのが平成18（2006）年の131分（2時間11分）を底に反転し、平成28（2016）年には165分（2時間45分）となっている。

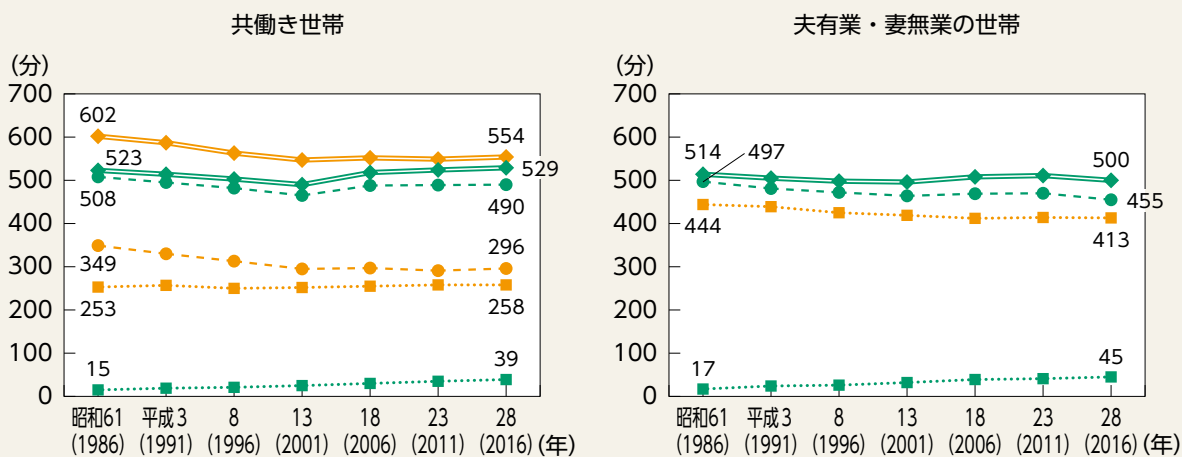
男性の「仕事等時間」は、30～39歳及び40～49歳が最も長く期間を通じて500分（8時間20分）前後で横ばいである。次いで「仕事等時間」が長いのは、25～29歳、50～59歳であり平成8（1996）年以降は450～480分（7時間30分～8時間）前後で推移している。もっとも25～29歳は20～24歳とともに昭和61（1986）年から平成13（2001）年に減少傾向であったのに対して、50～59歳は期間を通じて横ばいである。昭和51（1976）年以降、最も顕著な減少傾向を示

していた60～64歳は、平成13（2001）年に反転して急激に増加し、平成28（2016）年には334分（5時間34分）となっている。

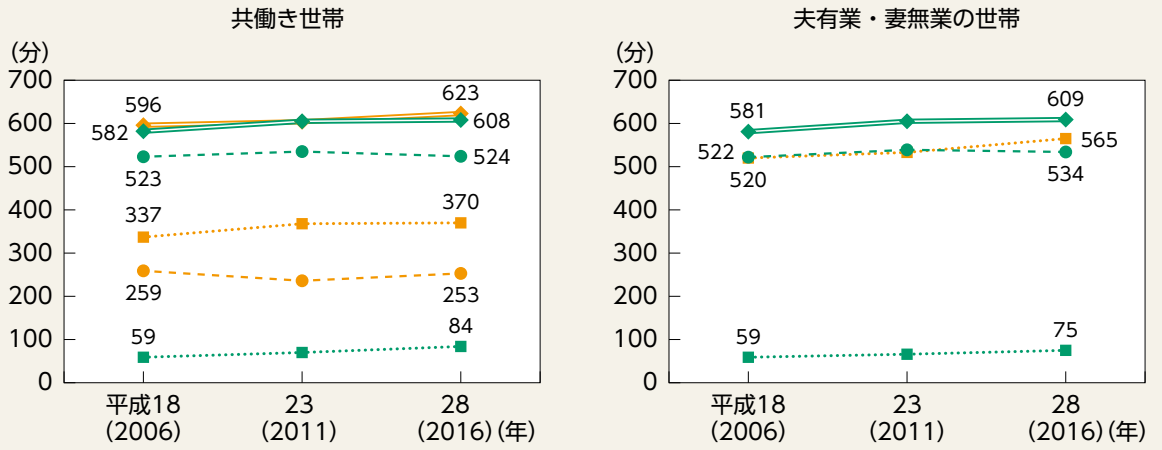
なお、平成28（2016）年時点では、20～59歳の年齢階級における「仕事等時間」の特徴は男女で対照的であり、女性では20代が長く30代から50代は短い、男性では逆

に30代から50代が上位を占め20代が短くなっている。また、20～24歳の女性の「仕事等時間」を同年齢層の男性との比較で見ると、昭和51（1976）年当時の75.1%から平成28（2016）年には93.5%にまで上昇するなど、男女差が大きく縮小している。

I-特-2図 夫婦の家事・育児・介護時間と仕事等時間の推移（週全体平均、夫婦と子供の世帯）（共働きか否か別、昭和61年→平成28年）



(参考) うち6歳未満の子を持つ夫婦（週全体平均）（共働きか否か別、平成18年→平成28年）



- 共働き世帯の妻/仕事等時間
- 共働き世帯の妻/家事・育児・介護時間
- ◇- 共働き世帯の妻/合計時間
- 共働き世帯の夫/仕事等時間
- 共働き世帯の夫/家事・育児・介護時間
- ◇- 共働き世帯の夫/合計時間
- 夫有業・妻無業世帯の妻/家事・育児・介護時間
- 夫有業・妻無業世帯の夫/仕事等時間
- ◇- 夫有業・妻無業世帯の夫/合計時間

(備考) 総務省「社会生活基本調査」より作成。用語の定義は「I-特-1図. 男女別に見た家事・育児・介護時間と仕事等時間の推移（週全体平均）（年齢階級別、昭和51年→平成28年）」と同じ。

(夫婦の状況)

夫婦の「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移について、妻の就業状況（共

働き世帯か否か）による相違を見てもみる（I-特-2図）。

妻の「家事・育児・介護時間」は、共働き

世帯においては期間を通じて250～260分（4時間10～20分）の間で推移しているが、夫有業・妻無業世帯においては444分（7時間24分）から413分（6時間53分）に減少している。

夫の「家事・育児・介護時間」は、妻の就業状況により差が無く、昭和61（1986）年当時の20分弱から増加して平成28（2016）年には40分前後となっている。もっとも共働き世帯の妻と比較しても圧倒的に低水準という状況は変わらない。

共働き世帯の妻の「仕事等時間」は昭和61（1986）年当時の349分（5時間49分）から減少し、平成28（2016）年には296分（4時間56分）となっている。共働き世帯の夫の「仕事等時間」は平成13（2001）年まで減少傾向だったが反転し、平成28（2016）年には490分（8時間10分）となっている。夫有業・妻無業世帯の夫の「仕事等時間」は昭和61（1986）年の497分（8時間17分）から減少し、平成28（2016）年には455分（7時間35分）となっている。

「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の合計時間については、期間を通じて、共働き世帯の妻が最も長い。次いで、共働き世帯の夫と夫有業・妻無業世帯の夫が同水準である。

（6歳未満の子供を持つ夫婦の状況）

さらに、6歳未満の子供を持つ夫婦について、妻の就業状況（共働き世帯か否か）による相違をしてみる（I-特-2図（参考））。

妻の「家事・育児・介護時間」は、共働き世帯において平成18（2006）年当時の337分（5時間37分）から平成28（2016）年には370分（6時間10分）に、夫有業・妻無業世帯において同じく520分（8時間40分）から565分（9時間25分）にいずれも増加している。

夫の「家事・育児・介護時間」は、妻の就業状況により差が無く、平成18（2006）年当時の60分弱から微増し、平成28（2016）

年には80分前後となっている。共働き世帯においても夫は妻の2割程度の低水準であるという状況は、期間を通じて変わらない。

共働き世帯の妻の「仕事等時間」は期間を通じて240～260分（4時間～4時間20分）前後である。夫の「仕事等時間」は妻の就業状況にかかわらず520～540分（8時間40分～9時間）前後である。

「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の合計時間については、6歳未満の子供を持つ夫婦においても、期間を通じて、概ね共働き世帯の妻が最も長く、次いで、共働き世帯の夫、夫有業・妻無業世帯の夫が同水準である。ただし、夫有業・妻無業世帯の妻の「家事・育児・介護時間」は一貫して増加していることに伴い、同世帯の夫の「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の合計時間との差は、平成28（2016）年では44分であり、平成23（2011）年以前の同世帯の夫の合計時間との差が60～70分前後であることと比較して短くなっている。

6歳未満の子を持つ夫婦は、夫婦全体と比較すると、妻はもともと長い「家事・育児・介護時間」が大幅に長くなり、夫は高水準の「仕事等時間」がさらに長くなるとともに「家事・育児・介護時間」がわずかに長くなっており、妻は「家事・育児・介護」に、夫は「仕事」に、より多くの時間を費やしていることがうかがわれる。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（WLB））をめぐる状況

（労働時間及び休暇取得の状況）

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある30代及び40代の男性において、女性や男性の全年齢平均と比べて高い水準となっている（I-特-3図）。

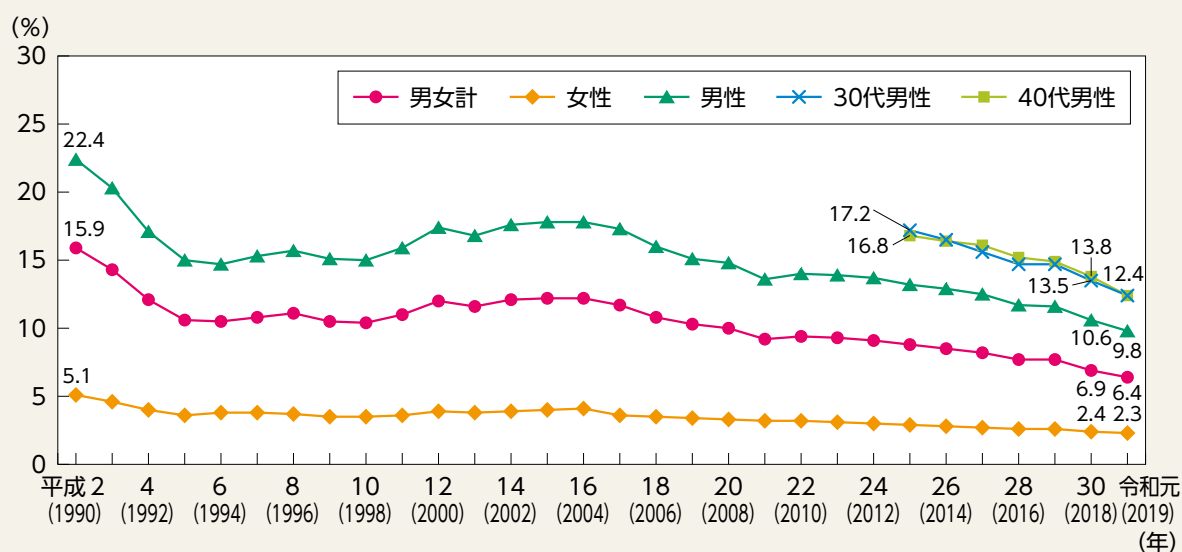
年間就業日数が200日以上の上業者について、週間就業時間60時間以上の上業者の割合を正規の職員・非正規の職員・自営業主別

に見ると、平成19（2007）年以降、男女ともいずれの就業形態においても減少傾向である。男女で比較するといずれの就業形態においても、男性の方が週間就業時間60時間以上の割合が高くなっている（I-特-4図）。また、年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者数は、平成29（2017）年において正規の職員は女性約64万人、男性約315万人、非正規の職員は女性約13万人、男性約22万人、自営業主は

女性約9万人、男性約68万人となっている¹。

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率を見ると、平成4（1992）年の56.1%をピークに平成16（2004）年の46.6%まで低下傾向にあったが、平成26（2014）年以降は上昇傾向が続き、平成30（2018）年は52.4%まで回復している。男女別に見ると、男性は女性より低く、平成30（2018）年の取得率は、女性58.0%、男性49.1%となっている（I-特-5図）。

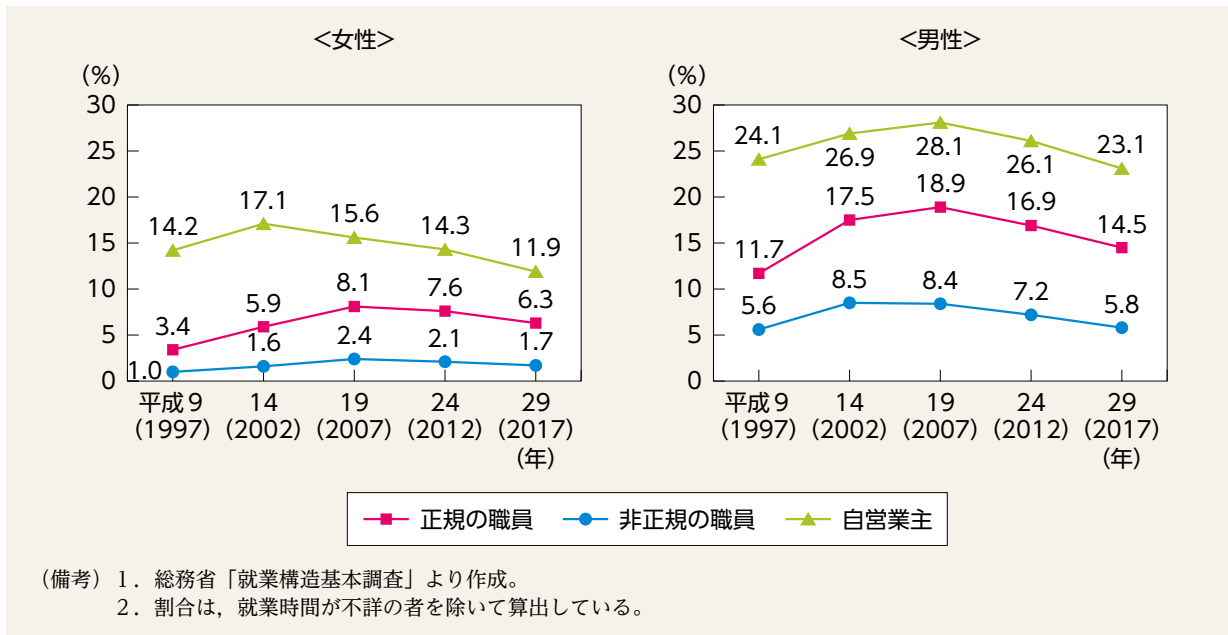
I-特-3図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）



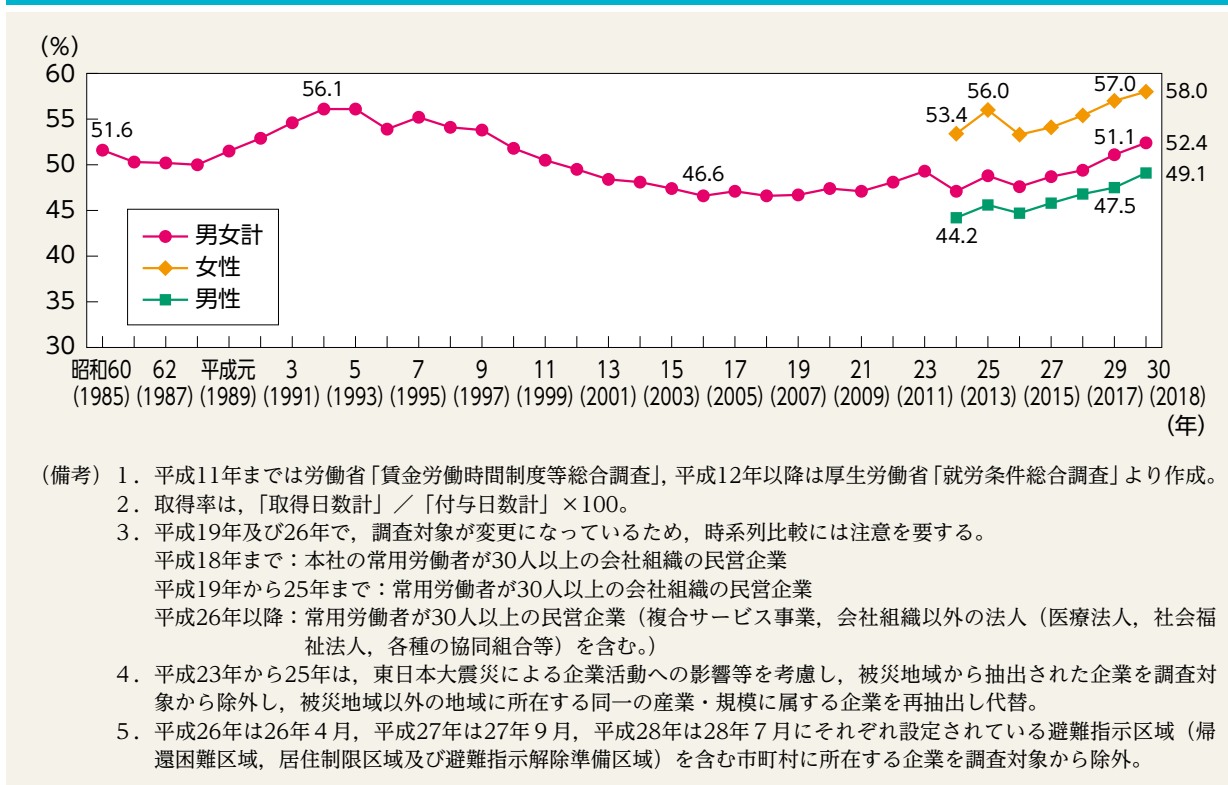
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

¹ 「総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

I-特-4 図 年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者の割合の推移 (男女別)



I-特-5 図 年次有給休暇取得率の推移 (男女計, 男女別)



(女性の就業継続)

一般労働者の勤続年数の推移を男女別に見ると、10年以上勤続している者の割合は、男性が5割程度で推移しているのに対して、女性は、平成11(1999)年は30.9%であったが、令和元(2019)年は37.8%まで増加してい

る(I-特-6図)。

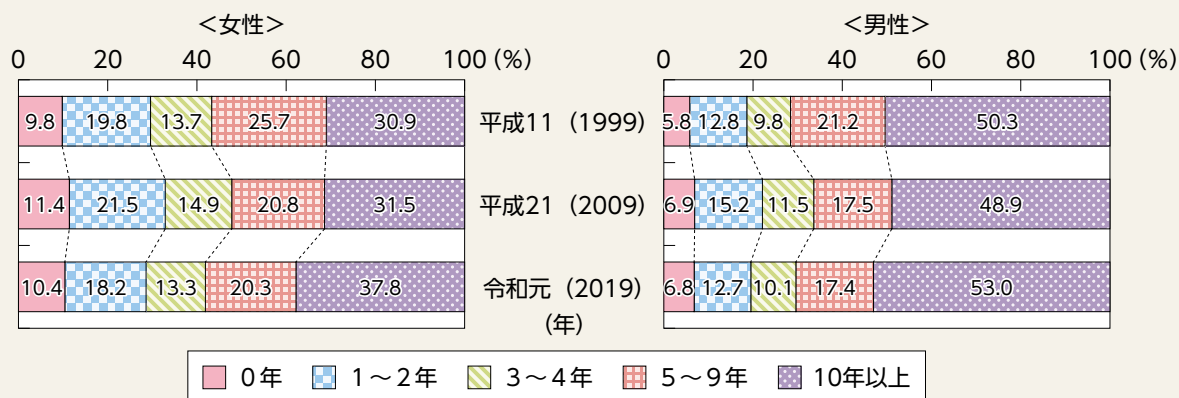
第1子出産前後に女性が就業を継続する割合は上昇している。これまでは、4割前後で推移してきたが、最新の調査では約5割へと上昇した。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、昭和60(1985)~平

成元（1989）年の5.7%（第1子出産前有職者に占める割合は9.2%）から28.3%（同39.2%）へと大きく上昇した（I-特-7図）。

「正規の職員」と「パート・派遣」に分けて見ると、平成22（2010）年～平成26（2014）

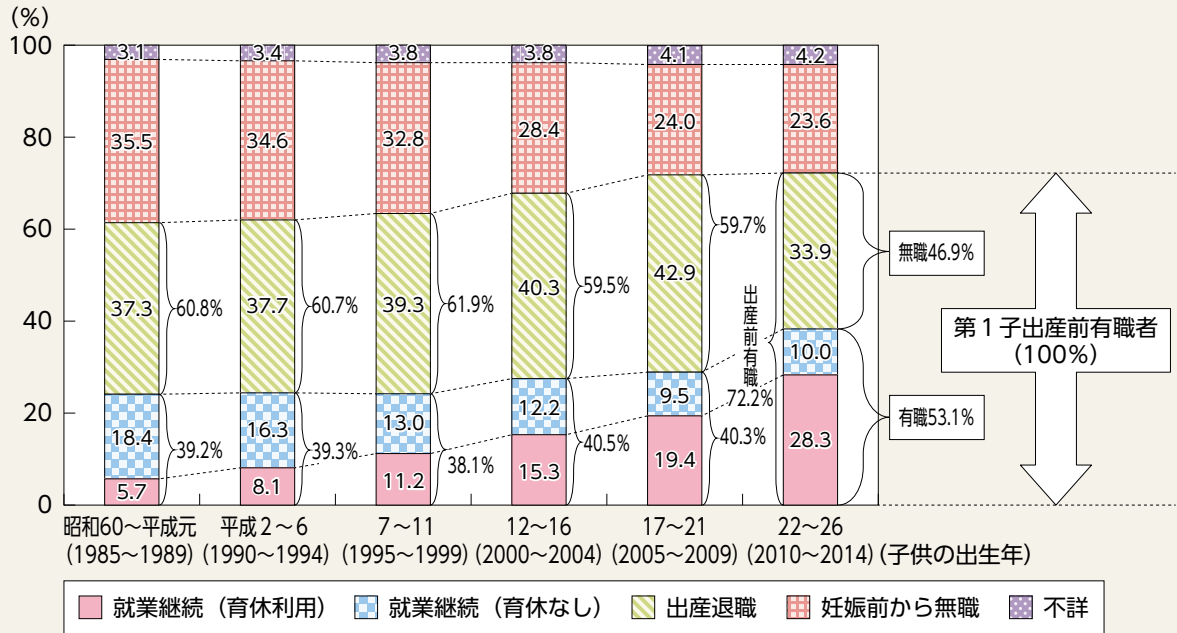
年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合は、「正規の職員」では69.1%（うち育児休業制度利用者の割合は59.0%）であるのに対し、「パート・派遣」では25.2%（うち同10.6%）にとどまっている（I-特-8図）。

I-特-6図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移



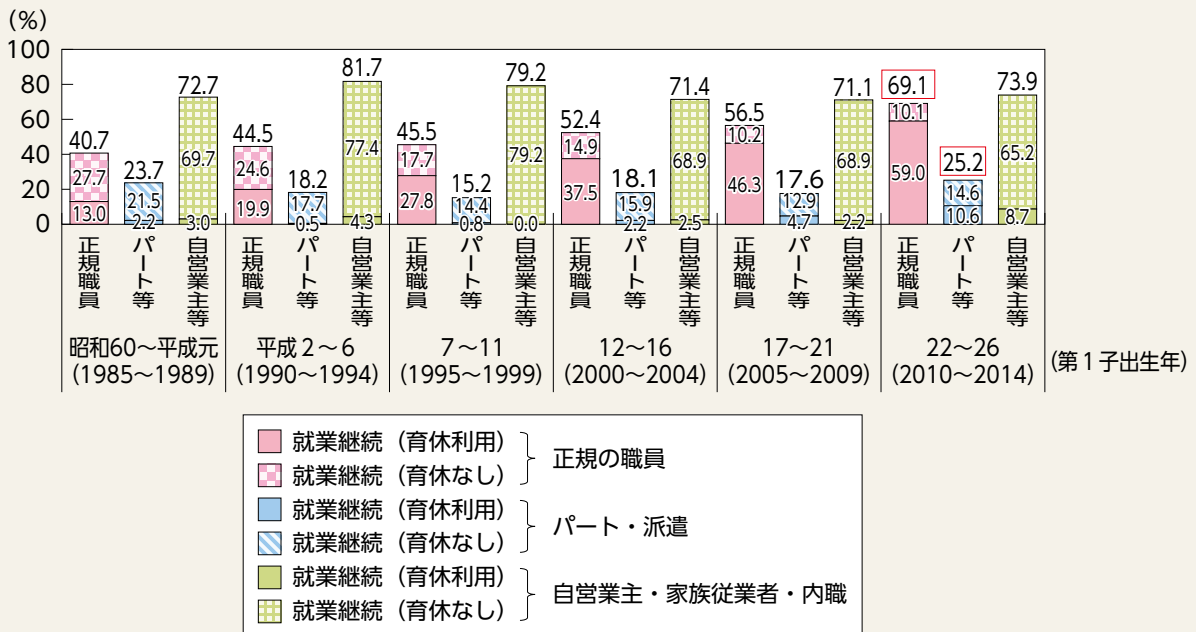
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 4. 勤続年数とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。
 5. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 6. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

I - 特 - 7 図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得 ~ 子供1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得なし ~ 子供1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業 ~ 子供1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職

I - 特 - 8 図 出産前有職者の就業継続率(就業形態別)



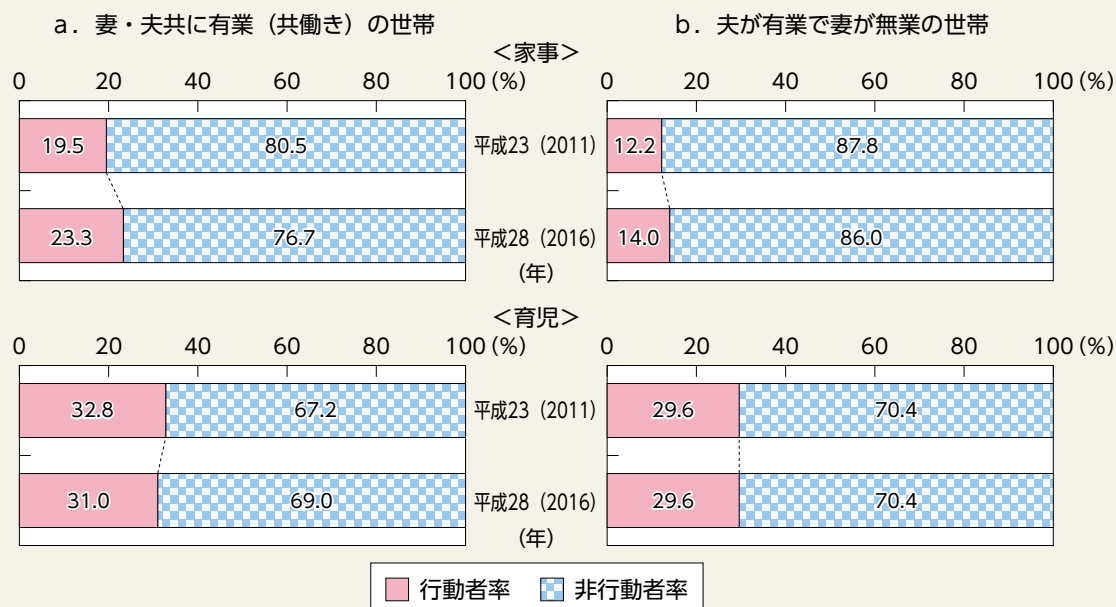
- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得 ~ 子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業 ~ 育児休業取得なし ~ 子ども1歳時就業
 4. 就業形態は妊娠判明時であり、回答者の選択による。なお、「パート・派遣」は「パート・アルバイト」、「派遣・嘱託・契約社員」の合計。

（小さな子供のいる夫婦の家事・育児の実施状況）

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児の実施状況を、1日当たりの行動者率²で見ると、「家事」については、妻・夫共に有業（共

働き）の世帯で約8割、夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行っておらず、「育児」については、妻の就業状態にかかわらず、約7割の夫が行っていない（I-特-9図）。

I-特-9図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」の行動者率（週全体平均）。
 ※行動者率……該当する種類の行動をした人の割合（%）
 ※非行動者率……100%－行動者率
 3. 本調査では、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要である。

3 家族・世帯等の状況 （世帯構造の変化）

世帯の家族類型別割合について昭和55（1980）年から平成27（2015）年の変化を見ると、「夫婦と子供」から成る世帯および「3世代等」の世帯の割合が低下し、「単独」世帯及び「夫婦のみ」の世帯の割合が上昇している。ひとり親と子供の世帯（「女親と子供」と「男親と子供」の合計）の割合も上昇し、昭和55（1980）年には5.7%であったところ、平成27（2015）年には8.9%に達しており「3

世代等」の世帯（8.6%）を上回っている（I-特-10図a）。

こうした構成割合の変化がどの年齢で生じているのかを見るため、年齢階級別の家族類型別割合を平成7（1995）年と平成27（2015）年とで比較してみる（I-特-10図c）。世帯の家族類型別割合（全体）の変化で見られた、「夫婦と子供」から成る世帯および「3世代等」の世帯の割合の低下と「単独」世帯の割合の上昇の傾向は、30代、40代、50代で顕著である。なかでもこれらの世代

² 行動者率は、該当する行動をした人の割合（%）。社会生活基本調査では①15分単位で行動を報告することとなっている②15分間にいくつかの行動をした場合は、そのうち1番時間が長かったものを報告することとなっているため、短時間の行動や他の行動と並行して育児や家事を行った場合は報告されない可能性があることに留意が必要。

においては「夫婦と子供」から成る世帯割合の低下が顕著であり、30代及び50代では10%ポイント程度、40代は、6.2%ポイント低下している。

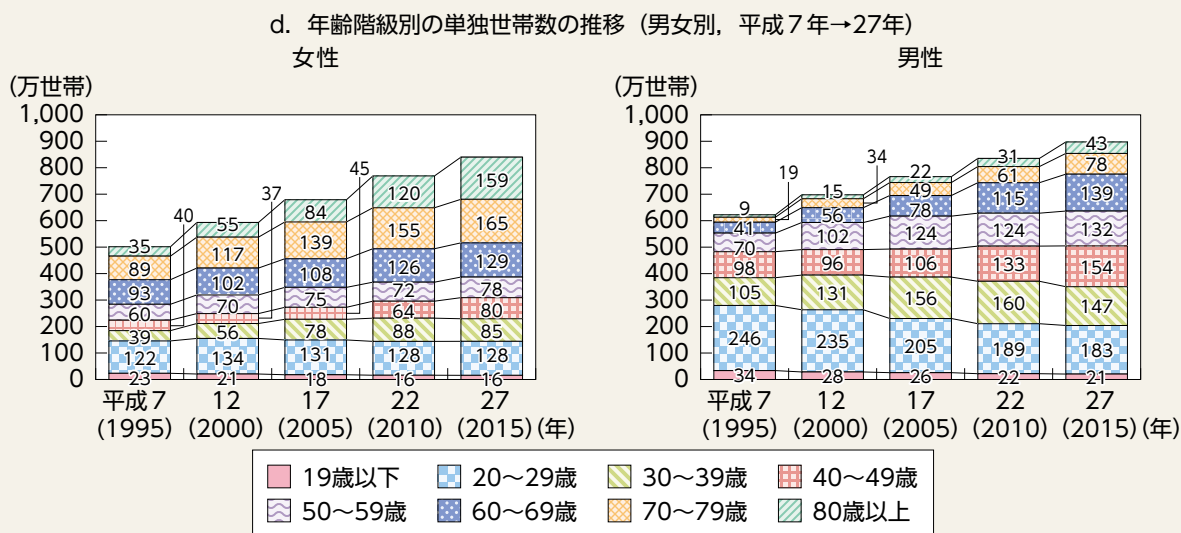
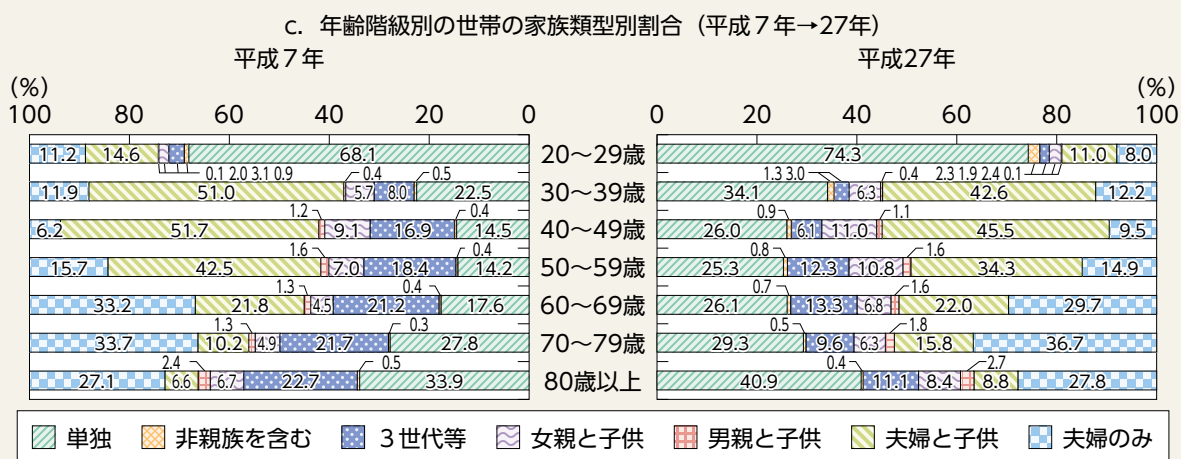
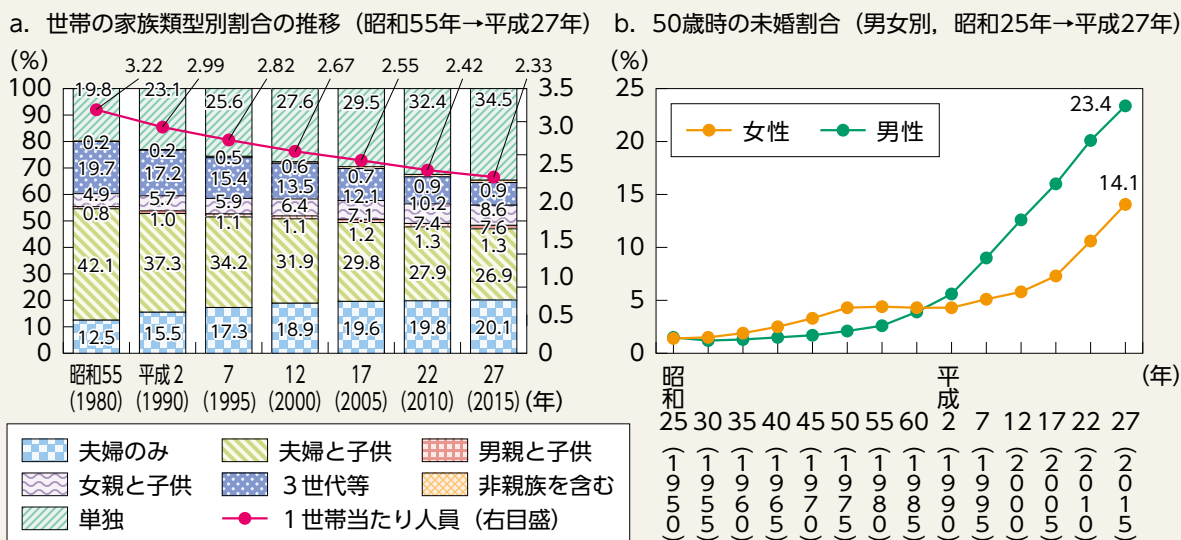
「単独」世帯割合の上昇は特に顕著であり、いずれの年齢階級においても上昇しているが、特に30代、40代、50代においていずれも10%ポイント以上上昇している（I-特-10図c）。

「単独」世帯については、高齢層の世帯数の増加も顕著である（I-特-10図d）。80歳以上での構成割合の上昇は7%ポイントだが、世帯数の変化と併せて見ると、特に女性において、70代及び80歳以上の高齢者層における単独世帯数の増加が著しい。高齢者人

口の増加に伴い配偶者と離別・死別した者が増加していることの影響が考えられる。男性においては60代の単独世帯数の増加が顕著であるが、これには50歳時の未婚率が女性に先行して上昇してきたことの影響も考えられる。

30～50代の「夫婦と子供」から成る世帯の割合低下及び「単独」世帯の割合上昇と単独世帯数の増加は、未婚率が上昇していることが影響していると考えられる。50歳時の未婚割合を見ると、男女とも平成2（1990）年以降に上昇幅が大きくなっており、平成27（2015）年では女性は14.1%、男性は23.4%となっている（I-特-10図b）。

I-特-10図 世帯構造の変化



(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. (a. c.について) 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうち、核家族以外の世帯。
 3. (b. について) 45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。
 4. (b. について) 配偶関係不詳を除く。

(共働き世帯の増加)

昭和55 (1980) 年以降, 夫婦共に雇用者

の共働き世帯は年々増加し, 平成9 (1997) 年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の

妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24（2012）年頃からその差は急速に拡大している。令和元（2019）年には、雇用者の共働き世帯が1,245万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が582万世帯となっている（I-特-11図）。

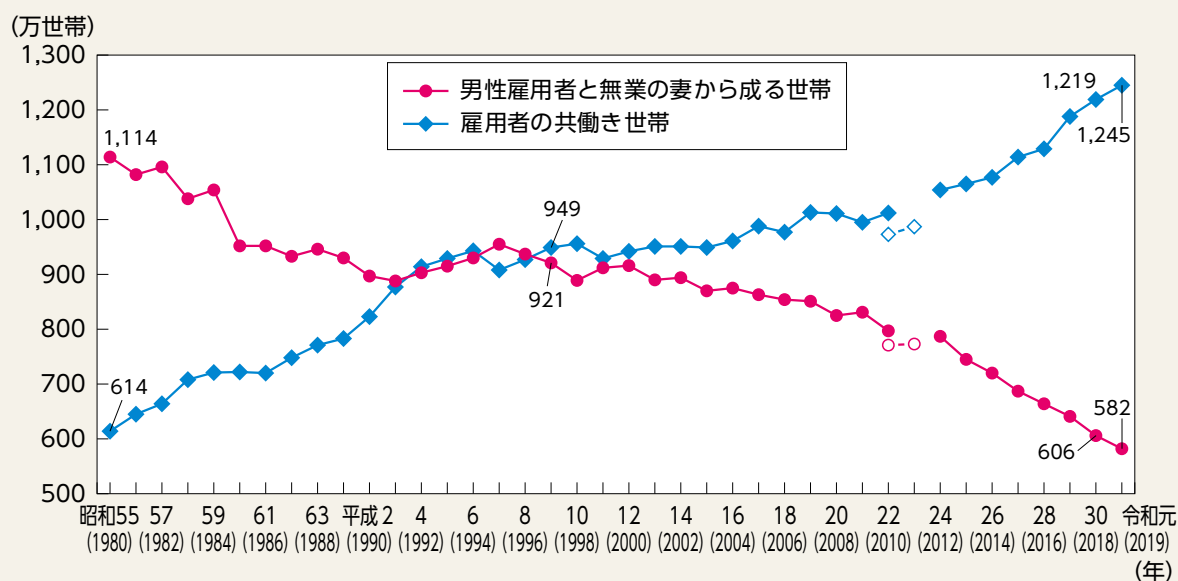
共働き世帯数を妻の就業時間別に見てみると、妻がフルタイム（週間就業時間35時間以上）の共働き世帯は平成5（1993）年以降、緩やかに漸減傾向で推移したのち、平成27（2015）年以降は上昇傾向である。直近の令和元（2019）年の世帯数（495万世帯）は、過去最多水準で500万世帯以上であった平成2（1990）年から平成6（1994）年の世帯

数に迫っている（I-特-12図）。

一方、妻がパート（週間就業時間35時間未満）の共働き世帯数は昭和60（1985）年以降、概ね一貫して上昇しており、直近の令和元（2019）年の世帯数（682万世帯）は、昭和60（1985）年当時の世帯数（229万世帯）より453万世帯増加し、当時の約3倍である（I-特-12図）。

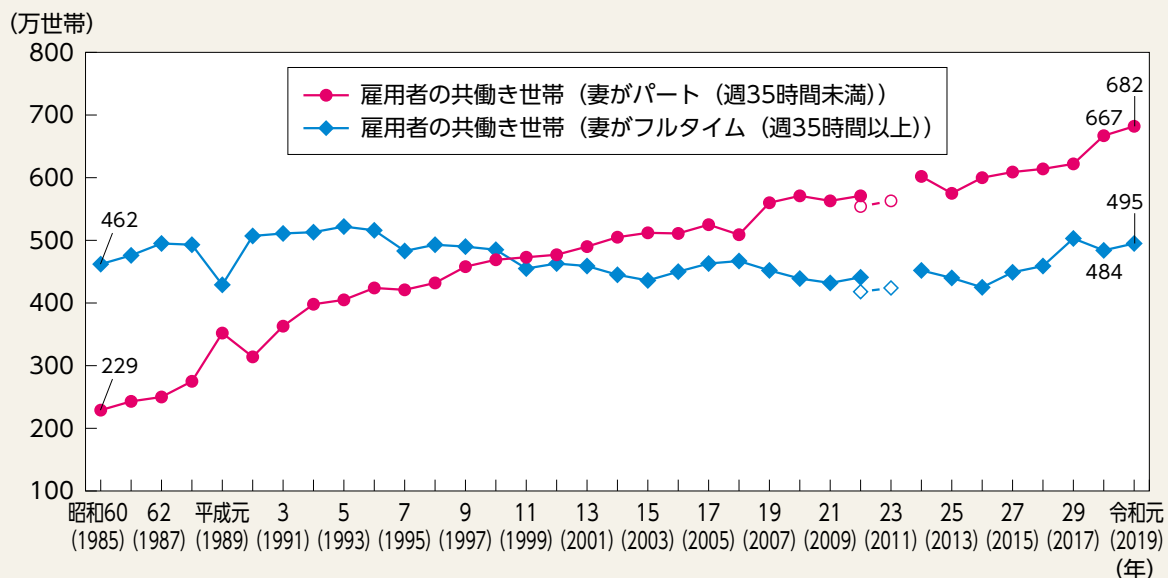
直近の令和元（2019）年の共働き世帯数は昭和55年（1980）年と比較すると631万世帯増加しているが（I-特-11図）、増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるものであるといえる。

I-特-11図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-特-12図 妻の就業時間別共働き世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「雇用者の共働き世帯(妻がパート(週35時間未満))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻がフルタイム(週35時間以上))」とは、夫は非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

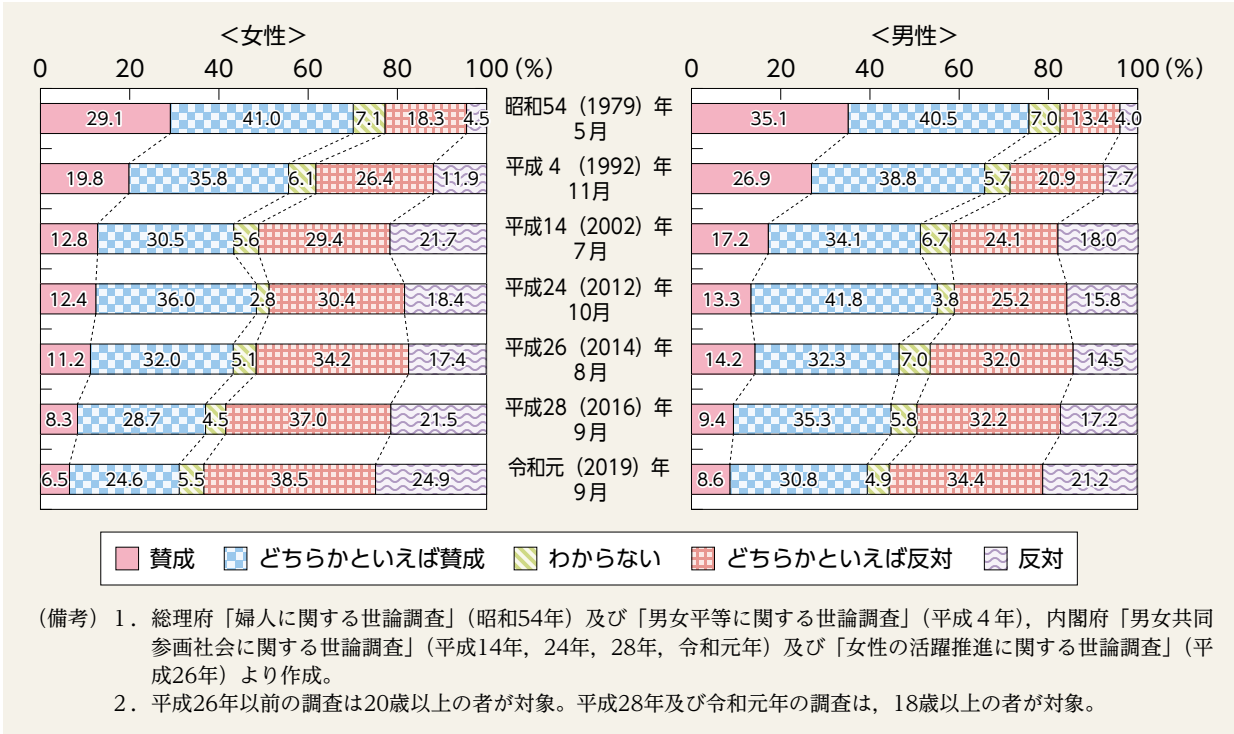
(家庭生活等についての意識の変化)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合(「反対」+「どちらかといえば反対」)は、男女とも長期的に増加傾向にある。平成28(2016)年の調査では、男女ともに反対する者の割合が賛成する者の割合(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を上回り、直近の令和元(2019)年の調査では、

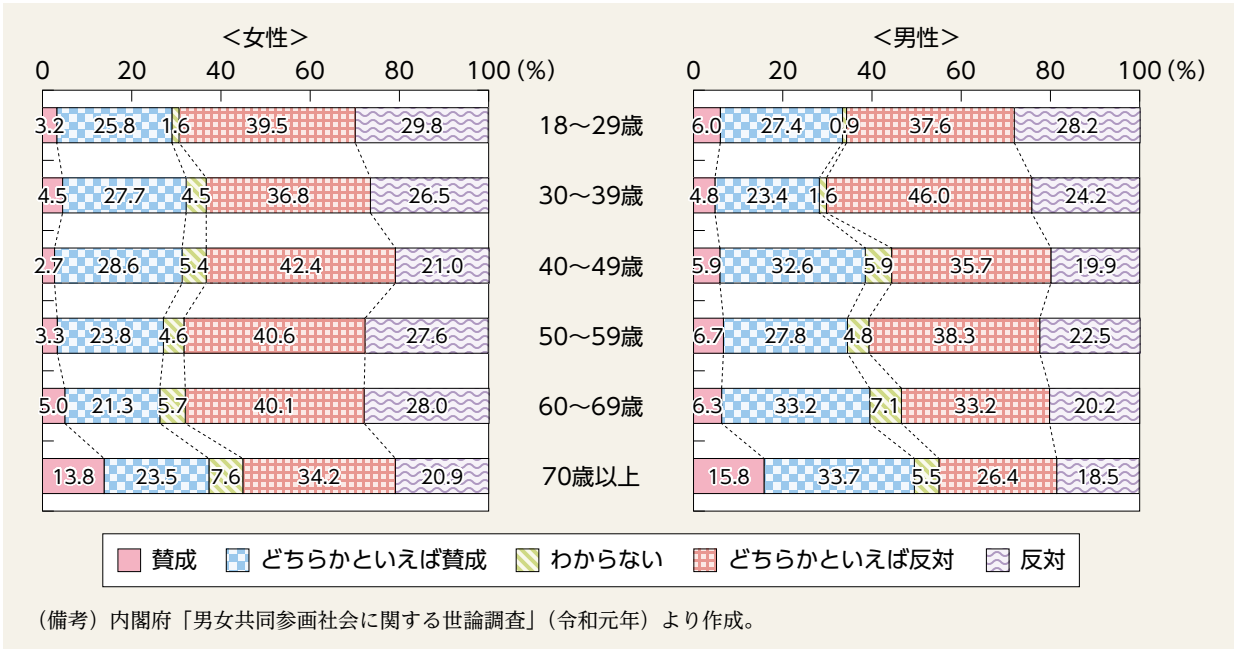
反対する者の割合が女性で63.4%、男性で55.7%となっている(I-特-13図)。

また、直近の令和元(2019)年の結果を、男女それぞれ年齢別に見ると、反対する者の割合が高い年代は、女性では18~29歳(69.4%)、50~59歳(68.2%)、60~69歳(68.1%)、男性では30~39歳(70.2%)、18~29歳(65.8%)、50~59歳(60.8%)となっている(I-特-14図)。

I-特-13図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化（男女別）



I-特-14図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の現状（男女別・年齢階級別）



一般的に女性が職業をもつことについては、昭和59（1984）年には、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人（以下「職業継続パターンがよいと考える人」という。）と「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える人（以下「再就業パターンがよ

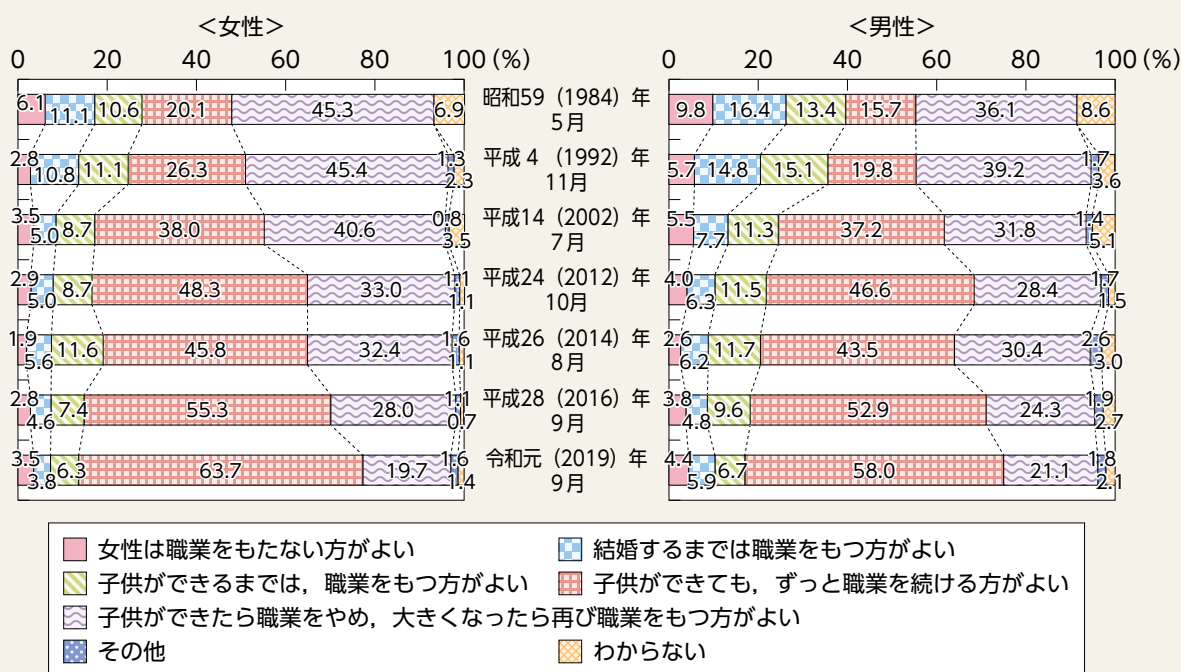
いと考える人」という。）で、女性は65.4%、男性は51.8%であったが、令和元（2019）年には、女性83.4%、男性79.1%に増加している（I-特-15図）。

「職業継続パターンがよいと考える人」と「再就業パターンがよいと考える人」の回答割合について見ると、職業継続パターンがよ

いと考える人の割合が増え、再就業パターンがよいと考える人の割合は減っている。女性のうち「職業継続パターンがよいと考える人」の回答割合は、平成24（2012）年時点で「再就業パターンがよいと考える人」の回答割合を上回り、直近では6割を超えている。男性

では「職業継続パターンがよいと考える人」の回答割合は、平成14（2002）年時点で「再就業パターンがよいと考える人」の回答割合を上回り、直近で約6割に達している（I-特-15図）。

I-特-15図 「女性が職業をもつことに対する意識」の変化



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 24年, 28年, 令和元年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年及び令和元年の調査は, 18歳以上の者が対象。
 3. 昭和59年の調査における質問文及び選択肢は以下のとおりで, 「その他」は調査していない。
 質問文 一般的に女性が職業をもつことについて, どのようにお考えになりますか。
 選択肢 (ア) 職業をもち, 結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい
 (イ) 職業をもち, 結婚や出産などで一時期家庭に入り, 育児が終わると再び職業をもつ方がよい
 (ウ) 職業をもち, 結婚を契機として家庭に入る方がよい
 (エ) 職業をもち, 出産を契機として家庭に入る方がよい
 (オ) 職業をもたない方がよい
 わからない

4 WLBや家族・世帯等の状況と「家事・育児・介護時間」・「仕事等時間」の変化との関係

1. で概観した「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移の背景には, 「2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(WLB))をめぐむ状況」や「3. 家族・世帯等の状況」の変化等があるものと考えられる。

女性の「家事・育児・介護時間」は, 昭和の終わりから平成の始め頃を境に25~29歳, 30~39歳において減少したが, 結婚している女性にあっては期間を通じて変わらない(有業の妻)か, 微減(無業の妻)にとどまっております。さらに結婚して6歳未満の子を持つ女性にあっては, 有業・無業を問わず増加している。このことから, 女性における「家事・育児・介護時間」の減少は, 晩婚化や未

婚化、相対的に当該時間が短い高齢層の増加によるものであって、結婚しさらに子供を持つことで、共働きであろうが専業主婦であろうが、「家事・育児・介護時間」は大きくは変わっていないかむしろかつてより増加していることがうかがわれる。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合は賛成の割合を上回り、直近では6割程度になっているが、実際の行動としては、妻が「家庭を守る」役割を果たしているという夫婦がほとんどであると評価できる。

男性の「家事・育児・介護時間」は、ほとんどの年齢層において低水準であるが増えている。単独世帯の増加により自分で家事をしなければならない男性が年齢にかかわらず増えていることや、相対的に当該時間が長めである高齢層の増加の影響が考えられる。また、結婚している男性の中で6歳未満の子を持つ場合は、もともと男性の中では「家事・育児・介護時間」が長めであり、かつ共働き世帯か否かにかかわらず近年増加もしている。しかしながら、女性と比較すると圧倒的に低水準である状況は変わらず、妻の有業・無業にかかわらず時間量にはほとんど差が無い。

育児によって仕事と生活の調和が大きな課題になると思われる6歳未満の子を持つ共働き世帯に着目すると、その妻は「仕事等時間」を多少削減しつつ「家事・育児・介護時間」を大幅に増加させて、育児を機に仕事と生活のバランスを大きく変えていることがうかがわれる。これに対して夫は、「仕事等時間」は変わらず、「家事・育児・介護時間」は25分増えていることから、男性においては育児をきっかけに仕事と生活のバランスを見直すのではなく、「仕事等時間」は削れない(むしろ増える)中で、「家事・育児・介護時間」も可能な範囲で増やそうとしている状況にあると考えられる。夫婦ともこのような傾向は最近10年間において基本的に変わっていない。

女性の「仕事等時間」は、65歳以上を除

き増加しており、平成8(1996)年当時男性の5割程度だったものが平成28(2016)年には6割程度となっている。もっとも年齢層別に女性の「仕事等時間」を同年齢層の男性との比較で見ると、20~24歳では1.で前述したとおり昭和51(1976)年当時の75.1%から平成28(2016)年には93.5%になり、25~29歳でも同じく41.5%から74.9%に上昇しているものの、その他の年齢層では昭和51(1976)年当時も平成28(2016)年も40~50%前後で大きな変化はない。一方で「共働き」の妻の「仕事等時間」は減少している。このことは、女性の「仕事等時間」の増加も晩婚化や未婚化によるものであること、また近年の共働き世帯数の増加も、ほとんどが、妻は短時間勤務の就業であることが背景にあると考えられる。

男性の「仕事等時間」は全体では減少しているが、30代40代は期間を通じて500分(8時間20分)前後で横ばいであり25~29歳、50代は、ここ20年は450~480分(7時間30分~8時間)で推移している。6歳未満の子を持つ場合、妻の有業・無業にかかわらず520~530分(8時間40分~8時間50分)前後であり、これは共働きの妻の約2倍である。現役世代の夫婦で見た場合、仕事をする妻は増えたがその場合のほとんどが短時間勤務であり、妻が仕事をする分、夫が仕事を減らしている訳ではない。夫も妻も「外で働く」ようになったが、働く時間は夫の方が圧倒的に長く、特に子育て期の男性の仕事負担は重い。その結果、稼働役割の多くを夫が担うという分担は大きく変わっていないと評価できる。

第2節

家族類型から見た「家事・育児・介護」と「仕事」の現状

第1節で見たとおり、中長期的に女性の「家事・育児・介護時間」は減少し「仕事等時間」

は増加してきたが、結婚したり子供を持ったりした場合、すなわち夫婦や夫婦と子供の世帯における女性は、仕事をしていてもしていなくても、その「家事・育児・介護時間」は大きく変わっていないかむしろ増加している。一方で、近年、「夫婦と子供」から成る世帯割合の低下や単独世帯の増加等により、特定の家族類型をもって標準的な家族構成とみなすことはできない状況になってきている。

そこで、この節では、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「夫婦と子供世帯」といった家族類型ごと、さらには子供の年齢層別に、「家事・

育児・介護」と「仕事」のバランスが現状ではどのようになっているかを見ていく。また「見えない家事」ともいわれる家庭のマネジメントの夫婦間の負担状況を見たとうえで、さらに、小さな子供のいる夫婦、介護が必要な者のいる家族に焦点を絞り、「家事・育児・介護時間」の長短のみならず、実施している内容や頻度に着目して、バランスや分担について掘り下げていくこととする。最後に、家族内の分担にとどまらず、外部サービスの利用についても現状を紹介する。

参考 「家事等と仕事のバランスに関する調査」について

本白書では、家事等や仕事のバランスや家族内の分担について、「時間」以外の実態（実際に担っている内容や頻度など）を詳細に把握するために、「家事等と仕事のバランスに関する調査」（令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング）の調査結果を紹介している（「第2節1.」、 「第2節2.」、 「第2節3. (1)」、 「第2節5.」並びに「第3節1. (1)及び(2)」）。

本調査の調査概要は、以下のとおりである。

(1) 調査目的

「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスの実態について、「時間」といった量的な面に加えて実際に担っている内容や頻度といった質的な面にも着目することで、より詳細に把握する（「バランス」の実態の掘り下げ）。この際、家事等や仕事のバランスや分担が人々の生活にどのような影響を与えるかについての視座を得るために、時間の長さや生活満足度等との関係にも着目する。

また、従来の家事・育児・介護に関する調査よりも、より対象者が広く、（特に育児については）時間軸も長く想定したものとする（対象者像の拡大）。

具体的には、第1節1では、男女または夫婦（夫婦全体及び6歳未満の子を持つ夫婦）におけるバランスをみたが、「第1節3. 家族・世帯等の状況」で見たとおり、近年の「夫婦と子供」から成る世帯割合の低下や単独世帯の増加等を踏まえると、多様な家族類型を視野に入れて、それぞれの家族類型に属する男女の特色や全体的な傾向を把握する必要がある。このため、夫婦+子供世帯だけではなく、単独世帯や夫婦のみ世帯なども含めた家族類型ごとに時間や実施頻度等を把握する。

育児については、子供が巣立つまでの長期にわたり、男性の参画が求められるのは乳幼児期に限られるものではないため、本調査では0歳から中学生までの子について年齢区分に応

じた分析をする。これにより、長期にわたっての夫婦のバランスや分担の状況を把握する。

(2) 調査方法

- ・インターネットモニターに対するアンケート調査
- ・インターネットモニターに、同居している配偶者（事実婚などのパートナーを含む。以下同じ）がいる場合には、配偶者にも同じ質問をしている。

(3) 調査期間

令和元年12月23日（月）～26日（木）

(4) 調査項目

「暮らしに関する調査」という名称で、以下の①～④の項目を調査した。

- ①生活時間に関する質問
- ②家事・育児・介護に関する質問
- ③外部サービス利用に関する質問
- ④生活満足度やディストレス（抑うつ・不安）に関する質問

※①～④の回答に先立ち、回答者についての状況（就業状況、世帯の状況、子供の有無や末子の年齢など）も質問し、クロス集計に用いている。

(5) 回答者数など

- ・回答者数は、13,637名（女性6,804名、男性6,833名）。このうち、モニター及び配偶者のカップルは5,486組。
- ・平成27年国勢調査における世帯の家族類型別人口割合に基づき、サンプルの割付を実施。なお、有業率や学歴による割付は行っていない。

1 家族類型ごとに見た家事・育児・介護時間と仕事等時間

家族類型や子供の年齢層の違いによって、

男女の1日の「家事時間」³、「育児時間」⁴、「介護時間」⁵及び「仕事等時間」にどのような特徴が認められるかを見してみる。

³ 食事の準備・後片付け、掃除、洗濯、衣類・日用品の整理片付けなどの家事に使う時間

⁴ 乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びの相手、乳幼児の送迎、保護者会活動に参加などの育児に使う時間

⁵ 家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事の手助けなどの介護に使う時間

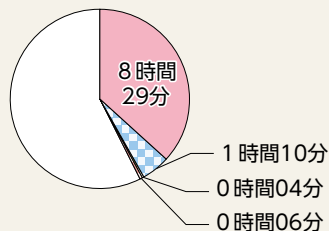
I-特-16図 家族類型（男女別）ごとの1日当たりの家事・育児・介護時間と仕事等時間

■ 仕事等時間（学業、通勤時間含む） ■ 家事時間 ■ 育児時間 ■ 介護時間 □ その他

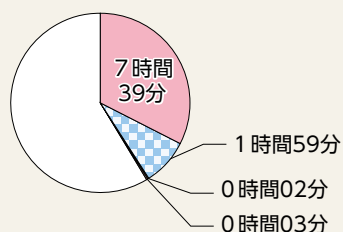
a. 仕事をしている人の「仕事のある日」

(女性)

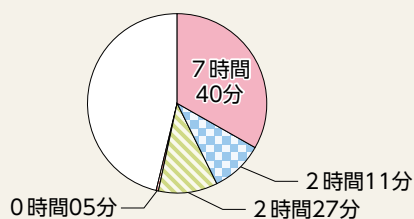
単独世帯（417人）



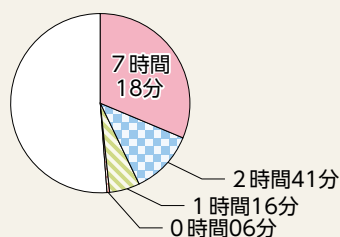
夫婦のみ世帯（730人）



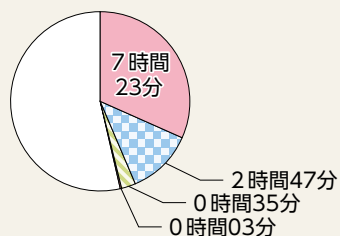
夫婦+子供（就学前）世帯（716人）



夫婦+子供（小学生）世帯（405人）

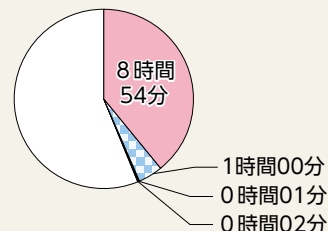


夫婦+子供（中学生）世帯（212人）

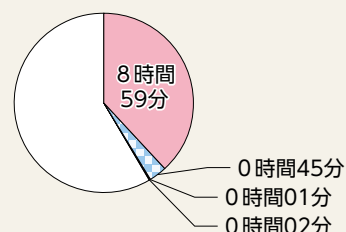


(男性)

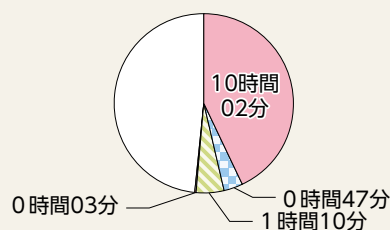
単独世帯（560人）



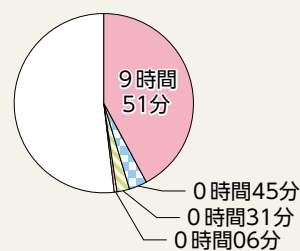
夫婦のみ世帯（1,051人）



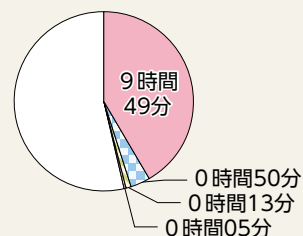
夫婦+子供（就学前）世帯（1,202人）



夫婦+子供（小学生）世帯（576人）



夫婦+子供（中学生）世帯（286人）



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

2. それぞれの用語の定義は以下のとおり。

「家事時間」: 食事の準備・後片付け, 掃除, 洗濯, 衣類・日用品の整理片付けなどの家事に使う時間

「育児時間」: 乳幼児の世話, 子供の付き添い, 子供の勉強や遊びの相手, 乳幼児の送迎, 保護者会活動に参加などの育児に使う時間

「介護時間」: 家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事の手助けなどの介護に使う時間

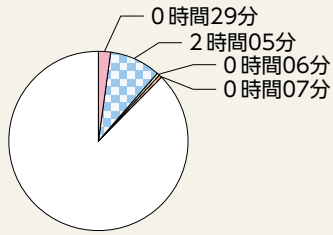
3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

■ 仕事等時間（学業、通勤時間含む） ■ 家事時間 ■ 育児時間 ■ 介護時間 □ その他

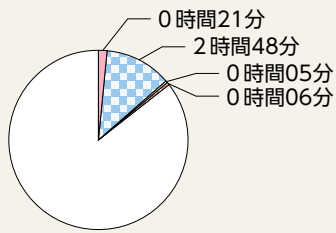
b. 仕事をしている人の「仕事のない日」

(女性)

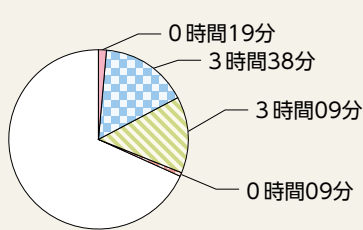
単独世帯（416人）



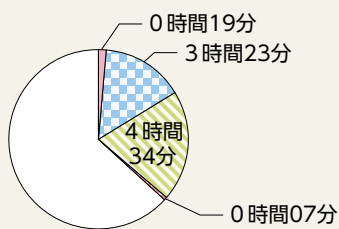
夫婦のみ世帯（728人）



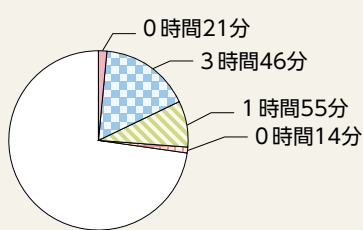
夫婦+子供（就学前）世帯（713人）



夫婦+子供（小学生）世帯（404人）

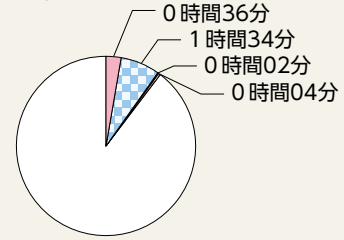


夫婦+子供（中学生）世帯（212人）

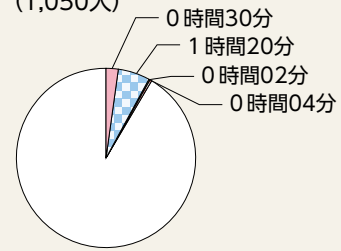


(男性)

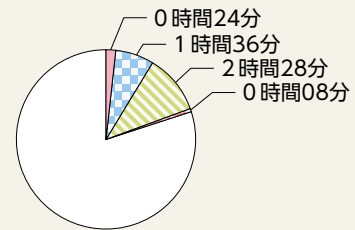
単独世帯（557人）



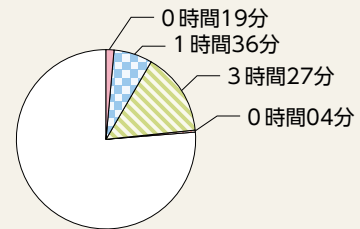
夫婦のみ世帯（1,050人）



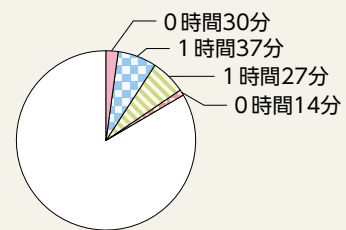
夫婦+子供（就学前）世帯（1,194人）



夫婦+子供（小学生）世帯（573人）



夫婦+子供（中学生）世帯（284人）

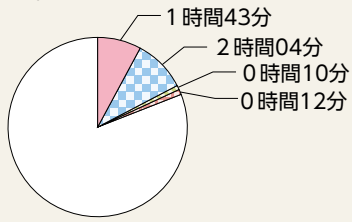


■ 仕事等時間（学業、通勤時間含む） ■ 家事時間 ■ 育児時間 ■ 介護時間 ■ その他

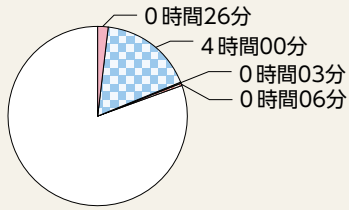
c. 仕事をしていない人の「普段の日」

(女性)

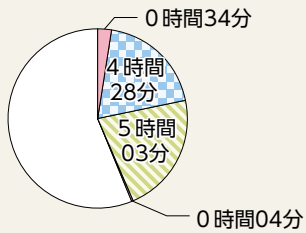
単独世帯（146人）



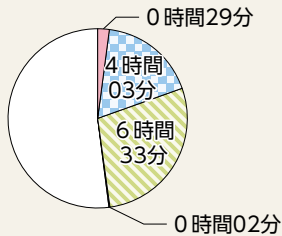
夫婦のみ世帯（712人）



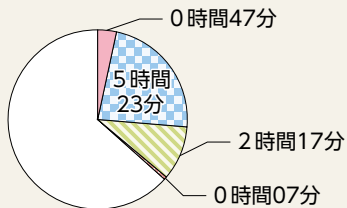
夫婦+子供（就学前）世帯（699人）



夫婦+子供（小学生）世帯（217人）

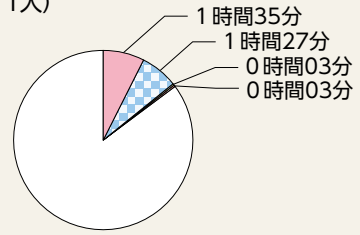


夫婦+子供（中学生）世帯（103人）

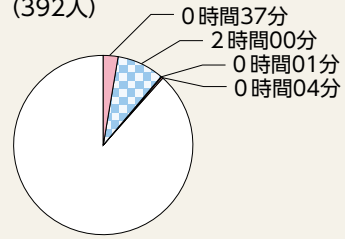


(男性)

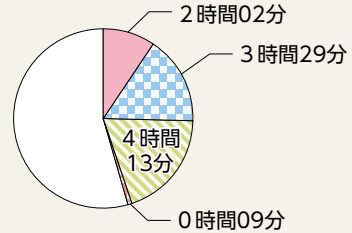
単独世帯（211人）



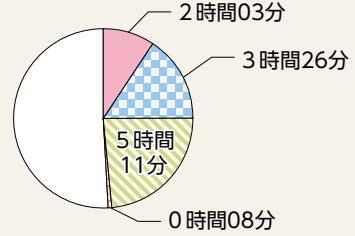
夫婦のみ世帯（392人）



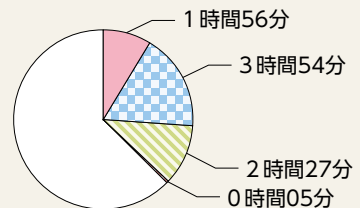
夫婦+子供（就学前）世帯（214人）



夫婦+子供（小学生）世帯（47人）



夫婦+子供（中学生）世帯（30人）



(家事時間)

仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、女性の「家事時間」は家族類型により大きく異なるが、男性の場合は家族類型により異ならないという傾向がある。この結果「家事時間」は、単独世帯では男女差がほぼないが、夫婦になると女性は男性の2倍以上になる。最も男女差が大きい家族類型は「夫婦+子供（末子が小学生）世帯」であり、女性の家事時間は男性の3.58倍である。

仕事をしている人の「仕事のない日」についても、「仕事のある日」と同様の傾向が見られ、夫婦になると女性は男性の2倍以上の家事時間となっている。

また、「夫婦+子供世帯」の女性について、仕事をしていない女性の「普段の日」を仕事をしている女性の「仕事のない日」と比較すると、「家事時間」が40分～1時間半程度長い。

(育児時間)

「夫婦+子供世帯」で仕事をしている人の「仕事のある日」を見ると、「育児時間」は、女性が男性の2.1～2.7倍程度になっている。

「仕事のない日」については、女性が男性の1.2～1.3倍程度であり、「仕事のある日」と比較すると男女差が縮まる傾向にある。男性の「仕事のある日」の中では「夫婦+子供世帯（末子が就学前）」の男性の「育児時間」が最も長い。

また、「夫婦+子供世帯」の女性について、仕事をしていない女性の「普段の日」を仕事をしている女性の「仕事のない日」と比較すると、末子が中学生になるまでは仕事をしていない女性の「育児時間」の方が2時間程度も長い。

(仕事等時間)

仕事をしている人の「仕事のある日」の「仕事等時間」を見ると、女性は「仕事等時間」の短い順に、「夫婦+子供世帯（末子が小・中学生）」、「夫婦のみ世帯」と「夫婦+子供

世帯（末子が就学前）」、「単独世帯」となるが、男性は、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」、「夫婦+子供世帯（末子が小・中学生）」、「夫婦+子供世帯（末子が就学前）」となり、ほぼ反対の傾向を示している。また、「単独世帯」では男女差はわずかであるが、「夫婦のみ世帯」では、男性が女性の1.2倍弱、「夫婦+子供世帯」では、男性が女性の1.3倍強となっている。

(「仕事等時間」,「家事時間」,「育児時間」,「介護時間」の合計時間)

「仕事等時間」,「家事時間」,「育児時間」及び「介護時間」の合計時間の長さを男女別世帯類型別に見ると、長い人から順に、仕事をしている人の「仕事のある日」で「夫婦+子供（末子が就学前）世帯」の女性（12時間23分）、同じく男性（12時間2分）,「夫婦+子供（末子が小学生）世帯」の女性（11時間21分）、同じく男性（11時間13分）となっている。仕事をしていない人の「普段の日」でも、「夫婦+子供（末子が小学生）世帯」の女性は11時間7分であり、同じく「夫婦+子供（末子が小学生）世帯」で、仕事をしている男女の「仕事のある日」と大きな違いはない。

(介護をしている人の状況)

「自身が介護をしている」と回答した人を対象に、1日の「介護時間」,「家事時間」,「育児時間」及び「仕事等時間」をしてみる（I-特-17表）。

「介護時間」については、仕事をしている人のうち「夫婦+子供世帯」においては、仕事のある日、ない日にかかわらず男女差が小さい。これに対して、仕事をしている人であっても「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」においては、女性の方が男性より「介護時間」が長い。

また仕事をしている人のうち「夫婦+子供世帯」については、「家事時間」,「育児時間」

及び「介護時間」の合計時間についても男女差が小さい。具体的には、「仕事のある日」で見ると、「夫婦+子供(末子が就学前)世帯」で女性が4時間19分、男性が4時間10分、「夫婦+子供(末子が小学生)世帯」で女性は4時間3分、男性が3時間50分となっている。

「夫婦+子供(末子が中学生)世帯」では女性が3時間43分、男性が3時間14分と若干男女差が開くが、それでも「夫婦+子供(末子が中学生)世帯」(仕事をしている人の「仕事のある日」)全体における「家事時間」「育児時間」「介護時間」合計の男女差(女性3時間25分、男性1時間8分)(I-特-16図a.)と比べると圧倒的に差が小さい。「仕事がない日」についても同様の傾向が認められる。これに対して、仕事をしている人のうち「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」においては、同合計時間についても仕事のある日、ない日とも女性が男性より長い。

「仕事等時間」は、仕事をしている人のうち「夫婦+子供世帯」を見ると、「自身が介護をしている」場合は、全体に比して男女差が大幅に短縮される。当該類型は、全体では「仕事等時間」の男女差が他の世帯類型より大きく、男性が女性の1.3倍強であるが(前述「(仕事等時間)」部分参照)、「自身が介護

をしている」場合は男性が女性の1.1倍前後(ただし、末子が中学生の場合は、女性が男性の1.1倍)になる。この場合「自身が介護をしている」か否かで大きく変わっているのは、男性の「仕事等時間」である。仕事をしている男性の仕事がある日の「仕事等時間」を、全体と「自身が介護をしている」場合と比較すると、「夫婦+子供(末子が就学前)」で10時間2分から8時間40分に、「夫婦+子供(末子が小学生)」で9時間51分から8時間51分に、「夫婦+子供(末子が中学生)」で9時間49分から7時間10分に減少している。

これらの結果を踏まえると、現状においては、男性は、育児と介護の両方を担う状況が生じた場合に初めて、自身の「仕事等時間」を短縮し、その分を家事・育児・介護に振り向けていると考えられる。他方「夫婦+子供世帯」の女性の「仕事等時間」や「家事・育児・介護時間」は全体と「自身が介護をしている」場合とで大きな差はない。

したがって、女性は育児に加えて介護も担う状況が生じて、介護分の負担が時間として純増するのではなく、家族のケア全体の一部として、仕事との時間バランスを大幅に変えることなく生活していることがうかがえる。

I-特-17表 1日当たりの家事・育児・介護時間と仕事等時間（「ふだん自身が介護をしている」と回答した人）

〈仕事をしている人：仕事のある日〉

	女性					男性				
	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間
単独世帯	22	6時間52分	2時間09分	0時間15分	1時間14分	17	6時間26分	1時間06分	0時間07分	0時間37分
夫婦のみ世帯	32	6時間54分	2時間21分	0時間09分	1時間00分	43	8時間07分	1時間12分	0時間06分	0時間39分
夫婦+子供（就学前）世帯	40	7時間28分	1時間44分	1時間42分	0時間53分	47	8時間40分	1時間30分	1時間56分	0時間44分
夫婦+子供（小学生）世帯	31	8時間15分	1時間41分	1時間11分	1時間11分	45	8時間51分	1時間33分	1時間00分	1時間17分
夫婦+子供（中学生）世帯	9	7時間56分	1時間52分	0時間31分	1時間20分	13	7時間10分	1時間15分	0時間26分	1時間33分

〈仕事をしている人：仕事のない日〉

	女性					男性				
	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間
単独世帯	22	0時間26分	3時間01分	0時間11分	1時間50分	17	0時間04分	1時間27分	0時間34分	1時間32分
夫婦のみ世帯	32	0時間30分	3時間01分	0時間13分	2時間07分	43	0時間19分	1時間40分	0時間07分	1時間40分
夫婦+子供（就学前）世帯	40	0時間47分	2時間57分	2時間46分	1時間52分	47	0時間54分	2時間29分	2時間27分	2時間02分
夫婦+子供（小学生）世帯	31	1時間00分	2時間45分	3時間41分	1時間16分	44	1時間01分	2時間32分	3時間42分	1時間25分
夫婦+子供（中学生）世帯	9	0時間25分	3時間20分	2時間12分	2時間32分	13	0時間40分	2時間41分	1時間42分	2時間38分

〈仕事をしていない人：普段の日〉

	女性					男性				
	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間	人数	仕事等の時間	家事時間	育児時間	介護時間
単独世帯	7	0時間26分	3時間30分	1時間45分	3時間34分	7	2時間45分	1時間30分	0時間15分	1時間07分
夫婦のみ世帯	29	0時間27分	3時間59分	0時間00分	1時間37分	16	1時間06分	2時間06分	0時間00分	1時間28分
夫婦+子供（就学前）世帯	7	0時間53分	3時間47分	2時間23分	1時間57分	7	2時間48分	4時間40分	1時間49分	2時間50分
夫婦+子供（小学生）世帯	12	0時間00分	3時間47分	4時間34分	1時間52分	2	5時間31分	3時間50分	2時間20分	3時間31分
夫婦+子供（中学生）世帯	4	1時間43分	3時間46分	2時間01分	2時間00分	5	1時間42分	5時間57分	2時間42分	0時間12分

- （備考）1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」（令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング）より作成。
 2. 「子供」は末子の年齢により区分した。
 3. 1年間におおよそ30日以上、何らかの介護をしている場合を「ふだん自身が介護をしている」ものとしている。

2 家事・家庭のマネジメントの分担

家事・育児・介護には、作業に要する時間や実際の作業負担以外に、日々の家事をマネジメントする責任や日々の家庭生活を滞りなく送ることが出来るようにする責任に伴う負担もある。そこで、こうした責任の所在を把握するために、夫婦の間で、「食材や日用品の在庫の把握」「食事の献立を考える」「家族の予定を調整する」といった家事のマネジメントや家庭生活のマネジメントを誰がしているかを見てみる⁶。

主だった家事・家庭のマネジメントの項目について、夫婦に分担状況を聞くと、「妻」と「どちらかという妻」との合計が、おおむね5割以上である。特に「食材や日用品の在庫の把握」「食事の献立を考える」は、「妻」とする回答が6割を超え、「どちらかという

と妻」という回答もあわせると8割を超える。

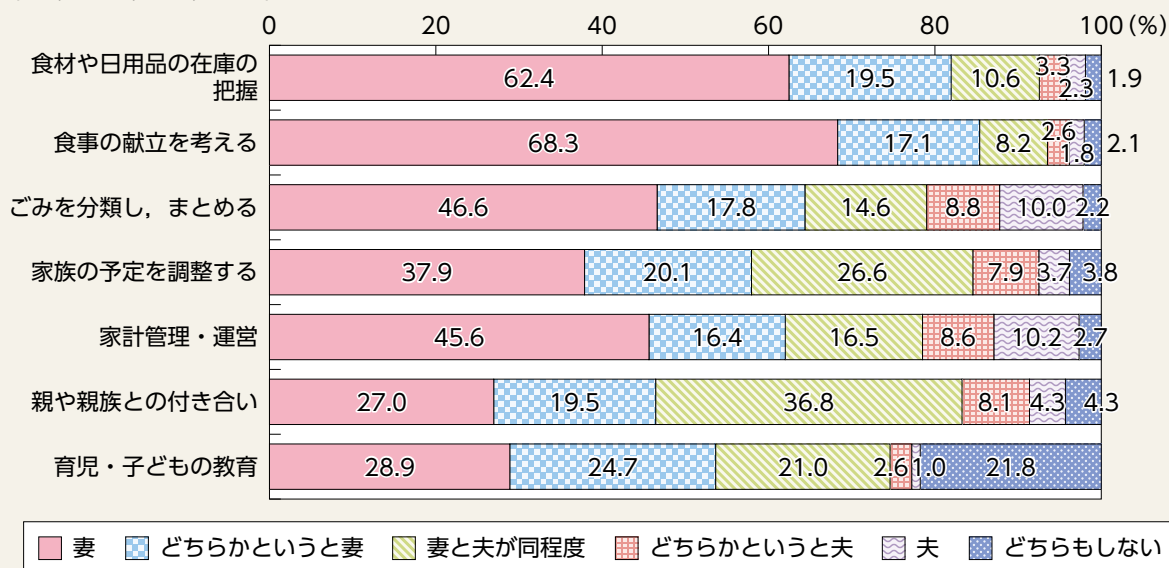
さらに、「食事の献立を考える」「親や親族との付き合い」「家計管理・運営」に絞って妻夫別及び年齢階級別の回答状況を見てみると、年齢による違いは無い（「食事の献立を考える」）、妻の回答は20代～50代まで回答状況に大きな違いは無い（「親や親族との付き合い」）、妻も夫も20代が「妻」という回答が最も多く過半数に達している（「家計管理・運営」）などの結果が得られた（付図1参照）。

以上によると、日々の家事をマネジメントする責任や日々の家庭生活を滞りなく送ることが出来るようにする責任は妻が多くを担っており、年齢が若くなると妻の責任負担割合が軽減されるという状況にもないことがうかがわれる。

⁶ 夫婦（事実婚などのパートナーを含む。）に対して同じ質問をして夫婦両方から回答を求めた。

I-特-18図 家事・家庭のマネジメントの分担（夫婦回答計）

回答者計=10,972人
(妻5,486人, 夫5,486人)



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

2. 夫婦それぞれに「(各項目について)あなた方ご夫婦の間で、次のようなことを行うのはどちらですか。」と質問し、図に掲げた選択肢で回答を得たもの。

3 小さな子供がいる夫婦

(1) 育児の実施状況

「1 家族類型ごとに見た家事・育児・介護時間と仕事等時間」では、小さな子供がいる世帯で、男女ともに仕事等時間と家事や育児に要する時間の合計時間が長い、仕事等時間の男女差が大きい、仕事をしていない場合には、その分、家事や育児時間が長くなるといった点が見られた。また、第1節「1. 『家事・育児・介護時間』と『仕事等時間』の推移」で見たとおり、6歳未満の子を持つ夫婦は、夫婦全体と比較すると、妻はもともと長い「家事・育児・介護時間」がさらに長くなり、夫は高水準の「仕事等時間」がさらに長くなるとともに「家事・育児・介護時間」がわずかに長くなり、妻は「家事・育児・介護」に夫は「仕事」により忙しくなっていることがうかがわれた。

そこで、ここでは小さな子供がいる夫婦の育児の実施状況について、実施している内容や頻度等に注目して掘り下げていくこととする。

(育児の分担割合や実施頻度)

子供の年齢を「0歳～2歳」「3歳～就学前」「小学校1年生～3年生」に区分して、各区分の年齢の子がいる夫婦について、夫の分担割合を見ると、子供の年齢が低いほど、わずかに分担割合が上がる（I-特-19図）。

さらに、主な育児の実施頻度を見てみると、以下のような結果が得られた（付図2参照）。

まず、子供の年齢にかかわらず、妻は「ほぼ毎日・毎回する」という回答割合が高く、夫は、実施する場合でも「週に1～2回程度する」又は「月に1～2回程度する」の回答割合が高い。妻は日常的な育児を担い、夫が限定的な場面で関わる傾向が明らかである。

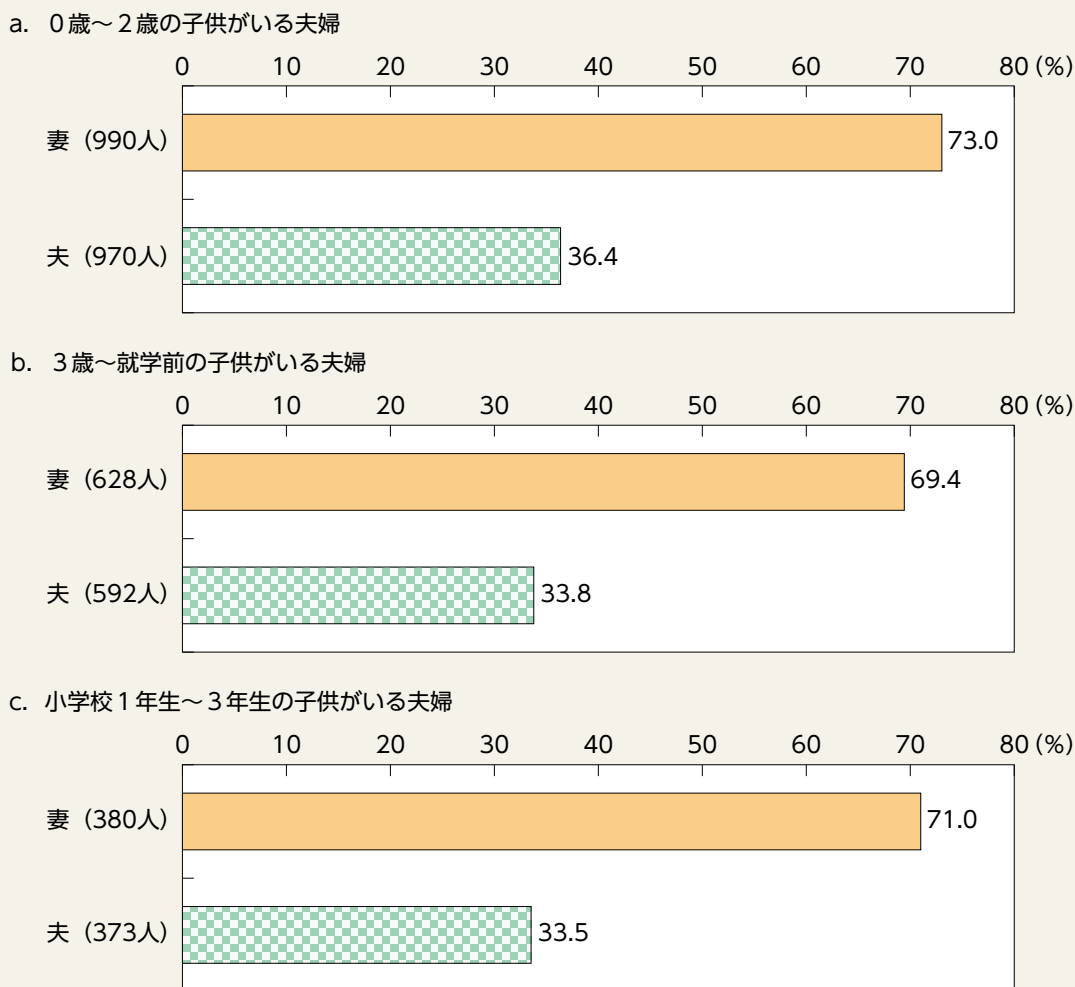
また、子供の年齢にかかわらず夫の「まったくしない」という回答割合が特に高いのは、就学前の子がいる場合の「育児に関する予定の管理」「育児に関する情報収集」「保護者会活動」、小学校1年生から小学校3年生の子供がいる場合の「保護者会やPTAの活動・個人面談」である。

次に、子供の年齢による違いについては、同じ項目や同じような内容の項目で比較すると、夫は子供の年齢が低いほど育児に関わる傾向がある。

以上によると、妻の育児負担は子供の成長により軽くなるとはいえない。子供の年齢別に妻と夫双方に育児の分担割合の認識を聞き

た結果を見ても、妻の育児分担割合は子供の年齢が上がっても小さくなってはいない。また、「育児時間」も「夫婦+子供世帯」の妻の「育児時間」は、仕事をしている場合の仕事のない日や仕事をしていない場合のいずれにおいても、末子の年齢が上がるほど短くなるわけではない（I-特-16図）。

I-特-19図 育児の分担割合（妻・夫）



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. a, b, cに記載する各年齢の子がいる夫婦それぞれに「日頃、夫婦で育児の分担はどのようにしていますか。全体を100パーセント(%)としてお答えください。」と質問し、数値(パーセント)で回答を得たもの。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

(妻の就業状況による夫の育児分担状況の違い)

夫による育児の実施頻度や分担割合については、妻の就業状況による違いも見られた(付図3参照)。

具体的には、子供の年齢を「0歳～2歳」

「3歳～就学前」「小学校1年生～3年生」に区分して、各区分の年齢の子の育児について夫の実施頻度や分担割合を見ると、妻が「フルタイム勤務」の夫は、妻が「短時間勤務」または「無業」の夫より育児に関わる傾向が

うかがわれる（ただし、子供が小学校1～3年生の場合、妻が「無業」の夫より育児に関わるとは必ずしも言えない。）また、子供が小学校1～3年生の場合、妻が「短時間勤務」の夫は、妻が「無業」の夫よりも育児への関わりが薄いことがうかがわれる。

一方、「育児に関する予定管理」や「育児に関する情報収集」「保護者会活動」などの育児のマネジメントに関する項目については、妻の就業状況にかかわらず、夫の関わりが薄い傾向がある。

（長時間労働と夫の育児分担状況との関係）

「1 家族類型ごとに見た家事・育児・介護時間と仕事等時間」では、就学前の子供のいる世帯の男性が、男性の中では最も育児時間が長い、仕事等時間も最も長いことが明らかになった（I-特-16図）。そこで、夫の長時間労働が家事や育児への参画にどのように影響するかを把握するため、夫の週間就業時間別に育児時間や家事時間の長さを見て

みる。

「仕事のある日」については、夫の週間就業時間が長いほど、育児時間が短くなる。「週間就業時間が60時間以上」の夫の育児時間は、平均的な「週間就業時間が40～48時間」の夫の育児時間より32分短い。

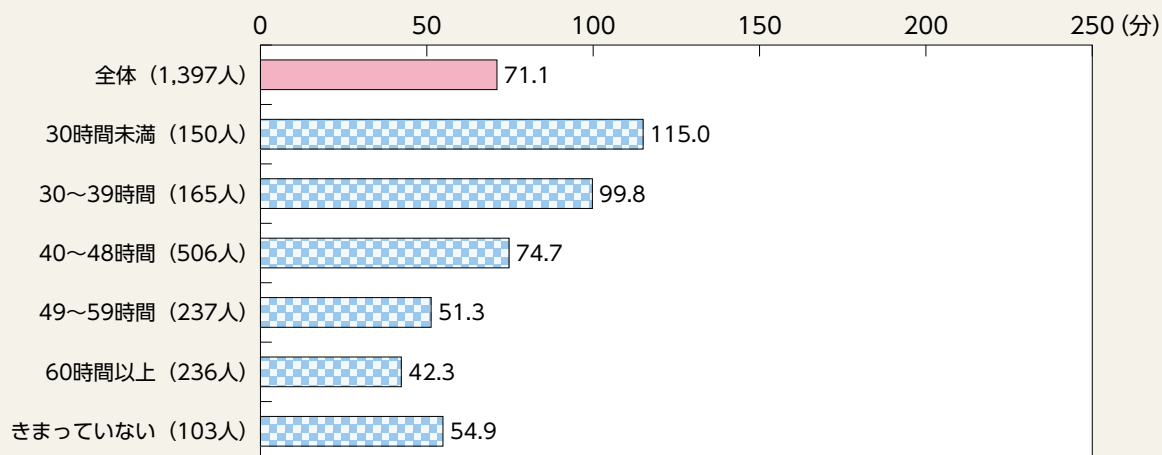
「仕事のない日」は、「仕事のある日」ほど、週間就業時間の長さや育児時間の短さとの関係はみられず、「週間就業時間30時間未満」の者を除くと、育児時間は3時間～3時間半前後に分布している。

夫の育児分担割合は、「週間就業時間30時間未満」の場合は4割であるものの、「週間就業時間60時間以上」では2割と半減しており、夫の育児分担割合は、夫の週間就業時間が長いほど低くなっている。

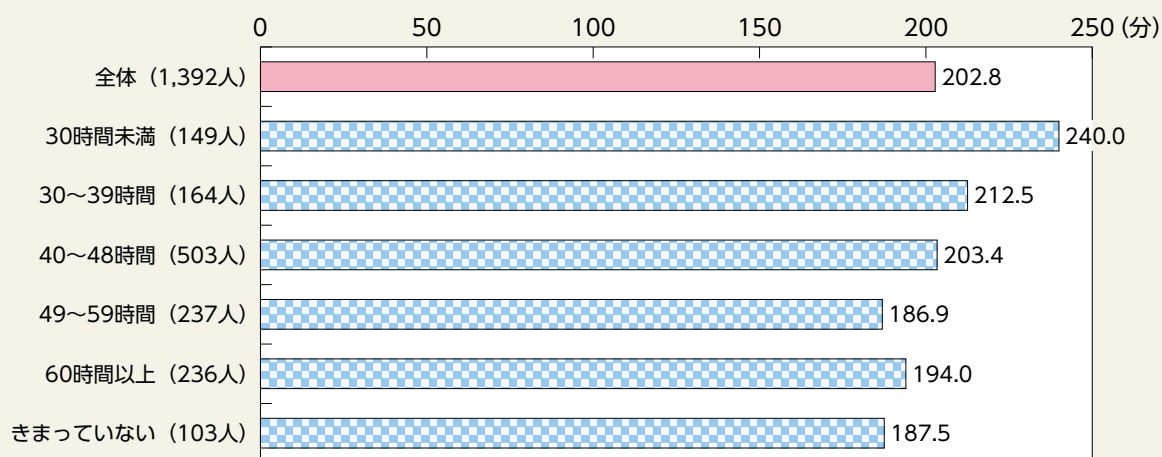
以上によると、「仕事のない日」以外は、夫の週間就業時間が長いほど、育児時間が短くなり、育児分担割合は低くなっており、夫の育児への参画には、長時間労働の解消が不可欠であることが明らかである。

I-特-20図 未就学児のいる夫の育児時間・育児分担割合（週間就業時間別）

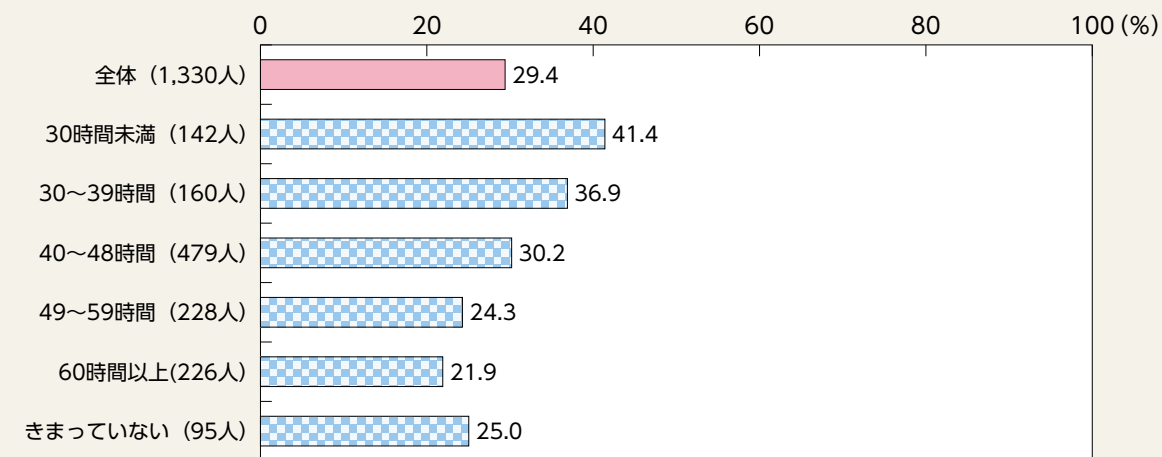
未就学児のいる夫・育児時間（仕事のある日）



未就学児のいる夫・育児時間（仕事のない日）



未就学児のいる夫・育児分担割合



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 「子供」は末子の年齢により区分した。

(2) 男性の育児休業等
(男性の育児休業取得率等)
平成30(2018)年度における男性の育児

休業取得率は、民間企業が6.16%、国家公務員が12.4%、地方公務員が5.6%で、近年上昇している(I-特-21図)。しかし、い

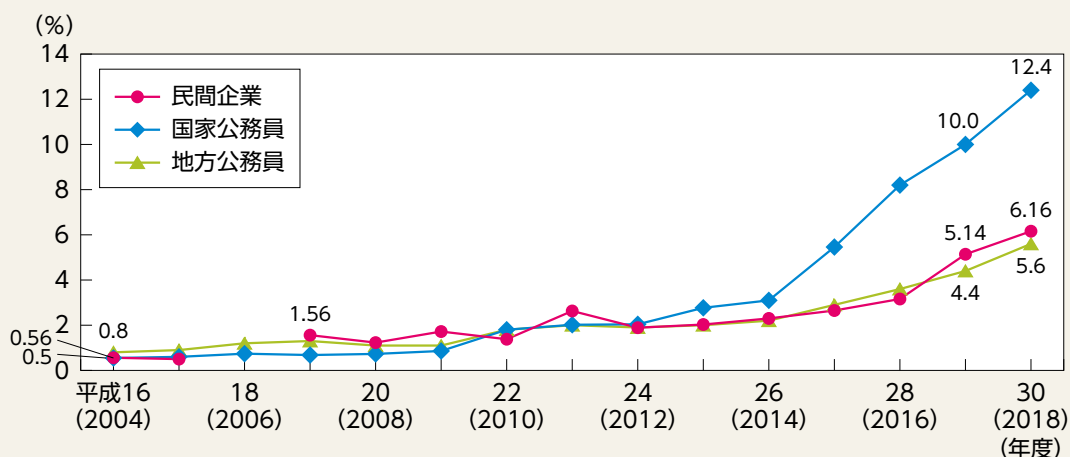
ずれも女性（民間企業82.2%，国家公務員98.5%，地方公務員99.4%）と比較すると、依然として極めて低水準にあり、男女間で大きな差がある。

加えて、育児休業取得者における取得期間別割合を見ると、女性は1年弱以上が大多数であるのに対して、男性で同等の期間を取得する者はまれであり、女性に比して圧倒的に短期間の取得となっている（I-特-22図）。もっとも、3年前の平成27（2015）年（厚生労働省「雇用均等基本調査（平成27年度）」と比較すると、民間企業における男性の育児休業取得期間割合は、5日未満が56.9%か

ら36.3%に大幅に減少するとともに5日～2週間未満が17.8%から35.1%に大幅に増加しており、男性の育児休業取得の傾向に大きな変化が生じていることがうかがわれる。

平成30（2018）年度における配偶者出産休暇⁷取得率は、国家公務員が84.6%（平成29（2017）年度は79.6%）、地方公務員が73.6（同74.0%）%であり、男性の育児参加のための休暇⁸取得率は、国家公務員が74.5（同63.2%）、地方公務員が38.3（同36.1%）であり、地方公務員の配偶者出産休暇率を除き前年度より上昇している。

I-特-21図 男性の育児休業取得率の推移

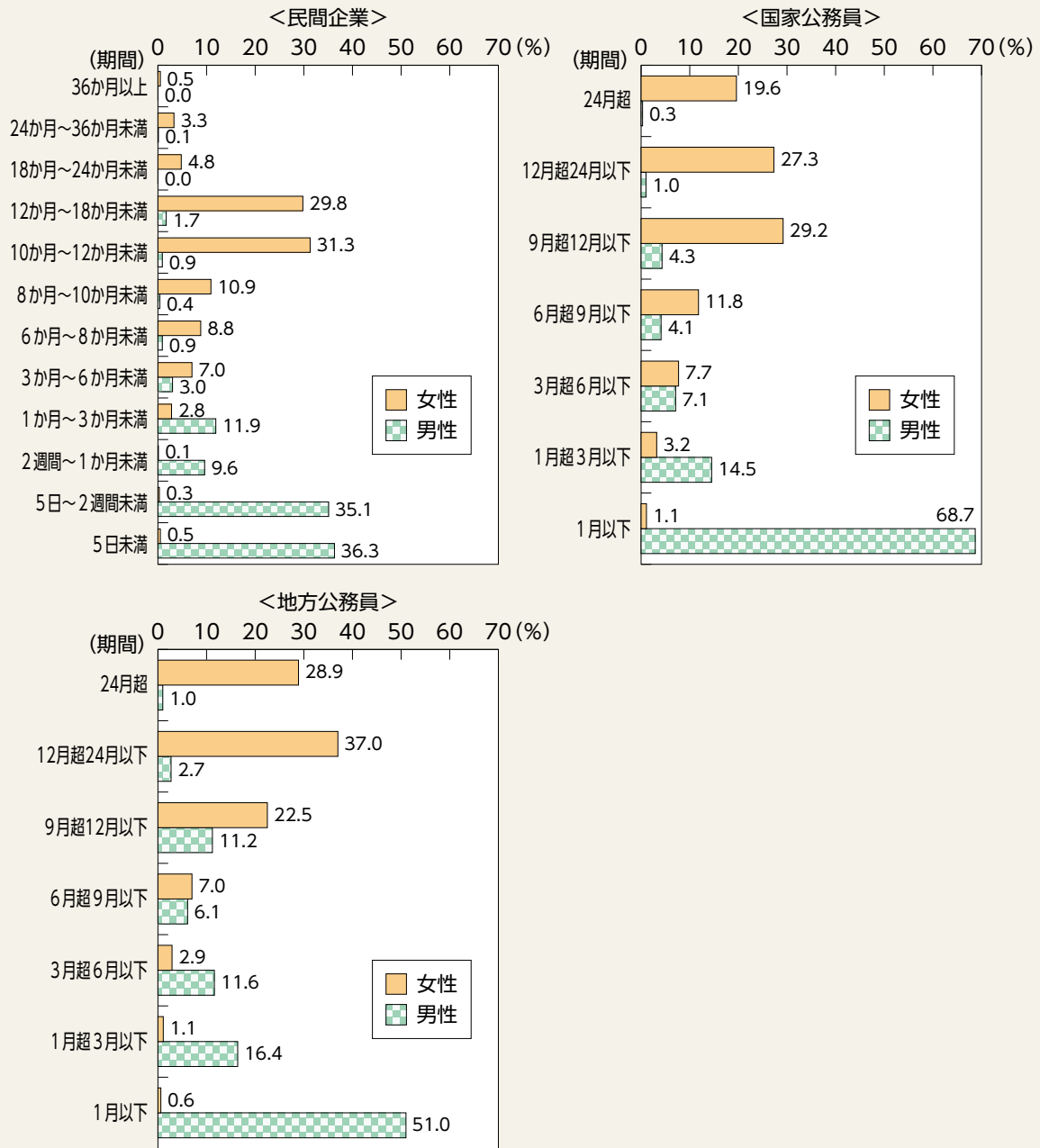


- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から22年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成23年度及び24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

⁷ 出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等を行う場合に、2日の範囲内の期間。

⁸ 妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に対し、5日の範囲内の期間。

I - 特 - 22図 育児休業取得期間別割合



- (備考) 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成30年度)及び内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(令和元年)」及び総務省「平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
 2. 民間企業の調査対象は、常用雇用者5人以上を雇用している民営事業所。国家公務員は、一般職(行政執行法人職員を除く)及び防衛省の特別職の数値。
 3. 民間企業は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した者に対して、育児休業の取得期間を聞いたもの。国家公務員及び地方公務員は、平成30年度に新たに育児休業を取得した職員に休業期間を聞いたもの。
 4. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

4 介護が必要な者がいる家族

(1) 介護を行う者の概況

(介護者の男性割合が増大)

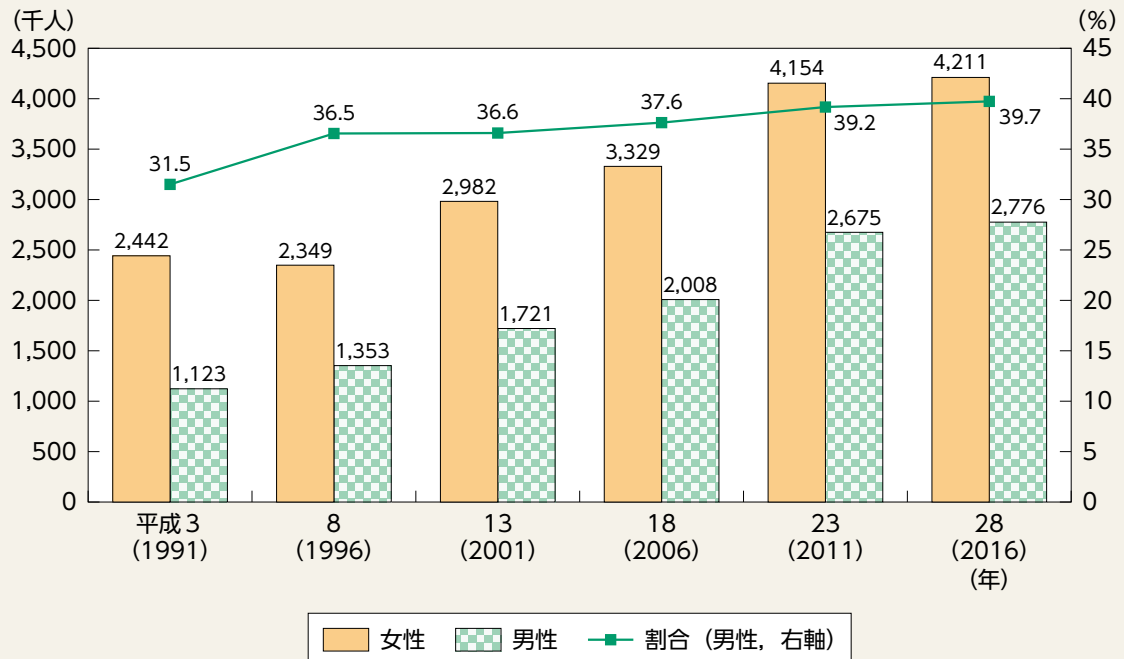
15歳以上でふだん家族を介護をしている人(以下「介護者」という。)は、近年、男

女ともに増加しており、平成28(2016)年では男性介護者は277万6千人、女性介護者は421万1千人となっている。これは、平成3年(1991)年と比較して、男性介護者は2.5倍、女性介護者は1.7倍である。平成28

(2016) 年において介護者全体に占める男

性の割合は39.7%となっている。

I-特-23図 介護者数の推移（男女別，平成3（1991）年→平成28（2016）年）



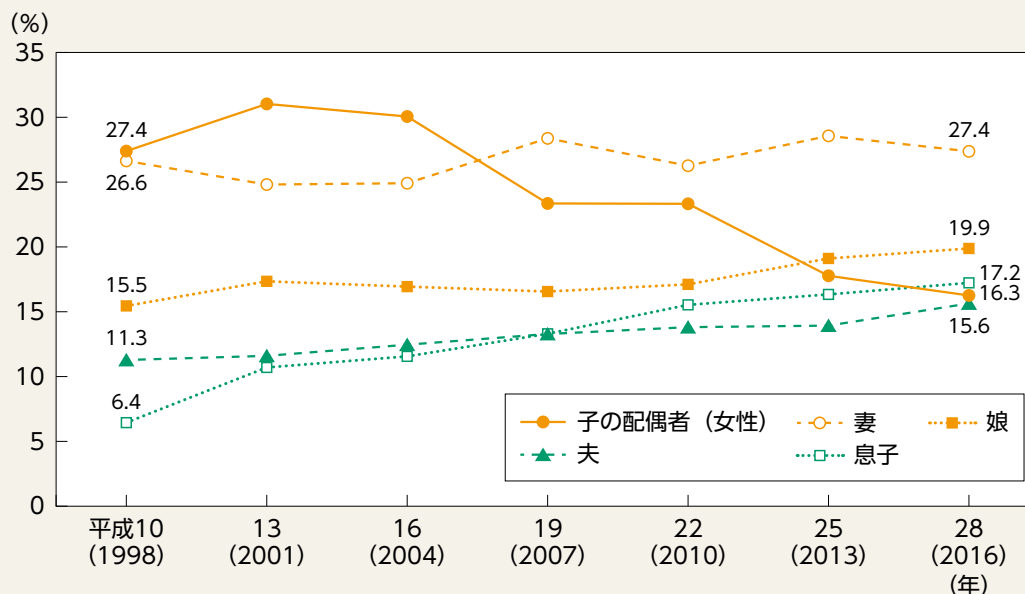
(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 当該調査における「介護」とは、日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際に、何らかの手助けをすることをいう。
介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含み、一時的に病気などで寝ている人に対する介護は除く。
普段の状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とする。

男性の介護者が増加してきたのは、配偶者の親を介護する女性すなわち「嫁が舅や姑の介護をする」パターンが減り夫婦がそれぞれ実親の介護を担うパターンが増えたことや、未婚男性が親を介護したり既婚男性が配偶者を介護したりという形で介護を担う男性が増えてきたことが背景にあると考えられる。

同居の主な介護者を続柄別に見ると、平成10(1998)年に最も多かった「子の配偶者(女性)」(27.4%)が平成16(2004)年以降に大きく減少し、直近では16.3%となっている。一方、平成10(1998)年当時には6.4%であった「息子」及び11.3%であった「夫」が増加し、それぞれ17.2%、15.6%となっている。

妻が夫の介護を担うパターンが多く、期間を通じて25~28%前後で推移している。しかし、その他の続柄においてはそれぞれが占める割合の差は急速に縮小しており、平成10(1998)年においては、最小の「息子」(6.4%)と最大の「子の配偶者(女性)」(27.4%)の差は21%ポイントの範囲で散らばっていたものが、平成28(2016)年においては、最小の「夫」(15.6%)と最大の「娘」(19.9%)とわずか4.3%ポイントの範囲に収束している。このことから、家族の介護の担い手が近年多様化しており、その中で男性が家族の介護を担うことが決して珍しくはなくなっていることが分かる。



（備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

2. 当該調査における「主な介護者」とは、主な介護者とは、「介護を要する者」を主に介護する者（配偶者、子などの家族や親族等と訪問介護事業者）をいう。

（働きながら介護をしている人の割合等）

男女ともに働きながら介護をしている人は多い。平成28（2016）年において女性介護者の50.7%，男性介護者の66.0%が仕事を持っている。介護をしている人が全年齢層を通じて最も多く、かつ年齢層別人口比で1割を占めるいわば介護の担い手のボリュームゾーンである50代及び60代について見ると、男性介護者は50代で90.8%，60代で65.3%が仕事を持っている。女性介護者はそれぞれ68.5%，40.1%である。

介護者に占める仕事を持つ介護者の割合は、5年前（平成23（2011）年）と比較して、女性介護者では比較的若い層（30歳未満から50代）で上昇しているが、男性介護者では逆に若い層（30歳未満，30代）で低下している。特に30歳未満の傾向は男女で対照的であり、女性介護者が20%ポイント以上増加しているのに対して男性介護者が20%ポイント以上低下し、この結果男女の割合が逆転した（介護者に占める仕事を持つ介護者の割合は、平成23（2011）年において女性と男性でそれぞれ52.3%と73.5%，平成28

（2016）年においてはそれぞれ73.5%と51.1%）。

フルタイム勤務をしながら介護をしている人も多い。介護者に占めるフルタイム勤務の介護者の割合は5年間で男女とも上昇している。実数が多い50代において男性は61.4%から70.7%に、女性は28.4%から35.2%に上昇しているほか、概ね男女すべての年代で上昇ないしは横ばいの傾向を示しているが、30歳未満の男性においては51.9%から39.0%に大きく減少しており、この点でも5年間で30歳未満の介護者の様相が男女で逆転している（介護者に占めるフルタイム勤務の介護者の割合は、平成23（2011）年において女性と男性でそれぞれ39.2%と51.9%，平成28（2016）年においてはそれぞれ55.6%と39.0%）。

高齢者の就業機会の拡充、女性の就業率の上昇などにより、今後も50代や60代において働きながら介護をしている人は増加することが見込まれる。他方、30歳未満の若い介護者において、仕事と介護をめぐる状況やその男女における違いの様相が急速に変化して

いることにも留意が必要である。特に30歳未満の男性介護者については、5年間で介護者総数やその人口比に大きな変化が見られない中で、仕事を持つ介護者やフルタイム勤務

の介護者が大幅に減少していることから、この年代の個々の男性介護者における仕事と介護の在り方が短期間で大きく様変わりしている可能性が高い。

I-特-25表 仕事を持つ介護者・フルタイム勤務の介護者の割合（平成23（2011）年／平成28（2016）年）

平成23（2011）年

性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)
女性	総数	4,154	7.5	1,975	47.5	860	20.7
	30歳未満	237	2.5	124	52.3	93	39.2
	30代	333	3.8	196	58.9	117	35.1
	40代	570	6.7	339	59.5	158	27.7
	50代	1,279	16.1	790	61.8	363	28.4
	60代	1,043	11.1	426	40.8	116	11.1
	70歳以上	691	6.0	100	14.5	12	1.7
男性	総数	2,675	5.1	1,862	69.6	1,126	42.1
	30歳未満	162	1.6	119	73.5	84	51.9
	30代	154	1.7	142	92.2	110	71.4
	40代	355	4.1	324	91.3	264	74.4
	50代	709	9.1	644	90.8	435	61.4
	60代	778	8.9	509	65.4	226	29.0
	70歳以上	517	6.2	123	23.8	8	1.5

平成28（2016）年

性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)
女性	総数	4,211	7.6	2,137	50.7	1,012	24.0
	30歳未満	117	1.3	86	73.5	65	55.6
	30代	279	3.7	177	63.4	113	40.5
	40代	615	6.6	447	72.7	240	39.0
	50代	1,193	15.6	817	68.5	420	35.2
	60代	1,233	13.3	495	40.1	157	12.7
	70歳以上	775	6.2	115	14.8	17	2.2
男性	総数	2,776	5.3	1,831	66.0	1,193	43.0
	30歳未満	141	1.5	72	51.1	55	39.0
	30代	124	1.6	106	85.5	87	70.2
	40代	363	3.8	327	90.1	270	74.4
	50代	716	9.4	650	90.8	506	70.7
	60代	838	9.5	547	65.3	251	30.0
	70歳以上	593	6.4	129	21.8	24	4.0

- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 介護の定義は、I-特-23図と同じ。
 3. 「仕事を持つ介護者」は、介護者のうち有業者、「フルタイム勤務の介護者」は、雇用されている人のうちフルタイムの介護者をいう。
 4. 当該調査における「フルタイム勤務」とは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務（1日8時間で週5日など）をいう。

(2) 家庭による介護の実施状況

家族が実施している介護の内容や頻度を見ても、「育児」の実施状況（付図2参照）と比較して、「介護」の実施状況は男女差が大幅に少ない（付図5参照）。

家庭における介護は、様々な続柄の者が行うようになり、また、単独で介護をする場合もあれば、複数で分担をして行う場合もあるなど多様な形が想定されることから、現在

は、女性だけでなく男性も介護を担うことが増えていると考えられる。

5 外部サービスの利用 (家事支援サービス)

平成30年（2018年）に実施された調査⁹によると、家事支援サービスの利用状況は、「現在、利用している」が1.8%、「過去に利用していたことがある（現在は利用していない）」

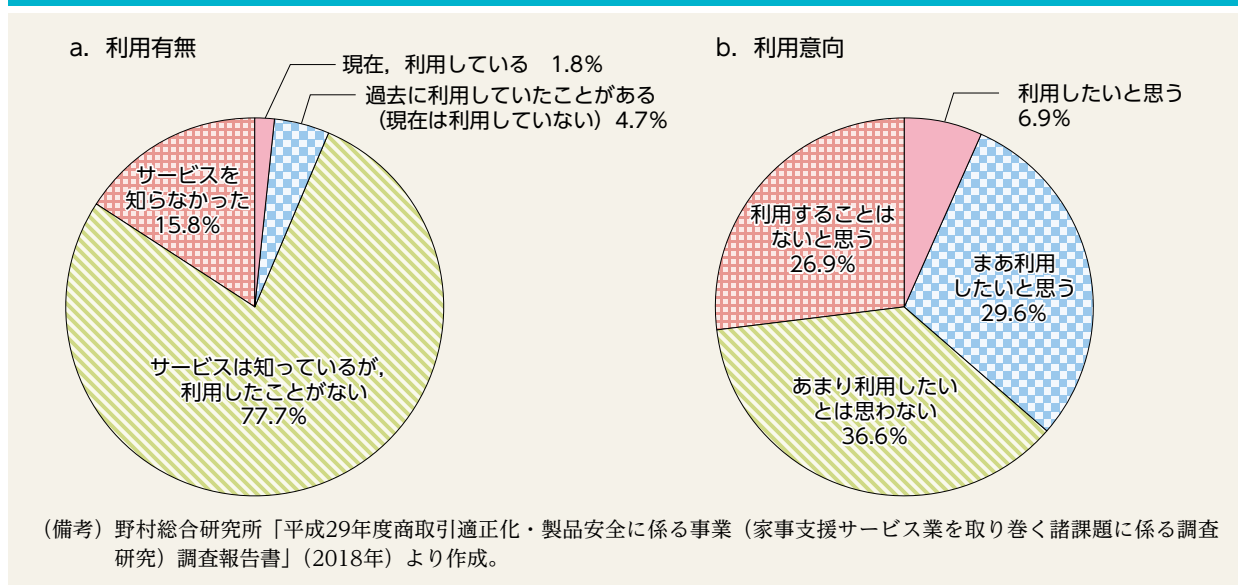
⁹ 「平成29年度商取引適正化・製品安全に係る事業（家事支援サービス業を取り巻く諸課題に係る調査研究）調査報告書」（平成29年度経済産業省委託事業・株式会社 野村総合研究所）

が4.7%となっており、両者を合わせても利用者は6.5%にとどまっている。

一方、利用したことがない人に対する「将来利用したいと思うか」との質問については、「利用したいと思う」が6.9%、「まあ利用し

たいと思う」が29.6%となっており、実際の利用率の低さと比較すると潜在的な利用意向が大きいことがうかがわれる。(I-特-26図)。

I-特-26図 家事支援サービスの利用の有無・利用意向



利用したことがない人の「家事支援サービスを利用していない理由」については、「家族内で対応できており、サービスを利用する必要性を感じないため」が最も多く(19.8%)、「他人に家の中に入られることに抵抗があるため(17.5%)」、「所得に対して価格が高いと思われるため(15.1%)」、「他人に家事等を任せることに抵抗があるため(12.1%)」が続いている。「サービスが利用しにくい(1.1%)」等、家事支援サービスを利用していない理由としてサービスの内容や品質を挙げる回答割合は高くなかった。

(育児支援)

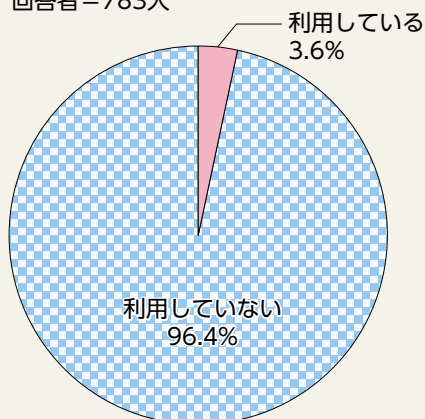
ベビーシッター、ファミリーサポートセンターなどの育児支援の利用状況については、「利用している」という回答割合が3.6%にとどまり、一般的な利用からは程遠い状況である。

学童保育の利用者は4割程度である。利用時間については「2時間未満」「2時間以上～3時間未満」「3時間以上4時間未満」が多い。

I-特-27図 育児支援の利用状況

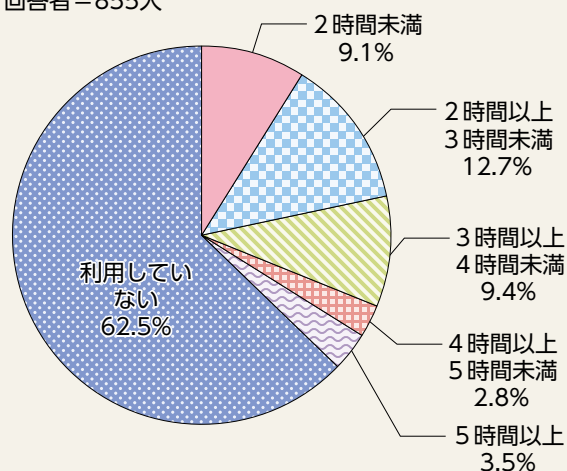
a. ベビーシッター、ファミリーサポートセンターなど育児支援の利用状況

回答者=783人



b. 学童保育（公的のもの、民間のもの）の利用状況（1日あたりの利用時間）

回答者=855人



（備考）1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」（令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング）より作成。

2. a. は、同居する小学校1～3年生の子供を対象とした育児支援の利用状況

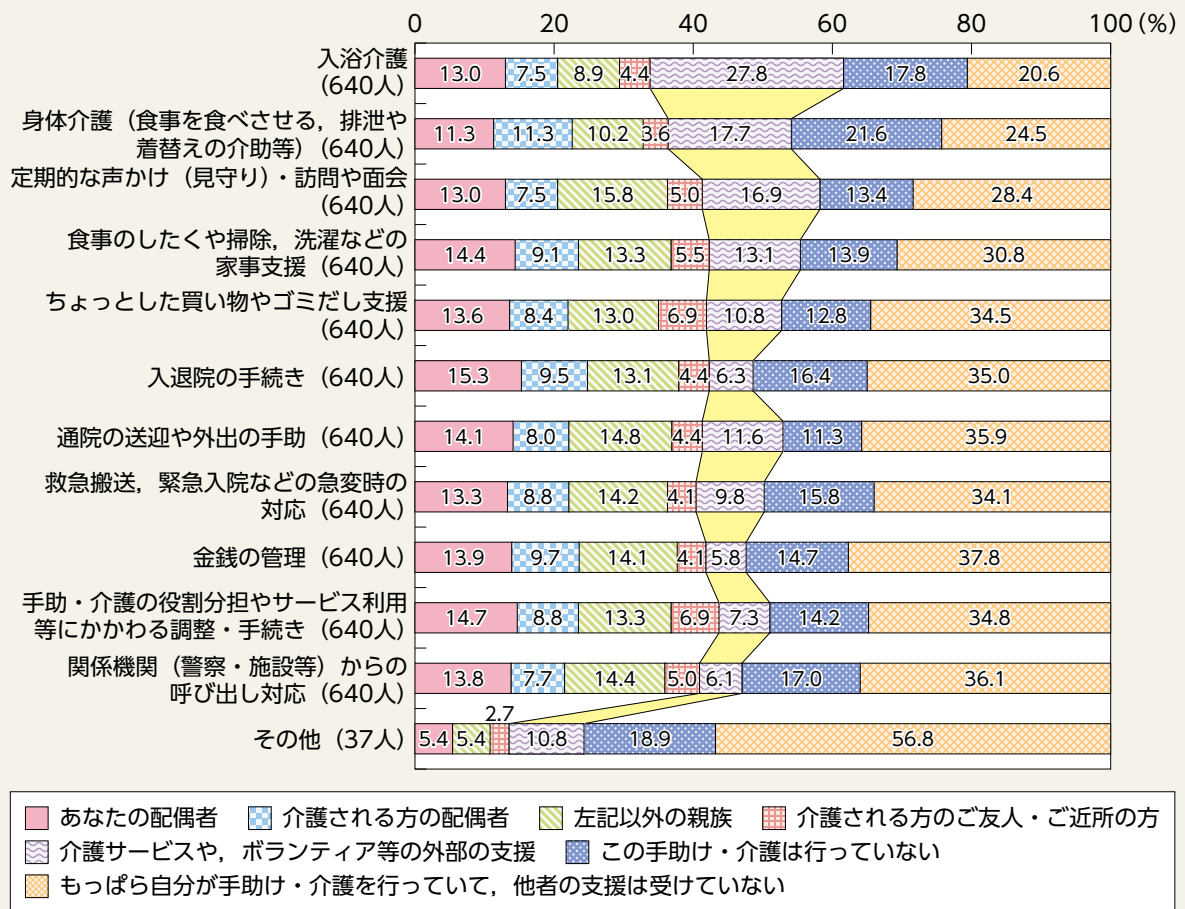
3. b. は、同居する小学校1～3年生の子供を対象とした利用状況

（介護サービスなど）

介護をしている本人に対して、介護内容ごとに、自分以外に介護を担っている人について聞くと、「介護サービスや、ボランティア等の外部の支援」は、最も多いものでも「入浴介護」で27.8%であり、外部支援に頼ら

ない介護をしている場合が多いことがうかがわれる。「入浴介護」以外は、「もっぱら自分が手助け・介護を行っていて、他者の支援は受けていない」という回答割合が最も多く、2～3割台となっている。

I-特-28図 介護サービスやボランティアなど外部の支援の利用状況



(備考)「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

(利用意向)

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)によると, 保育所, 訪問介護, 家事支援などの外部サービスの利用意向について, 「外部サービスを利用しながら行いたい」とする回答割合は, 「介護」が62.9%で最も高い。一方, 「育児」と「育児・介護以外の家事」における外部サービスの利用意向はそれぞれ33.5%, 26.3%で, 「外部サービスを利用せずに行いたい」とする回答割合の方が高い (I-特-29図)。

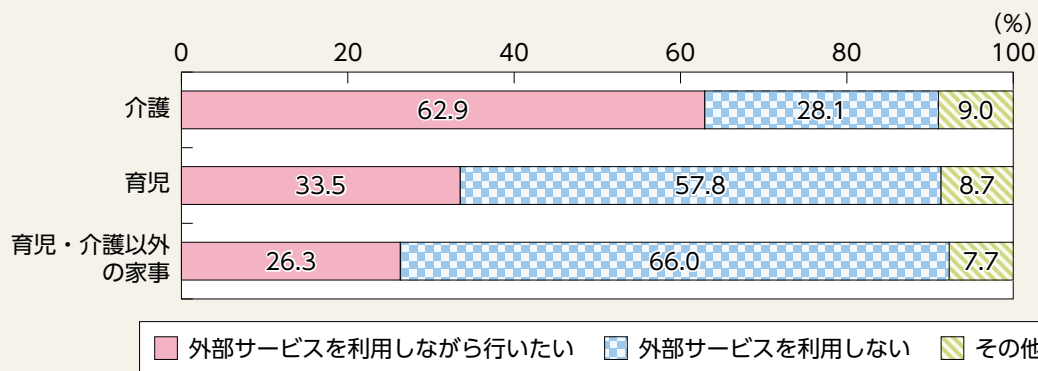
性別・年齢別にみると, 育児について「外部サービスを利用しながら行いたい」とする回答割合は女性の30代~50代で高く, 30代で44.5% (男性は37.0%), 40代で40.6%

(男性は34.3%), 50代で42.7% (男性は30.6%) である。

介護については, 「外部サービスを利用しながら行いたい」とする回答割合が, 70歳以上を除き, 男女ともにいずれの年代も6割を超えている (女性の70歳以上は50.7%, 男性の70歳以上は49.6%)。特に回答割合が高いのは, 女性の30代 (76.1%) 及び40代 (75.0%) である。

家事については, 「外部サービスを利用しながら行いたい」とする回答割合が, 男女ともにいずれの年代も2~3割程度である。特に回答割合が低いのは, 女性の18~29歳 (20.9%), 男性の60代 (20.5%), 男性の18~29歳 (22.3%) である。

I - 特 - 29図 育児・介護・家事の外部サービス利用意向



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)より作成。

1 生活時間の国際比較

OECD(経済協力開発機構)が2020年にまとめた生活時間の国際比較データ(15~64歳の男女を対象)によると、有償労働時間¹が長いのは、比較国中、日本男性(452分)、韓国男性(419分)、カナダ男性(341分)となっている。有償労働時間のOECD平均は、女性218分、男性317分である。

どの国も有償労働時間は男性の方が長い、各国において男女比(女性を1とした場合の男性の倍率)を見ると、男女比が大きいのは、比較国中、1.7倍の日本、イタリア、1.6倍のニュージーランドである。

無償労働時間が長いのは、イタリア女性(306分)、スペイン女性(289分)、ニュージーランド女性(264分)となっている。また無償労働時間が短いのは、比較国中、日本男性(41分)、韓国男性(49分)、イタリア男性(131分)となっている。無償労働時間のOECD平均は、女性262分、男性136分となっている。

どの国も無償労働時間は女性の方が長い、男女比(男性を1とした場合の女性の比率)を見ると、男女比が大きいのは、比較国中、5.5倍の日本、4.4倍の韓国、2.3倍のイタリアとなっている。

OECDが2014年にまとめた国際比較データにおいては、15歳~64歳の日本女性の有償労働の時間は206分でOECD平均の215分よりやや少なく、無償労働の時間は299分でOECD平均の274分より多かった。しかし2020年のデータでは、日本女性の有償労働の時間は272分となりOECD平均(218分)を大幅に上回り、無償労働の時間は224分でOECD平均(262分)を38分下回った。

OECDの2020年における国際比較データで、有償労働時間と無償労働時間の合計時間(以下、「総労働時間」という。)をみると、比較国中、日本女性(496分)、スウェーデン女性(495分)、日本男性(493分)が長い。すなわち、男女別で日本は男女とも総労働時間が最長ということになる。ちなみに睡眠や食事等の時間(Personal care)をみると、比較国中、スウェーデン男性(611分)、日本男性(613分)、ノルウェー男性(615分)が短く、日本女性は女性の中では比較国中最短の626分である。

以上を踏まえると、結婚や子供の有無を区別しない15~64歳の男女全体で見ると、我が国は諸外国と比較した場合

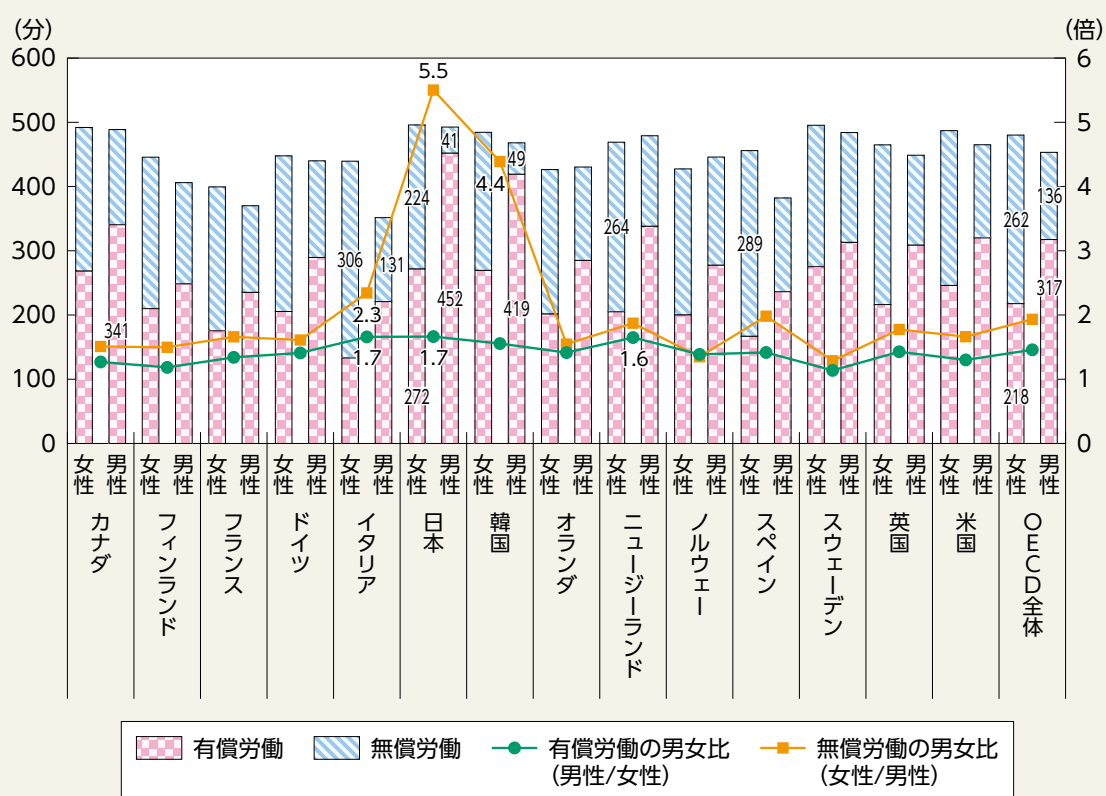
- ・以前は短かった女性の有償労働時間が伸び、男性も女性も有償労働時間が長い、特に男性の有償労働時間は極端に長い。
- ・無償労働が女性に偏るという傾向が極端に強い。
- ・男女とも有償・無償をあわせた総労働時間が長く、時間的にはすでに限界まで「労働」している。

という特徴がある。

1 市場で労働力を提供して対価を得る有償労働に対して、家庭内での家事や社会的活動といった家計の構成員や他人に対して行う対価を要求しない労働を無償労働という。具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、ボランティア活動などが含まれる。

ところで、日本と同じく男女とも総労働時間が長い（480分超）国は、比較国中ではカナダとスウェーデンである。これら2国と比較すると、日本女性は有償労働時間と無償労働時間それぞれの長さや両者のバランスにおいて2国の女性と似通っている。これに対して、男性は2国の男性と異なり有償労働時間が極端に長く、総労働時間に占める割合が92%に達しており、他の2国が65~70%程度であることと比較して際立った違いを見せている。したがってこれら2国を参考にするならば、我が国においては、男性の労働時間のバランスを変えてみてはどうだろうか。具体的には、日本男性は「もっと家事・育児・介護を分担しましょう!」と言われても、際立って長い有償労働の時間がそのままでは難しい。「(通勤時間も含めて)仕事にかかる時間を見直してその分を家事・育児・介護に回しましょう!」ということになる。もっとも、男性の有償労働時間を減らしても収入は維持しなければならないから、テレワークで通勤時間を減らすことも含めて男性自身の時間あたり収入が増えること、共働き世帯であれば妻の時間あたり収入が今よりも増えることが必要になってくると考えられる。

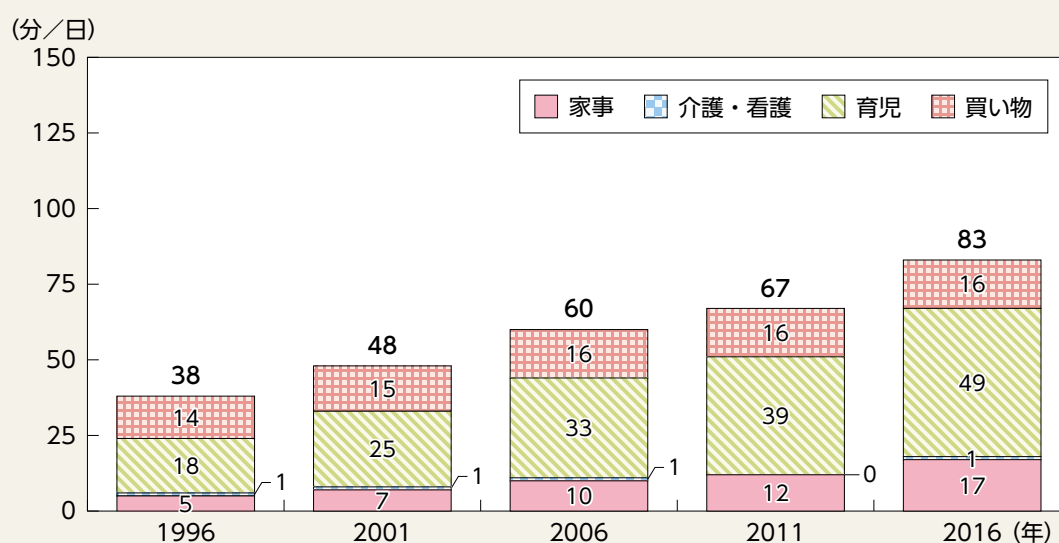
図表1 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たり，国際比較）



- (備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure (2020) をもとに、内閣府男女共同参画局にて作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
 「有償労働」は、「有償労働（すべての仕事）」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。
 「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 3. 調査は、2009年~2018年の間に実施している。

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間について諸外国の状況と比較したのが図表2である。我が国では、平成28（2016）年における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は83分である。平成23（2011）年と比べて時間は伸びてきてはいる（図表2-1）ものの、他の先進国と比較すると低水準にとどまっている。我が国の夫婦合計の家事・育児関連時間は、諸外国と比較して特段長いわけではないが、他方、うち育児の時間を見ると4時間34分となり、他の先進国と比較して際立って長くなっている。この我が国の育児時間の長さは、女性の育児時間が諸外国の女性と比較して際立って長いことに由来している（図表2-2）。

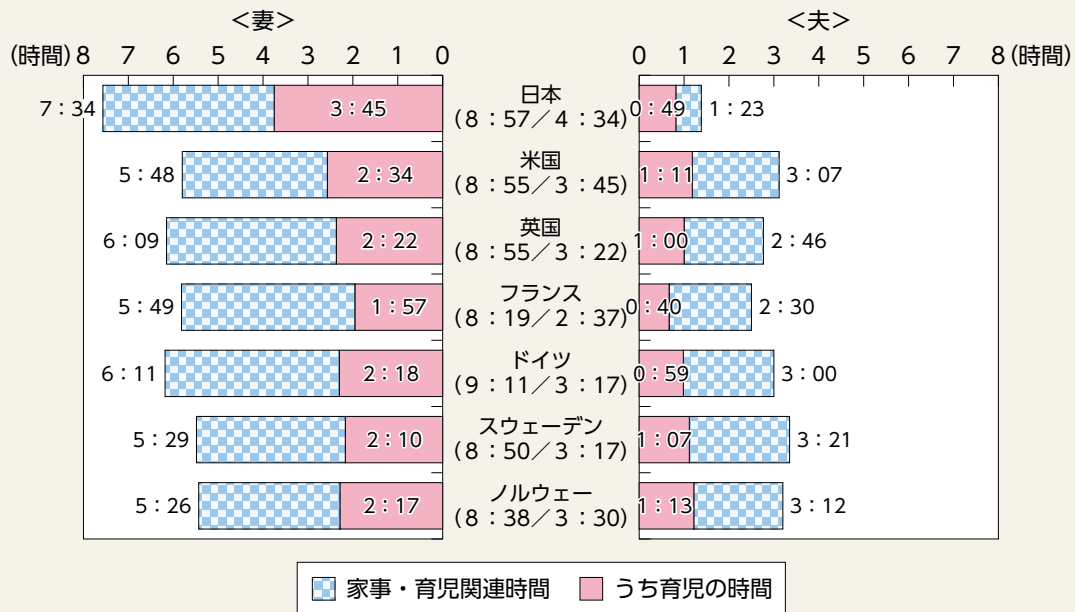
図表2-1 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間の推移



（備考）1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 家事・育児関連時間（太字の数値）は、夫婦と子供の世帯における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間（週全体平均）。

図表 2-2 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均）（1日当たり，国際比較）



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。
2. 日本の値は, 「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」, 「介護・看護」, 「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。
3. 国名の下に記載している時間は, 左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

東アジアの都市における家事・育児の風景

(公益財団法人 笹川平和財団)

男性の家事・育児参加が求められているのは、日本だけではない。公益財団法人笹川平和財団では、2019年7月に「新しい男性の役割に関する調査報告書 一男女共同参画（ジェンダー平等）社会に向けてー」（以下、「報告書」という。）を公表している。担当者へのヒアリングをもとに報告書のポイントを紹介する。

報告書における調査研究の概要

・現地調査（聴き取り調査）

対象：東アジア4都市（台北、上海、香港、ソウル）の現地専門家・有識者等

時期：台北は2018年1月、上海は2018年3月、香港は2018年8月、ソウルは2019年1月

・Webアンケート調査

対象：男性、年齢20歳～69歳、東京・東北・北陸・九州・沖縄・台北・上海・香港・ソウル
在住者（各地域1,000名、計9,000名）

時期：日本国内5地域は2018年3月、東アジア4都市は2018年6月

(東アジアの男女の家事等の状況)

総論としては、東アジアの国や地域¹にも家事等への参加には男女差が見られ、日本と同様に、女性の方が男性よりも多くの家事等を担当する傾向にある。一方、都市別に見ると、女性の就業状況や食事のスタイル、家事支援サービスの普及度合いなど、各都市の事情は異なっており、そうした事情の相違が男性の家事等の参加状況にも影響を与えている。

例えば、台北では屋台をはじめとした外食文化が発達していて、日常生活で外食や中食²を利用する人が多い。もちろん自炊をすることもあるが、頻度は日本より大幅に少ないと感じた。こうした外食中心の食生活は、炊事という家事の外部化であるといえ、結果として家事負担の軽減にもつながっているものと考えられる。

上海では、男性の家事参加が多い。もともと中国は共働きが多く、料理は早く家に帰った方がするのが一般的であるが、上海の男性の家事頻度はその中でも特に高い。さらに、家事労働者を雇うことが珍しくないほか、夫婦の親が積極的に家事・育児に協力する傾向もある。

香港では、少なくとも所得水準が平均以上の家庭において、フィリピンやインドネシア等からの外国人の家事労働者を雇うことが多い。

(東アジアの都市における家事等の外部化の進行)

東アジアの都市では、家事等の担い手を自分やそのパートナーに限定せず、非同居の家族や親族、公的サービスや民間サービスも含めて、家事等が分担されている。男性の家事等への参加だけが、女性に偏っている負担を軽減させる唯一の方策ではない。東アジアの都市を

1 世界経済フォーラムが公表した「Global Gender Gap Report 2020」における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」においても、153か国中、中国（106位）・韓国（108位）・日本（121位）となっている。

2 中食とは、惣菜店やお弁当屋・コンビニエンスストア・スーパーなどでお弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリー（宅配・出前）などを利用して、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事を指す。（出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト）

参考にする、担い手を多様化させる視点を持ち、家事等の外部化を含めた様々な選択肢を検討していくことも重要である。

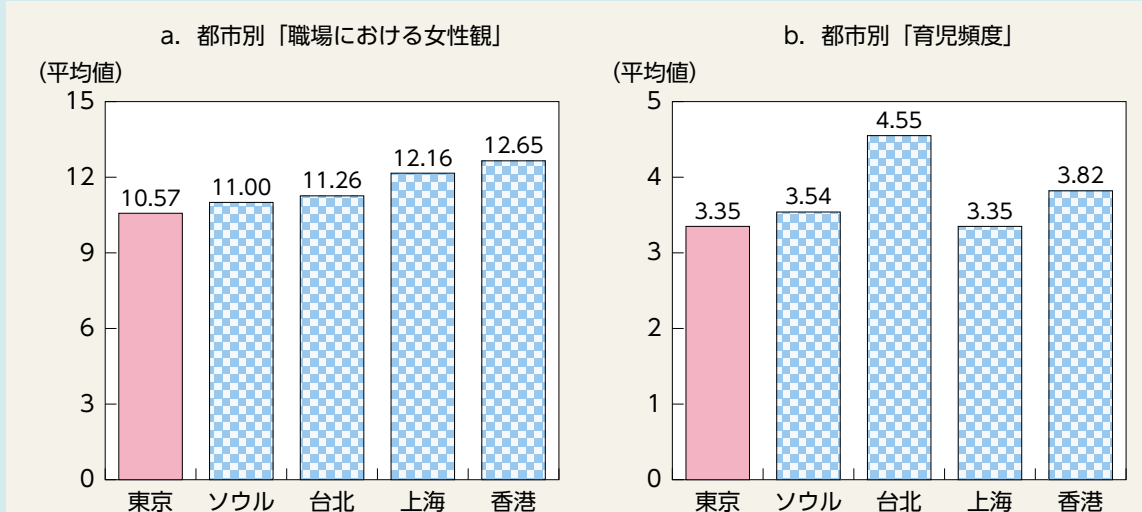
(東アジアの都市と日本(東京)との比較)

東京と東アジア4都市の男性を対象としたアンケート調査結果を比較すると、東京の男性は、「意識面」では最もジェンダー平等を志向している反面、家事頻度³や育児頻度、介護頻度などの「行動面」では相対的に最も低い結果となった。

また、夫の年収を100%とした場合の配偶者の年収の割合を見ると、数値が高い順に、台北(92.8%)、香港(74.6%)、上海(65.8%)、ソウル(61.3%)、東京(40.0%)となり、東京が最も配偶者間年収格差が大きい結果となった。

配偶者間年収格差が大きい東京では、共働きであっても男性が実質的な「稼ぎ主」となっていることが多く、このことが男性の家事等への参加の少なさにつながっていると考えられる。男性の家事等への参加を促すためには、女性の出産後の就業継続を促し、再就職の機会の拡大を進め、男女賃金格差の解消と女性の経済的自立を促していくことが重要である。

図表1 都市別「職場における女性観」、都市別「育児頻度」



- (備考) 1. 笹川平和財団「新しい男性の役割に関する調査報告書〜男女共同参画(ジェンダー平等)社会に向けて」(2019年)より作成。
2. 「職場における女性観」の平均値とは、男性対象者に「できれば女性の上司は持ちたくない」、「女性には重要な仕事は任せられない」など女性に対する差別的な意識がないかを尋ねる5つの質問項目を点数化して算出したもので、値が高いほど職場における女性観が差別的と評価される。
3. 「育児頻度」の平均値とは、末子年齢が6歳以下の男性対象者に、「食事の世話をする」、「着替えや身支度の世話をする」など育児の頻度を尋ねる6つの質問項目を点数化して算出したもので、値が高いほど育児頻度が高いと評価される。

(ジェンダー平等に向けての示唆)

男性の家事等の参加に関する規定要因は多様であり、都市によっても様々である。

東京の男性が「行動面」で最も低かった理由には、女性が家事等の家庭責任を一手に引き受ける代わりに、男性は転勤や残業を前提とした「稼ぎ主」となることが求められる従来の

3 国際社会調査プログラムが公表した「ISSP 2012 Family and Gender Roles IV」におけるデータにおいても、日本の男性の家事時間は諸外国と比較して相対的に低い結果となっている。

労働慣行が挙げられる。このような働き方をベースとした業績主義的な競争環境では、いくら採用や昇進における機会を平等にしても、「家事等の家庭責任を担わなければならない者」は自ずと不利な扱いを受けてしまうので、女性の活躍を推進していくためにも、男性の家事等への参加を促していくためにも、この「男性稼ぎ主社会」は問い直していく必要がある。

このように、家事等の家庭責任について、男性の関与を進め、今よりも役割を果たすようにしていくことは、「男性稼ぎ主社会」を問い直していくことと同時進行的に進められるものである。規定要因の多様性に留意しながら、女性のみならず、男性にも焦点を当てた取組を充実させていくことが必要である。

第3節 より良いバランス・分担に向けて

第1節では「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移をその背景となる状況の変化とともに検証し、第2節ではこれら時間の個人や家族におけるバランスを、家族類型や子供の成長度合いごとに詳細に分析するとともに、時間では測れない家庭のマネジメント責任の夫婦間の分担状況等についても分析した。

この節では、「家事・育児・介護時間」や「仕事等時間」の現状を変えたいか否かといった希望や、「育児時間」や「介護時間」の長さが生活満足度等からみた生活の質にどのような影響を与えているかを分析するとともに、仕事と育児・介護との両立を難しくする時間以外の要因を見る。そのうえで、最後に、個人や家庭にとって「家事・育児・介護」と「仕事」のより良いバランスや分担を実現するための視点を整理する。

1 バランスや分担をめぐる課題

(1) 「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスに対する意識

第2節では、単身でいると男女の「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の配分に大きな差異はないが、結婚したり子供を持ったりすると、女性は「仕事等時間」が短くなる一方、家事や育児などに要する時間が長くなるとともに家庭のマネジメント責任の多く

を引き受け、いわば、家事や育児に生活の重点を置く状況にある人が多いことが分かった。他方男性は「仕事等時間」が長くなる一方、家事や育児などに要する時間は女性より圧倒的に短く家庭のマネジメント責任も限定的であり、いわば、仕事に生活の重点を置く状況にある人が多いことが分かった。一方で家族の介護を担うこととなった場合は（育児の必要性和重なった場合には特に）、男性の仕事偏重傾向が薄れることも判明した。

こうした自らの「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の現状に対して、人々がどのように認識しているのかを、それらの現状をどのように変えたいと希望しているか等を通じて見てみる。

（「仕事等時間」「家事時間」「育児時間」「介護時間」の配分についての希望）

「仕事等時間」については男女、世帯の状況を問わず「現状のままでよい」という回答割合が6～7割程度である。もっとも、介護をしている「夫婦と子供世帯」の男性では5割程度と若干低めになっている。「仕事等時間」を「増やしたい」という回答割合は、おおむね1割前後であるが、「単独世帯」の介護をしている男性や「ひとり親+子供世帯」の女性ではそれより高く15%前後、「夫婦のみ世帯」の男女や「夫婦+子供世帯」の男性でそれより低く5%前後となっている。「仕事等時間」を「減らしたい」という回答割合

が3割を超えるのは、「夫婦+子供世帯」の介護をしている男性(41.0%)、「ひとり親+子供世帯」の男性(33.9%)、「夫婦+子供世帯」の男性(33.7%)、「夫婦のみ世帯」の介護をしている男性(30.5%)、「夫婦+子供世帯」の介護をしている女性(30.1%)である。すべての類型において「仕事等時間」を「減らしたい」とする割合は女性より男性の方が高く、男性の中でも介護をしていたり子供がいたりする場合に高くなっている。

「家事時間」についても「現状のままでよい」という回答割合が概ね6~7割程度であるが、「夫婦のみ世帯」の男性や「単独世帯」の男性、「夫婦+子供世帯」の男性では8割程度と高めである。「増やしたい」という回答割合は、おおむね1割前後であるが、「単独世帯」の介護をしている男性や「夫婦のみ世帯」の女性、「単独世帯」の男性、「夫婦+子供世帯」の女性ではこれより低く5%前後となっている。家事時間を「減らしたい」という回答割合が3割を超えるのは、「単独世帯」の介護をしている男性(33.3%)、「夫婦+子供世帯」の女性(33.0%)、「夫婦+子供世帯」の介護をしている女性(32.1%)である。概ねすべての類型で「家事時間」を「減らしたい」とする割合は男性より女性の方が高いが、男性の場合でも「単独世帯」で介護をしている場合には割合が高くなっている。

「育児時間」については「現状のままでよい」という回答割合が7~8割程度であり、「仕事時間」や「家事時間」よりも「現状のままでよい」という回答割合が高い。「減らしたい」又は「増やしたい」という回答割合は、「夫婦+子供世帯」「ひとり親+子供世帯」のいずれについても男女とも2割を超えない。

「介護時間」については「現状のままでよい」という回答割合が、「単独世帯」の男女及び「夫婦+子供世帯」の男女で6割程度、「夫婦のみ世帯」の男女で7割程度である。介護をしている「単独世帯」の女性を除きいずれの家

族類型の男女についても「減らしたい」という回答割合が「増やしたい」という回答割合より高く、「単独世帯」の男性において「減らしたい」という回答割合が特に高い(29.2%) (ただし、「単独世帯」については回答者数が少ないことに留意が必要である。)

〔楽しむ・くつろぐ時間〕についての希望

「楽しむ・くつろぐ時間」については、男女ともほぼすべての類型において、「仕事等時間」「家事時間」「育児時間」又は「介護時間」と比較して「増やしたい」という回答割合が高く、特に、子供のいる人の回答割合が高い。

「夫婦+子供世帯」では、介護の要否を問わず「家族と楽しむ・くつろぐ時間」「ひとりで楽しむ・くつろぐ時間」については「増やしたい」という回答割合が男女ともに30~35%程度であり、「友人と楽しむ・くつろぐ時間」は男性が女性より「増やしたい」割合がやや低くなる。「ひとり親+子供世帯」や「単独世帯」(介護の要否を問わない)では、女性の方が男性より、すべての「楽しんだり、くつろいだりする時間」について「増やしたい」とする回答割合が高い。

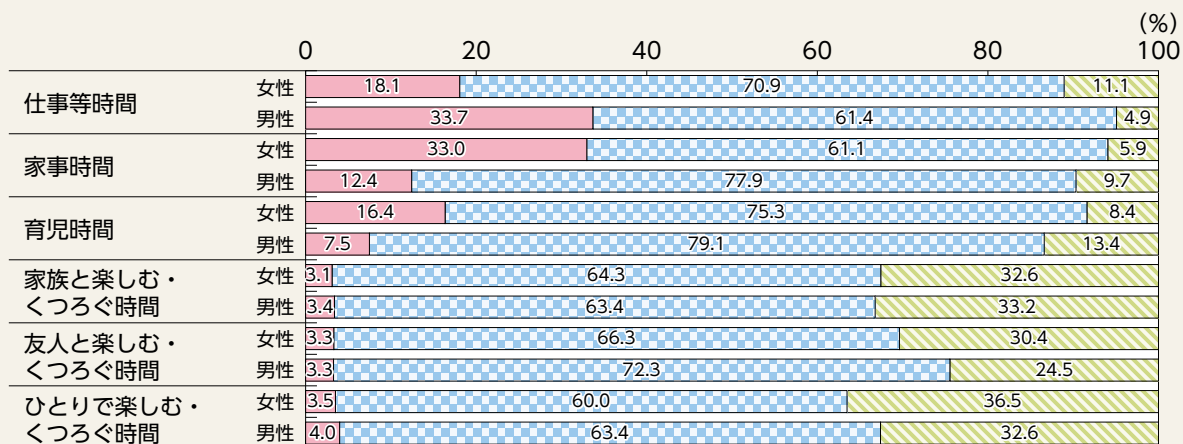
「家族と楽しむ・くつろぐ時間」を「増やしたい」とする回答割合が最も高いのは、「ひとり親+子供世帯」の女性(38.4%)である。「友人と楽しむ・くつろぐ時間」を「増やしたい」とする回答割合が最も高いのも「ひとり親+子供世帯」の女性(37.5%)である。

「ひとりで楽しむ・くつろぐ時間」を「増やしたい」とする回答割合が最も高いのは、介護をしている単独世帯の女性(44.8%)であり、ついで「ひとり親+子供世帯」の女性(41.7%)である。母子家庭において特に現状より「楽しむ・くつろぐ時間」増加の希望が強いことがうかがわれる。

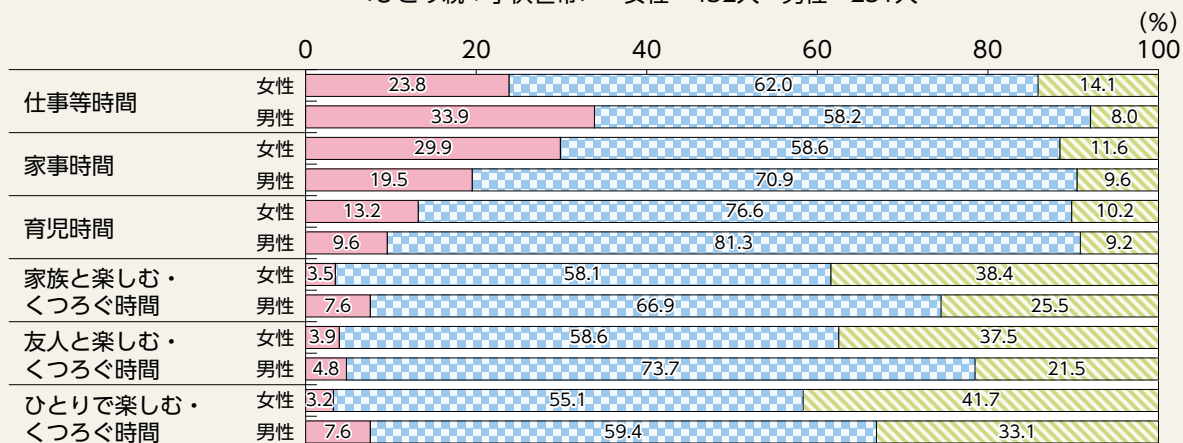
I - 特 - 30図 1日の生活時間配分の希望

a. 1日の生活時間配分の希望 (子供のいる人)

<夫婦+子供世帯> 女性=3,516人 男性=3,516人



<ひとり親+子供世帯> 女性=432人 男性=251人

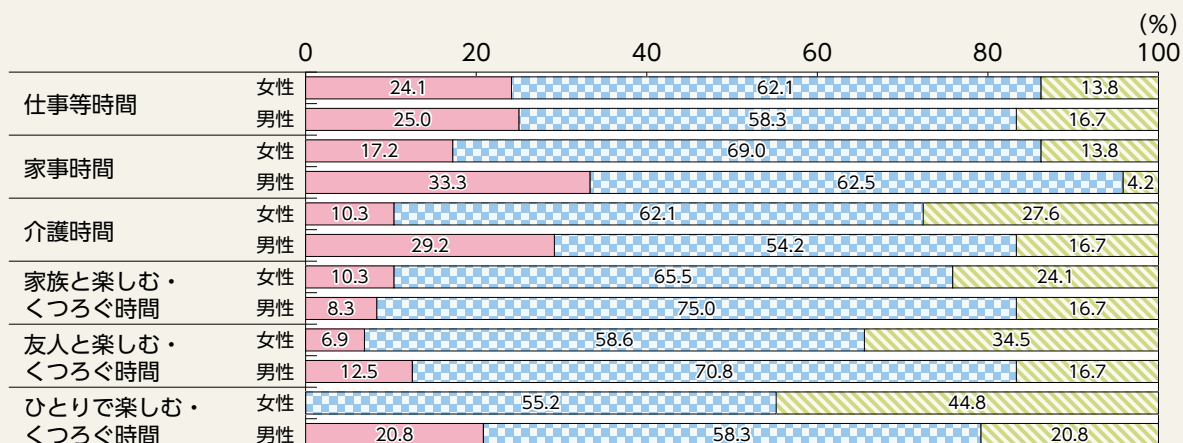


■ 減らしたい ■ 現状のままでよい ■ 増やしたい

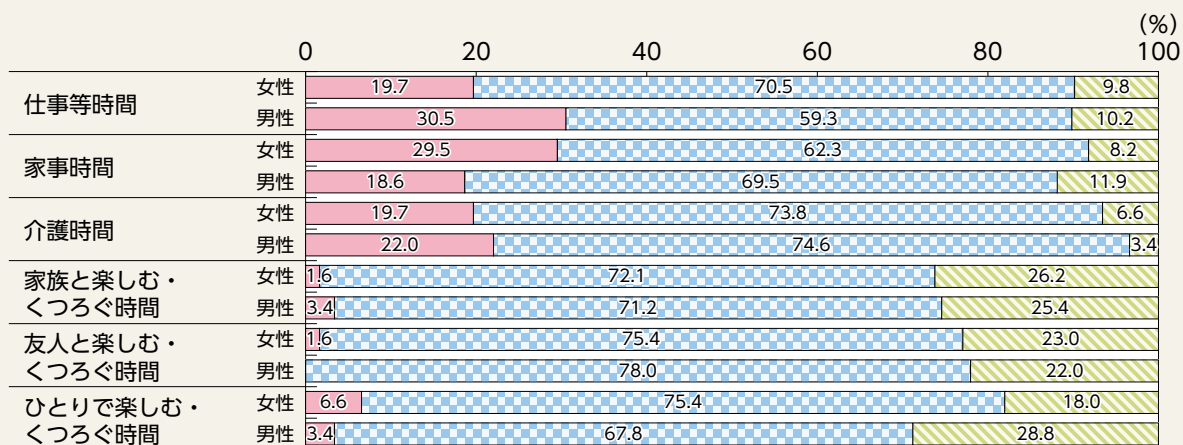
- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 「介護をしている人」は除いて集計。

b. 1日の生活時間配分の希望（介護をしている人）

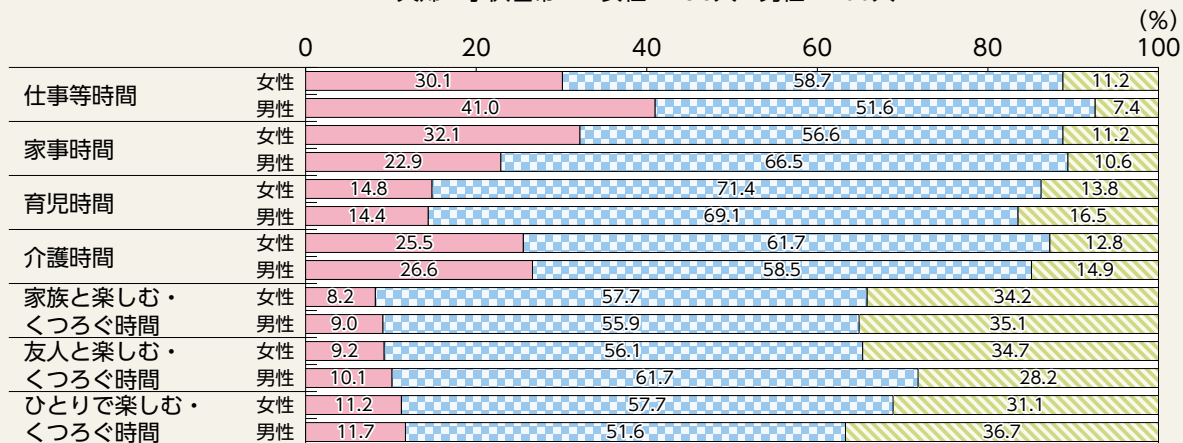
<単独世帯> 女性=29人 男性=24人



<夫婦のみ世帯> 女性=61人 男性=59人



<夫婦+子供世帯> 女性=196人 男性=188人

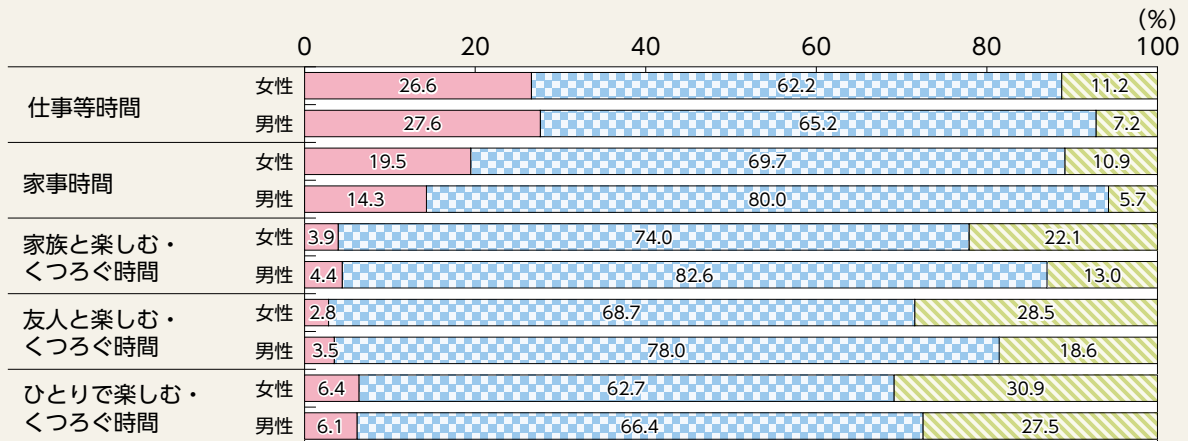


■ 減らしたい ■ 現状のままでよい ■ 増やしたい

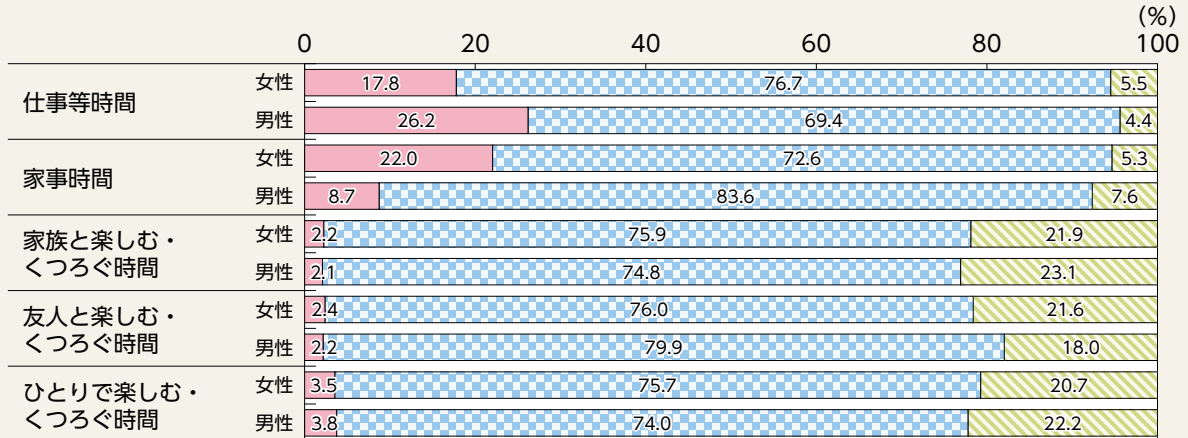
(備考) 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

c. 1日の生活時間配分の希望（それ以外の人）

<単独世帯> 女性=534人 男性=749人



<夫婦のみ世帯> 女性=1,384人 男性=1,386人



■ 減らしたい ■ 現状のままでよい ■ 増やしたい

(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 「介護をしている人」は除いて集計。

〔子供がいる女性の「家事時間」「育児時間」「仕事等時間」の配分についての希望〕

第2節1. でみたとおり、子供がいる女性は同条件の男性より「家事時間」や「育児時間」が長い。仕事をしている場合には「仕事等時間」と「家事時間」「育児時間」の合計時間も長くなる。他方、仕事をしていない場合には仕事をしている場合よりさらに「家事時間」や「育児時間」が長くなる。こうした傾向を踏まえて、子供がいる女性に着目して、これらの時間の配分についての希望を、その就業状況別に見てみる。

「仕事等時間」については、家族類型・就

業状況別を通じてすべての類型において「現状のままでよい」という回答割合が最も高いが、その回答割合は就業状況により異なる。「フルタイム」の人は、「現状のままでよい」という回答割合が「夫婦+子供世帯」で60.0%、「ひとり親+子供世帯」で54.4%であるが、「減らしたい」という回答割合も高く、特に「ひとり親+子供世帯」では4割近くにのぼる。「増やしたい」という回答割合は、他の就業状況より際立って低い。「短時間勤務」の人は、「現状のままでよい」という回答割合が「夫婦+子供世帯」で68.1%、「ひとり親+子供世帯」で60.5%である。「減ら

したい」又は「増やしたい」という回答割合は、いずれも15~20%程度で拮抗しているが、「ひとり親+子供世帯」で「短時間勤務」の人は「増やしたい」という回答割合が最も高く22.1%である。「家事・通学・その他」の人は、「現状のままでよい」という回答割合が「夫婦+子供世帯」で81.8%、「ひとり親+子供世帯」で73.9%にのぼり、他の就業状況と比較して最も高い。

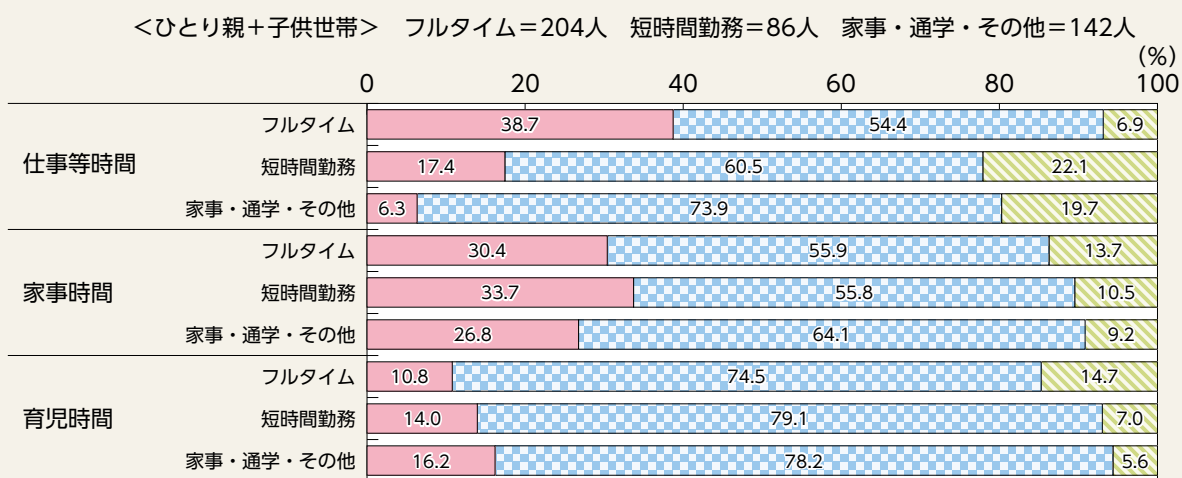
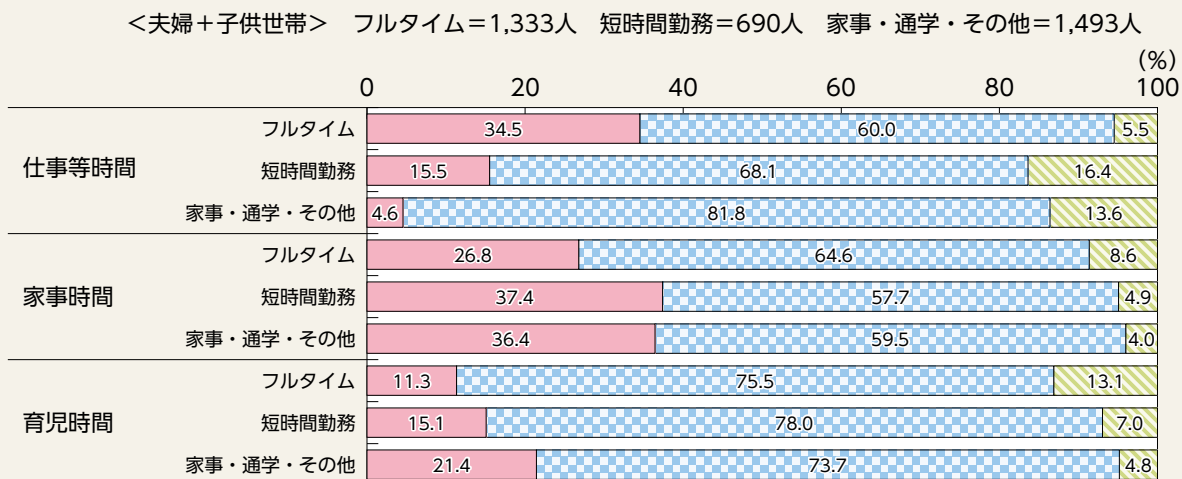
「家事時間」については、「仕事等時間」と比較すると、「夫婦+子供世帯」「ひとり親+子供世帯」のいずれについても、「短時間勤務」と「家事・通学・その他」の女性において「現状のままでよい」という回答割合が低く、「減らしたい」という回答割合が高い。また、「夫婦+子供世帯」「ひとり親+子供世帯」ともに、「短時間勤務」の女性が「減らしたい」という回答割合が他の就業状況の女性より高い。

「育児時間」については「現状のままでよい」

という回答割合が7~8割程度にのぼり、「夫婦+子供世帯」の「家事・通学・その他」の女性を除くすべての類型において現状肯定度合いが最も高い時間となっている。「フルタイム」の女性は他の就業状況の女性より「増やしたい」という回答割合が高く、「家事・通学・その他」の人は、「減らしたい」という回答割合がやや高い。

全体的に見ると、いずれの類型、いずれの時間においても「現状のままでよい」という回答が過半数以上を占めるものの、「仕事等時間」を減らしたいという希望を持つフルタイムの人が3~4割に達すること、「家事時間」については就業状況や世帯類型にかかわらず減らしたいという希望を持つ人が3~4割前後いること、「育児時間」については「現状のままでよい」という回答が多数を占めていることが分かる。

I-特-31図 子供がいる女性の仕事等時間と家事・育児時間についての希望（就業状況別）



■ 減らしたい ■ 現状のままでよい ■ 増やしたい

（備考）「家事等と仕事のバランスに関する調査」（令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング）より作成。

(2) 「家事・育児・介護」における「働き過ぎ」

第2節「1. 家族類型ごとに見た状況」で見たとおり、女性については、「仕事等時間」は必ずしも長いとは言えず、「家事・育児・介護時間」が長い。特に小さな子供がいる女性は、仕事をしている場合でも、同じく小さな子供がいて仕事をしている男性より家事や育児の時間が圧倒的に長く、その結果「仕事等時間」、「家事時間」、「育児時間」及び「介護時間」の合計時間の長さは、仕事をしている「夫婦+子供（就学前）世帯」の女性が最も長かった。また、小さな子供がいる女性が仕事をしていない場合には、その分家事や育児の時間が長くなる。

加えて、家事や育児の時間が長いだけでなく、家事や育児をめぐるマネジメントに象徴される様々な責任の多くを女性が担っており、子供が成長してもその状況は変わらない。

以上のことから、「家事・育児・介護」における「働き過ぎ」が、女性の生活の質にどのように影響するかに着目する必要があると考えられる。ここでは、生活満足度とディストレス（抑うつ・不安）の程度から生活の質を見ることとする。

（育児時間の長さ和生活満足度等との関係）

まず、育児時間の長さ別に生活満足度の状況を見てみる。

仕事をしている人について見ると、女性は「仕事のある日」の育児時間が「6時間超」の者、男性は同「3～4時間」の者において、満足寄りの回答割合が最も低い。仕事をしていない人は、男女いずれも育児時間「8時間超」の者が、満足寄りの回答割合が最も低い。

仕事をしている女性の「仕事のある日」においては育児時間が長くなるほど満足寄りの回答割合が低くなるとともに不満寄りの回答割合が高くなる傾向にある。しかし、仕事をしていない男女や仕事をしている男性においてはこのような傾向は認められず、仕事をしている女性の「仕事のない日」についても同様の傾向は認められない。

次に、育児時間の長さ別にディストレス(抑

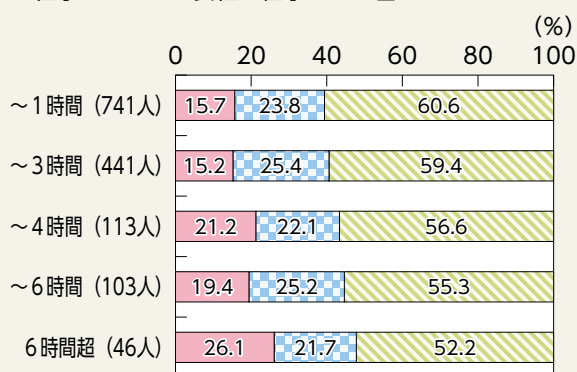
うつ・不安)の状況を見てみると、仕事をしている女性の「仕事のある日」においては、概ね育児時間が長いほどディストレスの高得点層が多いという傾向が認められる。

最も育児時間が長い区分の者(仕事をしている人は「6時間超」の区分、仕事をしていない人は「8時間超」の区分)は、ディストレスの高得点層(「38点以上」)が最も多い(ただし、仕事をしている女性の仕事のない日、仕事をしていない男性には当てはまらない)。

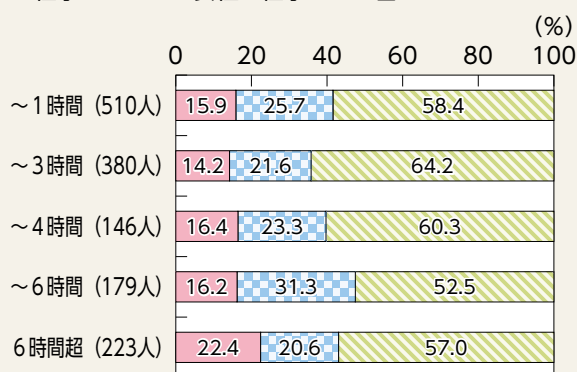
以上のことから、仕事をしている女性の「仕事のある日」の育児時間が長くなることで、生活の質を下げることにつながっている可能性があると考えられる。

I - 特 - 32図 「育児時間」の長さ和生活満足度との関係（男女別）

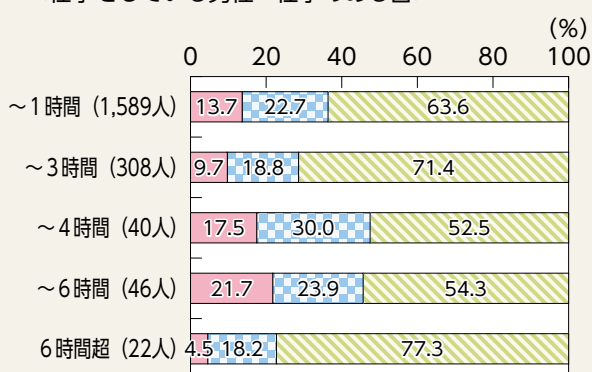
<仕事をしている女性：仕事のある日>



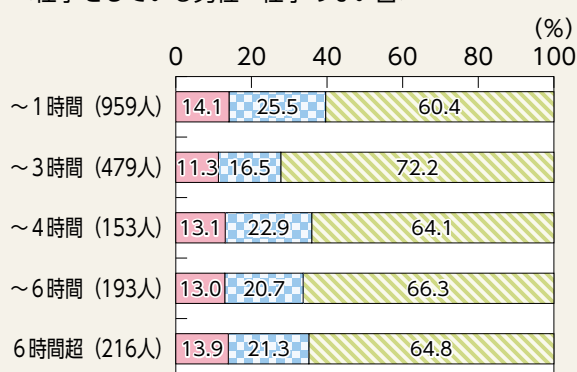
<仕事をしている女性：仕事のない日>



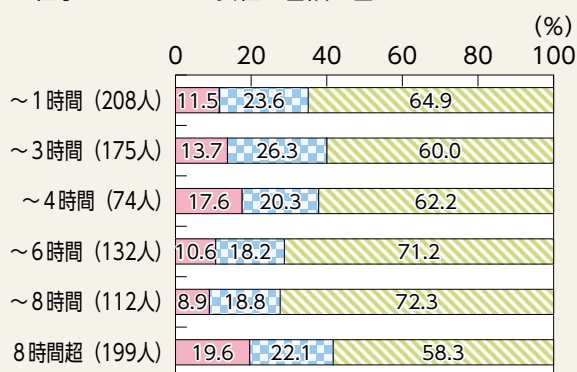
<仕事をしている男性：仕事のある日>



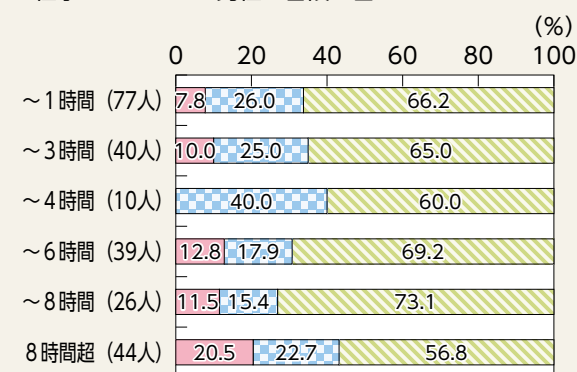
<仕事をしている男性：仕事のない日>



<仕事をしていない女性：普段の日>



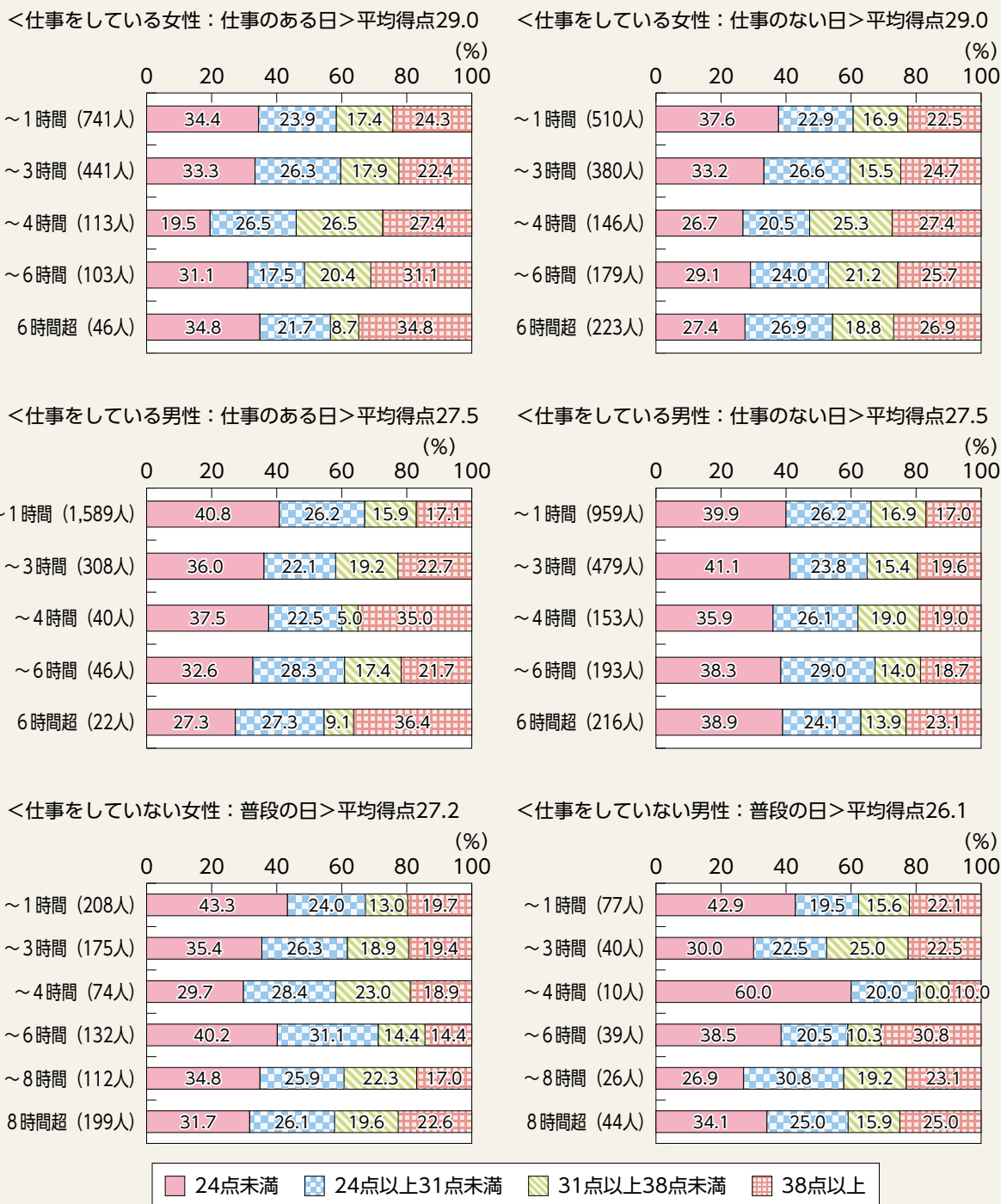
<仕事をしていない男性：普段の日>



■ 不満寄り (0~4点) ■ 中程度 (5点) ■ 満足寄り (6~10点)

- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 以下の条件を満たす人を対象にして集計。
 ・「ふだんの健康状態」が「ふつう」「まあ良い」又は「良い」と回答している
 ・世帯年収が200万円以上1,500万円未満
 ・同居している中学生以下の子どもがいる
3. 生活満足度については、「あなたは全体として現在の生活にどの程度満足していますか。『非常に満足している』を10点、『満足していない』を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対して10点満点(満足度が高いほど高得点)で回答したものを集計。

I-特-33図 「育児時間」の長さでディストレス（抑うつ・不安）との関係（男女別）



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。

2. 以下の条件を満たす人を対象にして集計。
 ・「ふだんの健康状態」が「ふつう」「まあ良い」又は「良い」と回答している
 ・世帯年収が200万円以上1,500万円未満
 ・同居している中学生以下の子どもがいる

3. ディストレス（抑うつ・不安）については、日本家族社会学会が1998年度から経年的に実施にしている「全国家族調査」における「からだや心の状態」等の設問にならった。本分析では、回答選択肢のうち、「ほとんど毎日（週単位の質問）/何度もあった（月単位の質問）」を4点、「週に3～4日/ときどきあった」を3点、「週に1～2日/ごくまれにあった」を2点、「まったくなかった」を1点とする方法（ディストレスが強い回答選択肢ほど高得点にする方法）で点数化し、合計得点68点の中での分布を見た。ただし、頻度が低いほどディストレスが強い設問1問については、配点を逆転させている。

(介護時間の長さ和生活満足度等との関係)

介護時間の長さ別に生活満足度の状況を見てみる。

仕事をしている人について見ると、女性は、概ね介護時間が長いほど生活満足度が下がる傾向がある。男性も、仕事のある日については、回答者数が少ない「4～6時間」の者を除くと、介護時間が長いほど生活満足度が下がる傾向がある。

次に、介護時間の長さ別にディストレス(抑うつ・不安)の状況を見てみる。

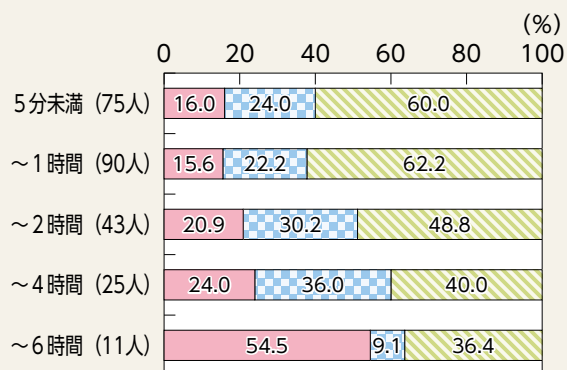
仕事をしている人について見ると、男女と

も、仕事のある日については、回答者数が少ない「4～6時間」の者を除くと、介護時間が長いほどディストレスの高得点層が多い傾向がある。仕事のない日については、男女とも、極端に介護時間が長い(「4～6時間」とディストレスの高得点層が多くなる。

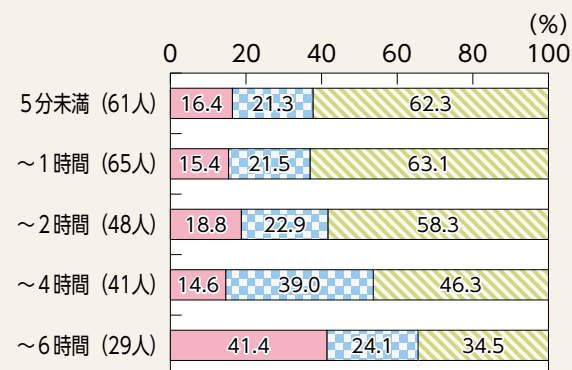
以上のことから、男女とも、仕事をしている人の仕事のある日において、介護時間が一定程度長くなることや仕事のない日に極端に介護時間が長くなるのが、生活の質を下げることに繋がっている可能性があると考えられる。

I - 特 - 34図 「介護時間」の長さ和生活満足度との関係 (男女別)

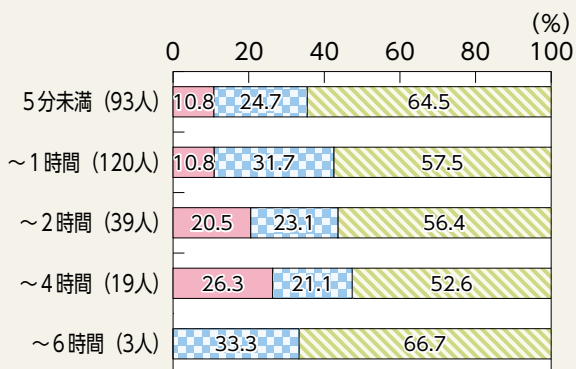
<仕事をしている女性：仕事のある日>



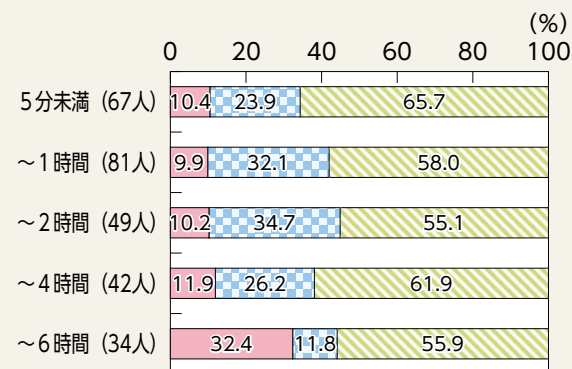
<仕事をしている女性：仕事のない日>



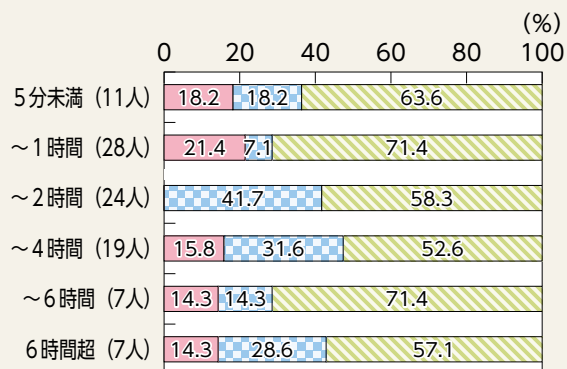
<仕事をしている男性：仕事のある日>



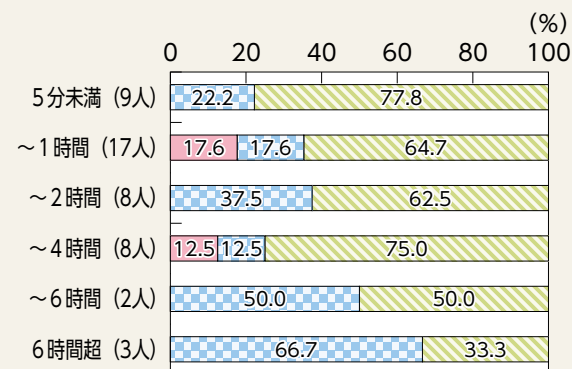
<仕事をしている男性：仕事のない日>



<仕事をしていない女性：普段の日>



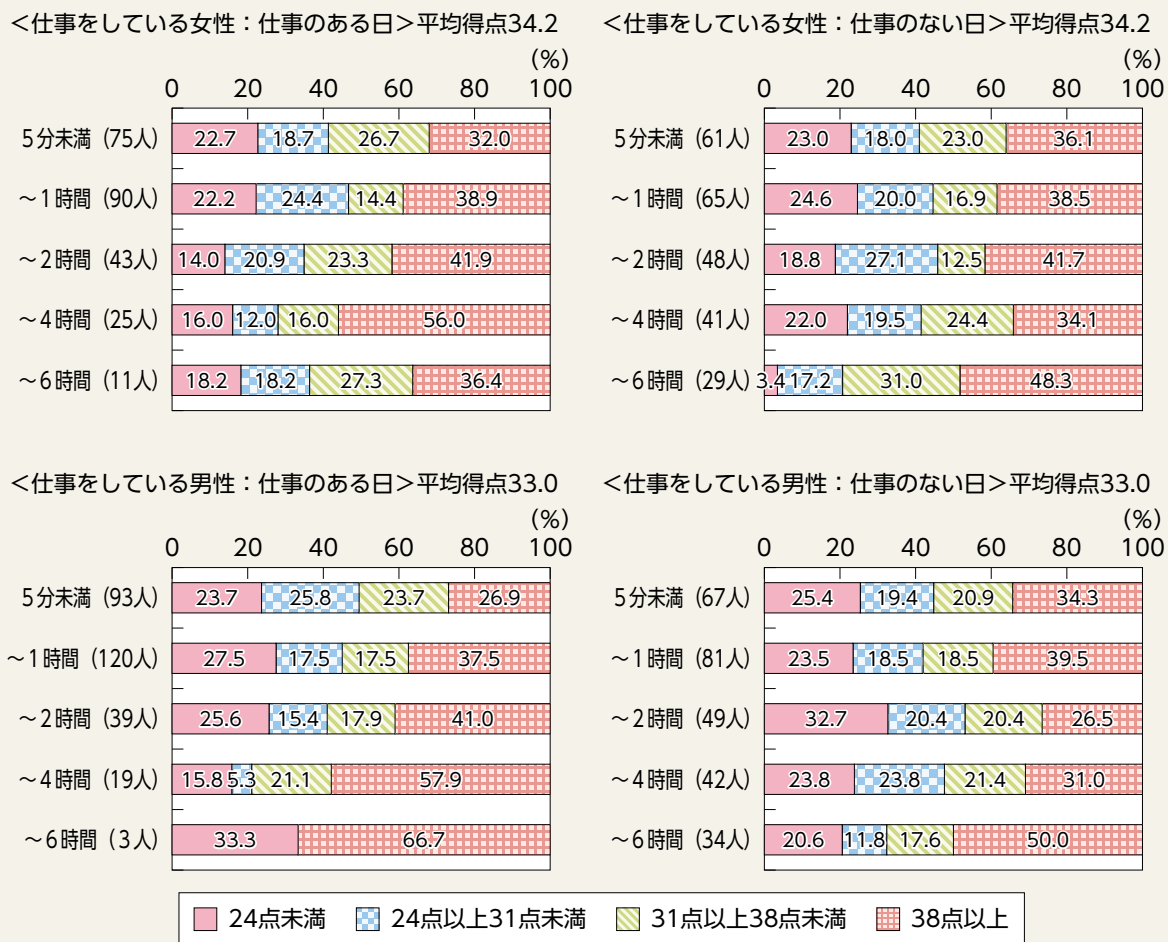
<仕事をしていない男性：普段の日>



■ 不満寄り (0~4点) ■ 中程度 (5点) ■ 満足寄り (6~10点)

- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 以下の条件を満たす人を対象にして集計。
 ・「ふだんの健康状態」が「ふつう」「まあ良い」又は「良い」と回答している
 ・世帯年収が200万円以上1,500万円未満
 ・自身が介護をしている
3. 生活満足度については、「あなたは全体として現在の生活にどの程度満足していますか。『非常に満足している』を10点、『満足していない』を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対して10点満点(満足度が高いほど高得点)で回答したものを集計。

I-特-35図 「介護時間」の長さでディストレス（抑うつ・不安）との関係（男女別）



- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 以下の条件を満たす人を対象にして集計。
 ・「ふだんの健康状態」が「ふつう」「まあ良い」又は「良い」と回答している
 ・世帯年収が200万円以上1,500万円未満
 ・自身が介護をしている
 3. ディストレスについては、I-特-33図の「(備考) 3.」を参照。

(3) 就業継続や両立等の難しさ

① 育児をしている場合

(就業継続等の難しさ)

第1節「2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況」で見たとおり、第1子出産前後に依然5割弱の女性が退職している。平成30（2018）年に実施された調査¹⁰によると、第1子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた理由としては、「子育てをしながら仕事続けるのは大変だったから」が最も高く過半数の者が理由に挙げている。

続けて「子育てに専念したかったから」、「自分の体や胎児を大事にしたいと考えたから」を4割以上の者が挙げている。「夫や家族などの家事・子育てのサポートが得られなかったから」との回答は、「子どもの体調の悪いときなどに休むことが多かったから」「保育所など、子どもの預け先を確保できなかったから」、「夫や家族が仕事を続けることに賛成しなかったから」と同程度でいずれも1割前後の者が挙げている。

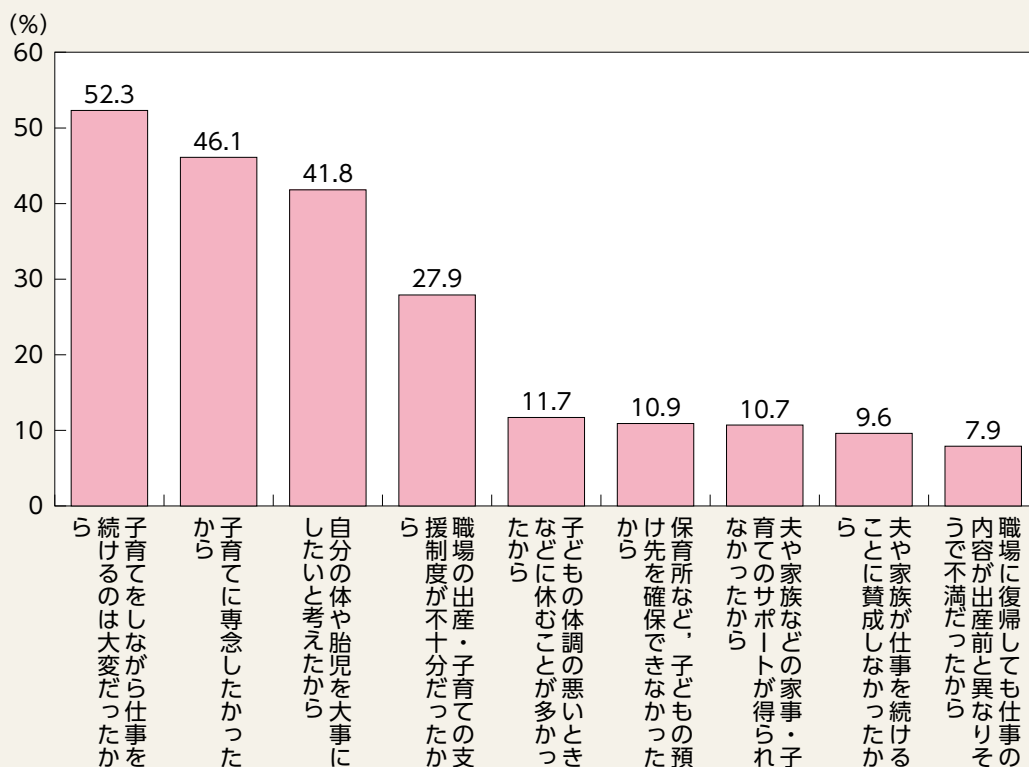
また、上位に挙げられている「子育てをし

¹⁰ 株式会社明治安田総合研究所「25～44歳の子育てと仕事の両立—出産・子育てに関する調査より—」（平成30年6月）

ながら仕事を続けるのは大変だったから」「自分の体や胎児を大事にしたいと考えたから」という理由は、「夫婦+子供（就学前）世帯」の女性が「仕事等時間」、「家事時間」、「育児

時間」及び「介護時間」の合計時間が最も長いこと（第2節「1. 家族類型ごとに見た家事・育児・介護時間と仕事等時間」参照）と関連があると考えられる。

I-特-36図 第1子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた理由（子供がいる25～44歳の既婚女性）



(備考) 1. 株式会社明治安田総合研究所「25～44歳の子育てと仕事の両立—出産・子育てに関する調査より—」（2018年6月）より作成。
 2. 全国の25～44歳の男女12,221人を対象に、2018年3月にWEBアンケート調査を実施。
 3. 子供がいる既婚女性のうち、第1子の妊娠・出産を機に仕事を辞めた1,139人が回答。

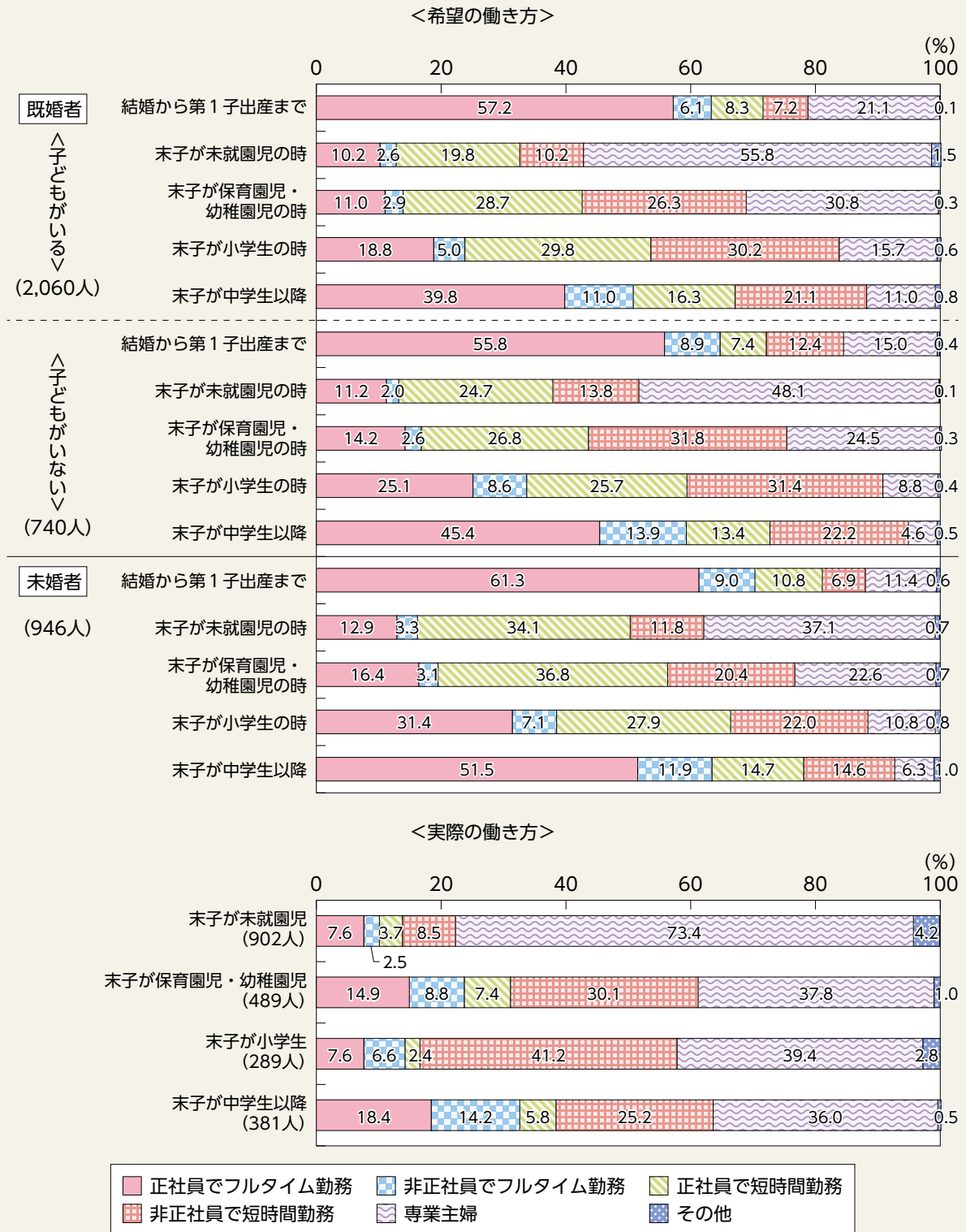
同じ調査で、既婚女性と子どもが欲しい気持ちがある未婚女性に、ライフステージに応じてどのような働き方が理想的だと思うかをたずねたところ、「正社員でフルタイム勤務」を希望する割合は、第一子出産までが6割程度と最も高いが、子供が生まれた後は末子の成長とともに割合が上昇し、末子が未就園児の時は既婚者・未婚者いずれも約1割であるのに対し、末子が中学生以降になると4～5割程度まで回復している。

しかしながら、実際の働き方は、末子が中学生以降であっても正社員フルタイム勤務は2割弱にとどまっている。また、希望どおりに、末子の成長とともに実際に正社員フルタイム勤務

の割合が高くなるのではなく、末子が保育園児・幼稚園児段階でいったん上昇した割合が、末子が小学生段階で末子が未就園児段階と同等まで落ち込んでいる。その際「非正社員で短時間勤務」が増えていることから、末子が小学生になった段階は、「正社員でフルタイム勤務」を続けたいと思っても、現実には「非正社員で短時間勤務」という働き方に切り替えざるを得ないという状況が生じている可能性がある。

第2節「3. (1)育児の実施状況」で見たとおり、子供の成長に応じて、必ずしも育児・家事負担が軽くなるものではなく、希望していた通りには働くことができなくなっている可能性も考えられる。

I-特-37図 ライフステージに応じた働き方（希望の働き方／実際の働き方）



(備考) 1. 株式会社明治安田総合研究所「25～44歳の子育てと仕事の両立—出産・子育てに関する調査より—」(2018年6月)より作成。
 2. <希望の働き方>については、25～44歳の既婚女性と、子供が欲しい気持ちがある未婚女性を対象にしており、<実際の働き方>については、子供がいる25～44歳の既婚女性を対象としている。

②介護をしている場合

(介護離職の状況)

介護をしている人の離職割合は1～2割程

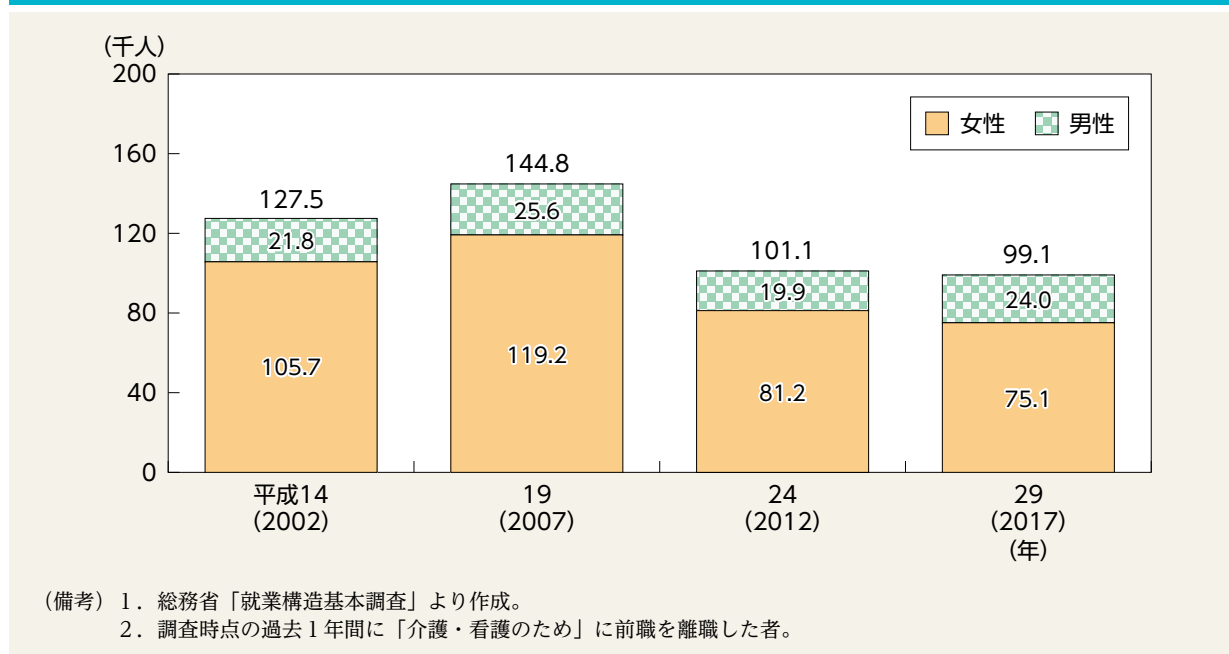
度とされる¹¹。

一方、介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況を、総務省「就業構造

基本調査」で見ると、平成29（2017）年には9.9万人となっており、その内訳は、女性7.5万人、男性2.4万人であり、女性が76%を占める。離職者総数は減少しておりその主たる要因は女性の離職者数が平成14（2002）年

から平成29（2017）年までに約3割減少している点にあると考えられる。その結果、離職者に占める女性の割合も少しずつ低下してはいるものの、依然として介護・看護を理由に離職する者の多くは女性である。

I-特-38図 介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



（両立をめぐる困難・不安）

「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」（平成24年度厚生労働省委託調査・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）によると、40代及び50代の就労者を対象に、仕事と介護を両立することにどの程度不安を感じるか尋ねたところ、実際に介護が必要な親がいるか否かに関わらず、「非常に不安を感じる」又は「不安を感じる」と回答する人が男女ともに7割以上に上る。不安を感じている人の具体的な不安内容を見ると、介護が必要な親がいる人は「自分の仕事を代わってくれる人がいないこと」（介護を担っている就労者で33.5%、介護を担っていない就労者で30.7%）、「介護休業制度等の両立支援制度を利用すると収入が減ること」（介護を担っている就労者で25.1%、介護を担ってい

ない就労者で20.8%）、「介護休業制度等の両立支援制度がないこと」（介護を担っている就労者で17.5%、介護を担っていない就労者で14.7%）が多い。介護が必要な親がいない就労者においては「介護サービスや施設の利用方法がわからないこと」（25.8%）も多い。

また、離職割合が1～2割程度にとどまっていることは必ずしも両立しやすいことを意味しておらず、就業を継続し出勤はしていても介護疲労の蓄積によって思うように仕事ができないという問題が生じているとの指摘もある。特に、男性は介護負担が重くてもなかなか仕事を休まず、健康状態の悪化が業務上の過失や事故につながる可能性が高いことも指摘されている¹²。

¹¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「介護者の就業と離職に関する調査」（平成28年5月）

¹² 独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働政策研究報告書No.192（平成29年3月）「育児・介護と職業キャリアー女性活躍と男性の家庭生活―」

3 男性介護者への支援

(男性介護者と支援者の全国ネットワーク)

「男性介護者と支援者の全国ネットワーク（以下「男性介護ネット）」は平成21（2009）年に発足した。介護する側も介護される側も、誰もが安心して暮らせる社会を目指して、各地の男性介護者の会や支援活動の交流、情報交換の促進を図るとともに、総合的な家族介護者支援についての調査研究や政策提言を行っている。令和2（2020）年1月現在、会員数は1,050、会員団体数は約150となっている。

男性介護の現状と、男性介護者が抱える悩みなどについて、事務局長へのヒアリングをもとに紹介する。



男性介護ネット発足10周年記念式
(平成31（2019）年3月)

(男性介護ネットの「運営から見た男性介護者の変化」)

男性介護ネットを立ち上げた頃、男性介護者に対しては、介護に積極的な「新しい男性像」であるという積極的なイメージと、介護虐待・殺人・心中事件の「加害者」というネガティブなイメージの双方があった。どちらも極端だが、最近は、介護をしていることを当たり前語る人が増えてきた。そのことも、男性介護者への社会の理解や認知を広げることにつながっているように思われる。

るように思われる。

(男性介護者が抱える悩み)

「仕事」のように介護することが男性介護者の特徴といわれている。少しでも良くなるようにと介護を始めるとのめりこんでしまう人も多い。老老介護のように家族の介護を担うのは圧倒的に中高年であり、男性介護者のそれまでの仕事中心の生き方や固定的な性別役割分担意識に基づく生活モデルが介護にも影響している。

また、男性介護者の中には、介護生活で最もつらいのは排泄の世話等ではなく、買い物だと言う人もいて驚かされる。「レジに並んでいることが耐えられない。周りから、『あの人が、かわいそうに。奥さんに世話してもらえず、買い物も自分でしなければならないんだ。』と思われるのではないかと思うといたたまれない」。周りから、という以上に「家事＝女性」という規範が自縄自縛となっているのだろうと考えられる。

(仕事と介護の両立の状況)

毎年「10万人」ともいわれる「介護離職」が注目されているが、その背後には仕事をしながらなんとか介護を担っている人が何十倍も存在する。平成29年就業構造基本調査では、その数は346万人を超え、60歳未満の男性介護者では9割近くが仕事をしていることを明らかにしている。

介護離職した人が集まって話す機会があった際、集まった人が口々に「仕事を辞めてよかった」と言った。彼らの真意は、今の介護制度・介護サービスと今の仕事の仕方では、仕事と

介護の両立は厳しいということだったと思われる。

一方で、周りの強い勧めで仕事を辞めることを思いとどまり妻の介護との両立生活を選択したことが、介護のストレス仕事のストレスの双方から解放される時間を作ることにつながったという声もある。24時間365日介護漬けにならずに済んだということだ。朝、食事に着替えと目まぐるしく介護をやり切って出勤すると、取引先とのやりとりなどに集中。介護のストレス発散にもなった。疲れて夕方帰宅すると下手な料理を妻が「ありがとう」と食べてくれる。仕事の疲れも吹っ飛んだ、と言う。

仕事と介護の両立は在宅介護者の生活の質を上げることにもつながる。仕事をしながら介護する「ながら介護」がこれからの社会にふさわしいまっとうな暮らし方なのではないか。介護を義務ではなく権利と捉えれば、介護をする権利を全うできるようにすること、そのために要介護者の自立支援だけでなく介護する人を支援する介護サービスなど、社会意識の醸成や介護するための基盤整備を考えていく必要がある。

働いている介護者を前提とした介護サービスが必要だ。今なんとか介護と仕事を両立している346万超の人たちが介護しているのは、要介護度が比較的低い状態の要介護者が多い。重度の要介護者を対象にしたサービスというよりは、普段は一人で大丈夫だが、たまに徘徊してしまい介護者の仕事に急に呼び出しがかかる、というような状況に対応した介護サービスが有益と考えられる。

(男性介護ネットが果たす役割と今後の男性介護の展望)

当事者の会も万能ではないが、これまでは例外であり特殊とされてきた夫や息子という男性介護者同士だからこそ深まる「共感のネットワーク」であるという点がポイントだ。増えたといっても男性介護者は30%余りであり、未だ介護者の多くは女性であるため、介護者の会のメンバーも女性が多い。男性介護者への理解はまだ進んでいない。妻と同じ年頃の女性の前で認知症の妻の話をするのは妻に申し訳ないという気持ちになることがあり、女性介護者のいる会に行っても孤立してしまいがち。また、「良い旦那さん」と褒められるが、それがうれしい気がする反面、良い夫を演じ続けなければならないのがつらいということもある。

また、「介護者の会だというから介護の話ができると思って行ってみたら、介護と関係なさそうな孫の話だの百貨店の話題だのとりのめのない話をしており、あげく用事があるからと中座する者までいたりしてイライラした。「男性介護ネット」は介護の話ができる、求めたものはこれだと思った。」と言っていた人が、「介護の話ばかりしているのも疲れる、女性たちがいろいろしゃべっていたああいう場もいいなと思うようになった。」というようになったりする。男性は、「ご兄弟は?」「お子さんは何をしているの?」といったプライバシーに踏み込んだ会話が、実はその家庭にどういった介護負担力があるのかを周囲が把握できることにつながり、介護に役立つというようなことに気付きにくい。「用件」だけを伝える文化に馴染んだ男性と、しっかり「気持ち」を伝えたい女性とのコミュニケーションの違いのようだ。男性介護ネットでは、介護についての話ばかりをしているが、その段階を抜けると、次第に介護以外のいろいろな話が介護に役立つということに気づいていくのではないかと。

辛いときには泣いても愚痴ってもいい、我慢しないでSOSを発信、というのが「介護者になったからといっても、すぐには泣けないんですよ!」という男性がいた。仕事中心、仕事最優

先の文化で長らく過ごしてきた男性が、介護者という立場で新しい男性文化を築けるか、という課題だ。こう考えると、夫や息子たちが、男性の介護ネットワークを介すること、それを潜り抜けることを通して、他者を鏡としながら自身の介護を考えていくことを支え合う自助的な「場」を経験することに意味があり、回り道のようなものではあるがジェンダー平等には有効であろう。

中高年男性は、排せつの世話や着替えなど、家族の体に手を当てて世話をする行為をほとんどしてこなかったことで、介護を担うことになった際、その点の抵抗感は大きい。しかし、男性も育児を積極的に行うようになると将来介護を担う際に家族の体に触れたり世話をしたりということに対する抵抗感への免疫にもなるのではないか。今後、職場でも、育児休業を取得した経験のある男性が中核的な立場になっていくことで、男性にとっても家族の世話をする責任を果たすことが重要であるという意識が醸成されてくるのではないか。

2 より良いバランス・分担に向けた視点

(1) 男性の「家事・育児・介護」参画と個人や家庭の対応力向上 (家庭の対応力を高める男性の「家事・育児・介護」への参画)

これまで見てきたとおり、「家事・育児・介護」の負担が女性に偏っている現状があり、生活満足度等の生活の質への影響、女性の就業継続の難しさや仕事との両立の難しさにつながっている。このような状況を改善するためには、男性の「家事・育児・介護」への参画が必要であるが、その際重要なことは、男性に期待されている「仕事」の在り方や男性自身の「仕事」への向き合い方の変革と併せて男性の「家事・育児・介護」への参画を進めていく必要があるということである。現状では、男性は、育児と介護の負担が重畳的に発生した場合に初めて「仕事等時間」を短縮し「家事・育児・介護時間」を増やすという生活の変革を実行している（実行することが可能になっている）。しかし、今後は、結婚や子供の誕生というライフイベントに応じて、家庭における家事や育児の負担をどのように分担するかを、男性も女性とともに考えること、その際、「仕事」による稼得役割を

家族間でどのように分担するかについても併せて考え、家族のライフプランにそって、男性も家事や育児、さらには介護に積極的に参画していくことが求められる。

また、女性の「仕事」による稼得役割・機会を確保し、男性が「家事・育児・介護」という家族ケアを担えるようにしておくことは、家庭単位で見た場合のリスクヘッジという側面もあると考えられる。すなわち、夫が今までどおりに仕事をする事が出来なくなる事態や、妻が今までどおりに「家事・育児・介護」をすることが出来なくなる事態が発生した時の対応力を高めることにもつながる。

(男性にとっての意義)

家庭にとってだけでなく、個々の男性自身にとっても「家事・育児・介護」への参画は重要である。特に若い世代で積極的に育児をしたいという希望を持つ人が出てきている¹³。また、家庭での家事・育児・介護等の経験が、仕事にとっても、ひいては人生にとってプラスになったと考える人も多い。

さらに、介護の担い手の多様化が進み、男性が介護者となるが増えている。「介護」の負担は多くの場合中高年期に生じている。

¹³ 「仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（平成28年度厚生労働省委託調査・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、20～40代の子ども（末子が3歳未満）を持つ男性の正社員・職員を対象に調査したところ、育児休業を取得しなかった男性のうち、育児休業を取得しなかったと答えた者は34.0%となっている。

極端に「仕事」に偏った生活を送り「家事」や「育児」といった家族のケアに係る経験が乏しい場合、中高年になって初めて、「介護」という家族のケアに直面し、働き方も制約される事態になることで、戸惑いやストレスを生じやすいと考えられる。男性も、女性と同

様により早い時期から様々なライフイベントを機に自身の生活の時間配分を組み換え、「仕事」以外の役割も果たせるようになることは、中高年期になって突然生活の大変化にさらされるリスクを軽減することにもつながると考えられる。

コラム

4

男性従業員の育児参加に積極的な企業の例①

(有限会社COCO-LO)

有限会社COCO-LOは、平成17（2005）年から群馬県で訪問看護・通所介護・居宅介護支援事業を運営している企業である。従業員は設立当初の女性5名から106名（女性93名・男性13名）（令和2（2020）年1月現在）にまで増えてきた。同社は、男性の育児休業取得率が高く、スマートフォンやクラウドサービスを使った情報交換・情報共有の仕組みにより、男性の育児参加、従業員のワーク・ライフ・バランスに大きな成果をあげている。厚生労働省のイクメン企業アワード2013、群馬県いきいきGカンパニー知事賞（平成29（2017）年）を受賞し、平成28（2016）年には群馬県内ではじめて厚生労働省「プラチナくるみんマーク」を取得している。

同社は男性も女性も同じように従業員が育児参加できるように様々な取り組みをしている。

子育てはどちらがしてもよいという考えのもと、家庭での子育て時間を大切にしたいと希望する男性従業員を全面的に支援し、男性の育児休業取得率は100%となっている。同社では当たり前となっている取組だが、当初は男性従業員がなかなか取得しようとしなかった。10年以上前は社会で男性が育児休業を取得する事例がほぼなかったためだ。そこで、社長自ら従業員にはたらきかけることによって、男性の育児休業取得や子の看護休暇取得の実績を積み上げ、男性が育児に関わるのは、特別なことではないという雰囲気になっていった。

日ごろから子育てやプライベート、キャリアアップ支援をする仕組みが構築されているため、育児休業復帰後に大きな負担がかかる事は無い。まず、スマートフォン等のタブレットやクラウド上での情報共有、独自に開発したシステムアプリを使い誰でも代わりができる仕事環境を整えている。さらに育児休業からの復帰にあたって、「ならし期間」（任意）を1か月設けて就労時間を柔軟に調整することを可能にしている。

従業員のキャリア、仕事の技術という点でも、男性従業員の育児参加はプラスになっている。まず育児休業取得が、人事評価においてマイナスにならず、人の育て方を体得しサービスの力量が向上したというプラスの評価につなげられることが多い。また、育児休業を取得した男性従業員によれば、育児休業期間中に習得した掃除や料理など家事の技術が、休業からの復帰後に利用者の家族との会話のレパトリーを広げることに役立っているとのことである。

そして、利用者との信頼関係が重要な介護職や医療職等において、育児休業の取得を円滑に進めるための工夫も行っている。育児休業を取得した男性従業員によると、訪問サービス

で利用者宅に行った際に、会話の中で子供が生まれたことを事前に伝えているとのことである。訪問看護やリハビリに従事する従業員は、平素より利用者や家族のプライバシーを業務上知りうる立場にあることから、休業による担当者の変更には、社内のみならず利用者への配慮が必要であり、適切なタイミングで丁寧に伝えていくことが信頼関係につながっている。

コラム

5

男性従業員の育児参加に積極的な企業の例②

(株式会社 あわしま堂)

あわしま堂は、和洋生菓子を製造している、昭和43（1968）年設立の企業である。愛媛県八幡浜市に本社・工場を持つほか、京都、栃木に工場を持っている。従業員数は965名で、そのうち正社員は637名（女性297名・男性345名）、パート328名（女性303名・男性25名）（平成30（2018）年7月現在）である。厚生労働省よりイクメン企業アワード2017特別奨励賞を受賞するなど、男性従業員の育児参加において大きな成果をあげている。

その下地として、平成24（2012）年11月から平成29（2017）年5月まで実施した「AWASHIMAみらいづくりプロジェクト」という女性活躍推進プロジェクトがある。従業員の両立支援について、ベテランから若手まで多様な世代、本社だけではなく支店・工場もメンバーになり、1年ごとに一定割合でメンバーをチェンジしながら、月1回1～2時間程度テレビ会議を使って討議を行った。

本プロジェクトを通じて、女性活躍のためには、ハード面の整備だけではなく、上司や男性従業員の理解などソフト面での対応の必要性が明らかになった。プロジェクト開始当初は企業内保育所の整備等即効性のあるハード面での解決策にばかり目がいていたが、プロジェクトを進めるうちに、従業員対象のアンケート調査などを通じて従業員の意識・風土というソフト面の重要さがクローズアップされたのだ。また男性従業員は育児休業を取得したくても職場の雰囲気やちゅうちょしてしまうことが多く、社内文書で育児休業の取得を促してもなかなか成果があがらなかった。

これらを踏まえて、現在あわしま堂では、制度があるのに知らない従業員が多い現状から育児休業などについて分かりやすくコンパクトに説明した「両立支援お役立ちハンドブック」を作成し従業員に配布している。

また、上司が、自身の部下が育児休業を取得するケースを他人事とせず前向きなイメージを持ってもらうような取組みも行っている。具体的には、社内報（4半期に1回発行）で、育児休業を取得した男性従業員の子育て体験記を掲載し、育児休業を取得することの利点を伝え、さらに外部NPO法人の講師を招いて経営者・管理職対象のイクボスの研修を実施して、従業員が育児・仕事に加え、PTAや地域の青年団などの社会的領域の活動に参加することの意義を学習している。

同僚に迷惑をかけるのではないかという漠然とした不安から育児休業取得をちゅうちょす

る男性従業員も多いことを踏まえて、一定期間の休業取得義務化を実施している（1歳未満の子供を持つ従業員を対象に年間5日間の特別有給休暇を付与）。誰かが一定期間休んでも残されたメンバーで円滑に業務をこなすことができたという実体験が、漠然とした不安から休業取得をちゅうちょする事態を減らしていくはずである。

男性も含めた育児休業取得の促進は、業務の属人化の見直しにもつながっている。日々の業務に追われていると記録を適切に残していなかったり、必要な情報共有がなされていなかったりして、気付かないうちに、「その業務」は「その人」しかできないような状態にしていることが多い。育児休業の取得が、休業していない従業員も含めて、属人化の弊害に気付くきっかけになり、業務見直しの機会となっている。

一方、男性の育児参加を後押ししているのは、元来の社風の影響も大きい。

同社は「5S」や「カイゼン」など、現場からの改革を重視する社風があり、前述のAWASHIMAみらいプロジェクトも現場からのボトムアップのプロジェクトであった。そしてこれが両立支援の全社的な取組を促進することにつながった。

また、工場の現場では、子育て中のパートタイマーの女性従業員が多く、菓子製造のライン業務を中心に不可欠の役割を担っている。そのため共に働く男性従業員が、男性が育児に参加することの必要性を理解する機会が多い。また育児休業を取得した男性従業員が、子育て中のパートタイマー従業員の事情に配慮できるイクボスになるという好循環も生んでいる。

(2) 「家事・育児・介護」における「働き過ぎ」を防ぐ視点

「働き方改革」は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革である。なかでも、長時間労働の是正は、個人のワーク・ライフ・バランスを改善することに結び付く。

「家事・育児・介護」における働き過ぎも、個人や家族の生活の質を悪化させるおそれがあるほか、仕事に就いたり仕事を続けたりする際の妨げとなっている。「家事・育児・介護」の負担が女性に偏っている現状において、女性の「家事・育児・介護」における「働き過ぎ」を防ぐという視点からも、男性の家事や育児等への参画が必要である。

一方、特に小さな子供がいる家庭やひとり親家庭では、女性、男性にかかわらず、「家事・育児時間」と「仕事等時間」の合計時間が長く負担も大きい。また、介護については、「介

護時間」の長さによる負担や仕事との両立困難は、もはや男女にかかわらず直面する問題といえる。家庭内で分担するのみならず、担い手の多様化や多様な外部サービスの活用等が重要となっている。

しかしながら、日本の育児時間は諸外国と比較して際立って長く（第2節コラム1参照）、「第2節5. 外部サービスの利用」で見た通り、家事支援サービスや育児支援の利用は低水準にとどまり、一般的な利用からは程遠い状況である。介護についても外部支援に頼らない介護をしている場合が多いことがうかがわれる。

今後は、外部サービスもより柔軟に取り入れることによって、家事・育児・介護はもとより仕事への取り組み方も含めた生活設計の選択肢を増やすとともに、「家事・育児・介護」の過度な負担に起因するディストレスを改善し生活の質を向上させることが期待される。

「シェアリングエコノミーを活用した家事支援サービス」

(一般社団法人 シェアリングエコノミー協会)

平成30(2018)年に実施された調査¹によると、家事の負担軽減に外部サービス(以下、「家事支援サービス」という。)の利用が有効であると回答した割合は、全体の6割を超える。しかしながら、家事支援サービスの実際の利用については、料金の負担感や他人に家の中に入られる心理的抵抗感があるなどの回答が多く、消費者にとって実際の利用のハードルは相応に高いことがうかがえる。

こうした家事支援サービスの「利用意向」と「利用のハードル」のギャップも踏まえて、一般社団法人シェアリングエコノミー協会(以下、「協会」という。)は、「シェアリングエコノミー²(以下、「シェアエコ」という。)を活用した家事支援サービス」を推奨している。

シェアエコは、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して、個人等のサービスの提供者と利用者が直接取引する経済活動のことで、代表的なサービスに民泊や自動車のライドシェアなどがある。仲介者をはさまないため、利用料は事業者が提供する場合に比べて低廉なことが多いという特徴があり、家事支援サービスを利用する際の経済的なハードルを下げることにもつなげやすいという。また、シェアエコの提供者は利用者と直接取引するため現場の裁量も大きく、利用者の様々な個別対応に応える必要がある家事支援サービスとの親和性は高い。さらに、信頼できるスタッフに巡り合えて身近に家族以外の頼れる存在が増えると、精神的にも暮らしが豊かになると語る利用者もいる。一方、シェアエコの課題としては、事業者によるサービス品質の担保が少なくなること、利用者は自らサービスや提供者の信用度を確認する必要性が増すことなどが挙げられる。

協会で新規事業を担当している蓑口さんは、ご自身がシェアエコのヘビーユーザーでもある。蓑口さんが最初に決めるのは予算。例えば、月に1万円までと最初に予算を設定し、次に「誰かにお願いしたいこと」をリストアップしていく。料理が面倒、買い物に行く時間がない、平日にも布団を干したい、お風呂掃除を代わってほしい……、日々の生活の困り事がまとまったらスマホでシェアエコのサイトを開き、お目当てのシェアサービスを利用する。結婚後に必要となった名義変更手続きにもシェアエコを活用した。自分一人では何週間も掛かっていたかもしれなかったが、「一日半の有休で、すべての必要な手続きを完結できる効率的な方法をタスク表にしてほしい」とお願いしたところ、同じ地域に居住する経験者が完璧なタスク表を作成してくれたため、見事に一日半で解決することができた。

このようにシェアエコの本質は、自分の持っている資産(家事支援サービスであれば家事のスキルと時間)を必要としている他人に分けるという分かち合いの精神であり、協会では「ITを活用した現代のおすそわけ文化」と形容する。また、「ゆとりがあるからシェアではなく、シェアすることでゆとりが生まれる」等をキーワードに掲げ、シェアエコは富裕層だ

1 野村総合研究所「平成29年度商取引適正化・製品安全に係る事業(家事支援サービス業を取り巻く諸課題に係る調査研究)調査報告書」(平成30年)。

2 シェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」を指す。

けが利用するビジネスではないことも発信している。協会の今後の抱負としては、シェアエコのさらなる普及³に取り組み、普通の人気が兼ねなく家事を誰かに頼める社会、女性が一人で抱え込まずに胸を張って周りの助けを借りながら生活できる社会を目指していくこととしている。

- 3 一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所（ICR）の共同調査「シェアリングエコノミー市場調査2018年版」によると、日本のシェアリングエコノミー経済規模は、2018年度に過去最高となる1兆8874億円を超え、2030年度には11兆1275億円と約6倍になると予測されている。

付属図表

付図1 家事・家庭のマネジメントの項目ごとの分担（妻年齢別・夫年齢別）

家事・家庭のマネジメントの分担（I-特-18図）のうち、①「妻」「どちらかという」と妻」という回答が最も多い「食事の献立を考える」の分担②「妻と夫が同程度」という回答が相対的に多い「親や親族との付き合い」の分担③「夫」「どちらかという」と夫」という回答が相対的に多い「家計管理・運営」の分担について、妻及び夫の回答をそれぞれ年齢階級別に見てみると、以下のような結果が得られた。

①「食事の献立を考える」の分担

年齢による違いはなく、妻は7割程度が「妻」と回答し、夫は6割から6割半ば程度が「妻」と回答している。

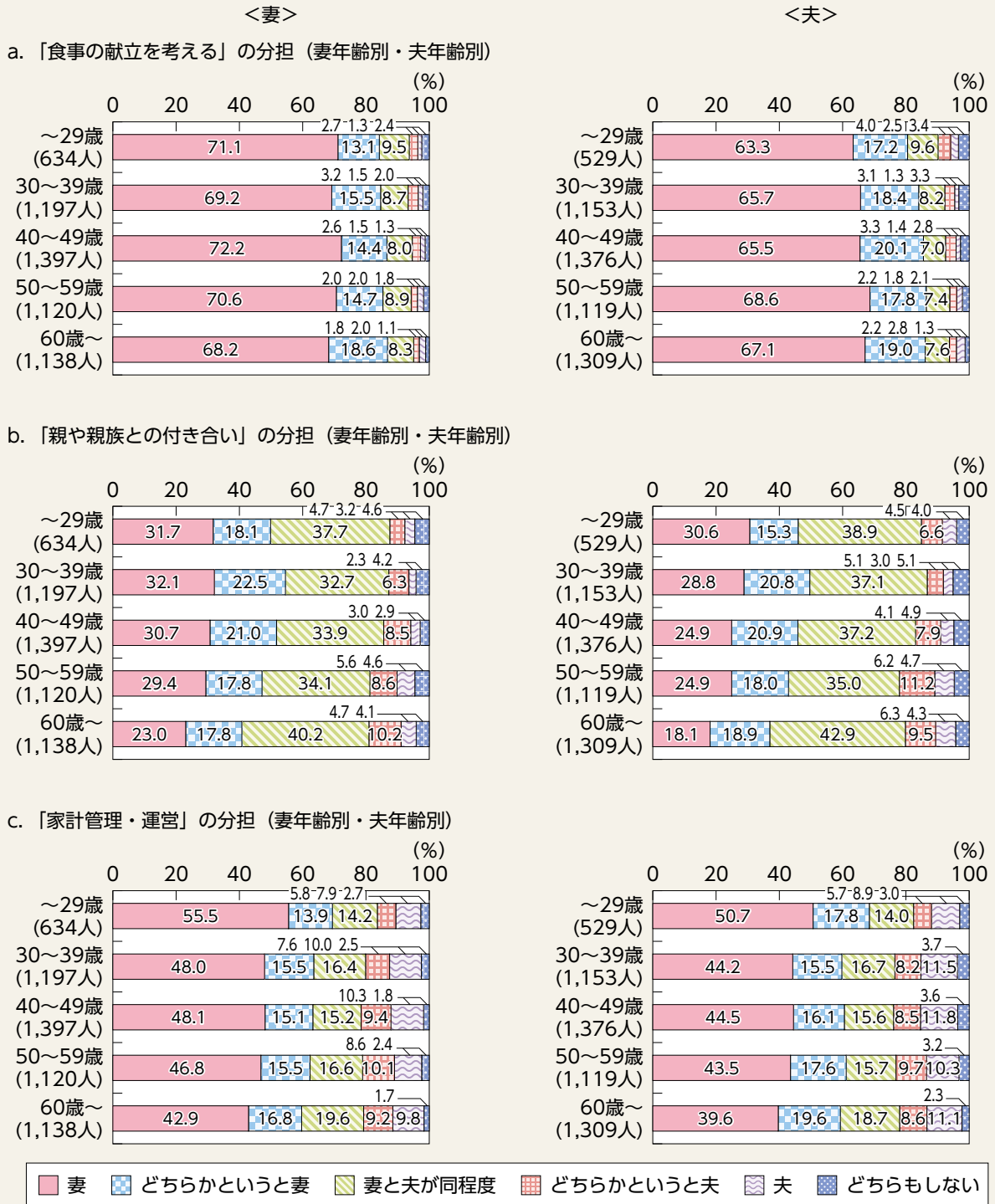
②「親や親族との付き合い」の分担

妻の回答は20代～50代まで回答状況に大きな違いはない。夫の回答は20代及び30代は妻の回答状況とおおむね同じであるが、40代及び50代になると妻の回答状況に比して妻寄りの回答割合（「妻」と「どちらかという」と妻）が小さくなり、夫寄りの回答割合（「夫」と「どちらかという」と夫）が大きくなる。60代は妻の回答も夫の回答も、より夫寄りの回答割合が大きくなる。

③「家計管理・運営」の分担

妻も夫も20代が「妻」という回答割合が最も大きく過半数に達している。30代～50代は、「妻」という回答が妻回答で47～48%、夫回答で44%前後となっている。60代が「妻」という回答割合（妻回答で42.9%、夫回答で39.6%）が最も小さい。

付図1 家事・家庭のマネジメントの項目ごとの分担



(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 夫婦それぞれに「(各項目について)あなた方ご夫婦の間で、次のようなことを行うのはどちらですか。」と質問し、図に掲げた選択肢で回答を得たもの。
 3. 「親や親族との付き合い」は、自分自身の親・親族か、相手方の親・親族かは区別して聞いていない。

付図2 主な育児の実施頻度（妻・夫）

夫婦別に、主な育児の実施頻度を見たところ、「食事をさせる」「風呂に入れる」「寝かしつける」といった日常的な世話の実施頻度は、子供の年齢が高いほどそれらの必要性が減少するため少なくなる傾向にある。しかしながら、妻のみならず夫も実施頻度が減って

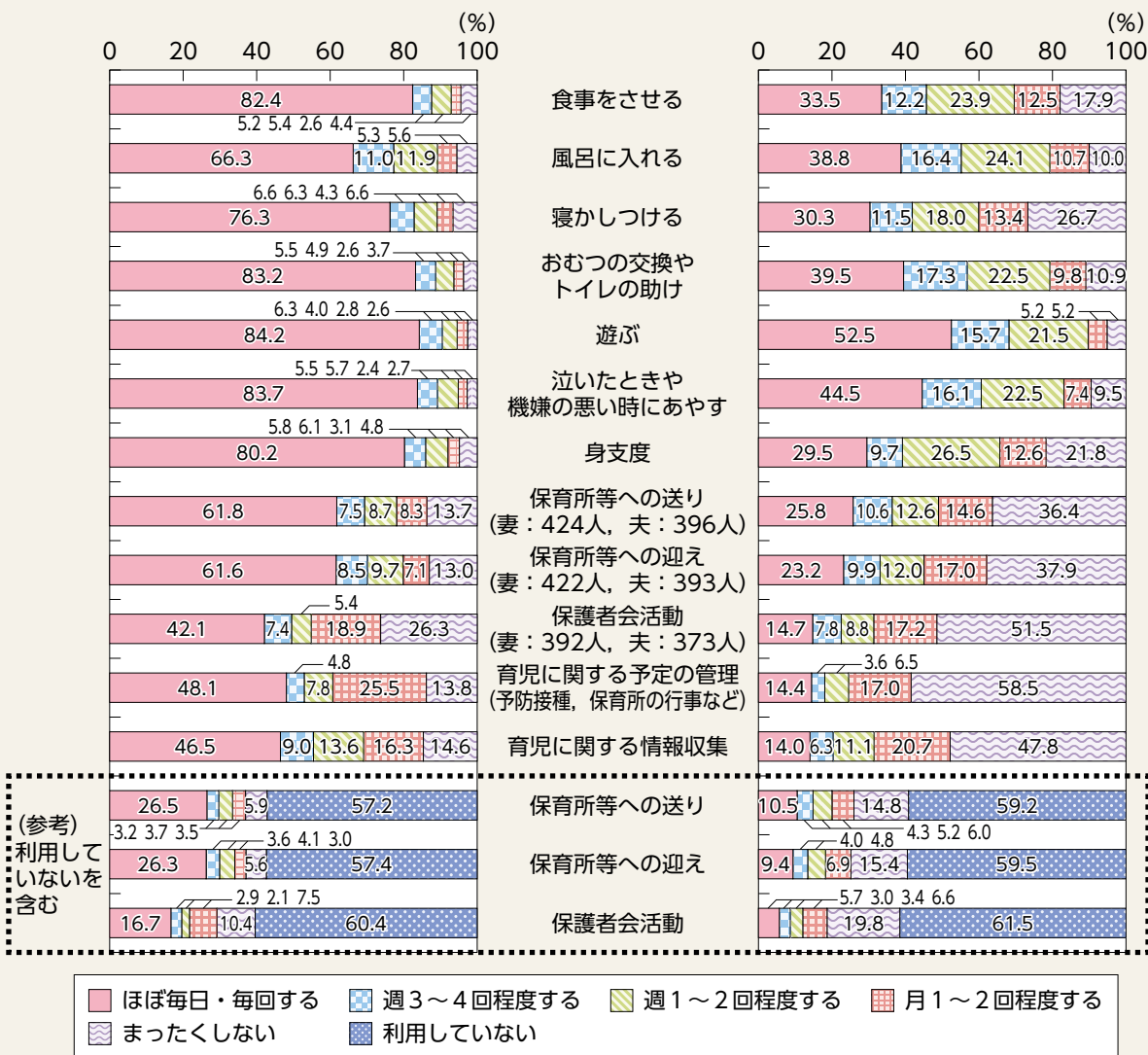
いるため、妻と夫とで実施状況に差がある状態は継続している。逆に、子供の年齢が高くなると必要になってくる「日々の登園・登校の持ち物の準備・確認」「宿題や勉強の手助け」「保護者会やPTAの活動・個人面談」については、「まったくしない」夫が、上記の日常的な世話以上に多い。

付図2 夫婦別に見た主な育児の実施頻度（妻・夫）

a. 0歳～2歳の子供がいる夫婦

妻 990人

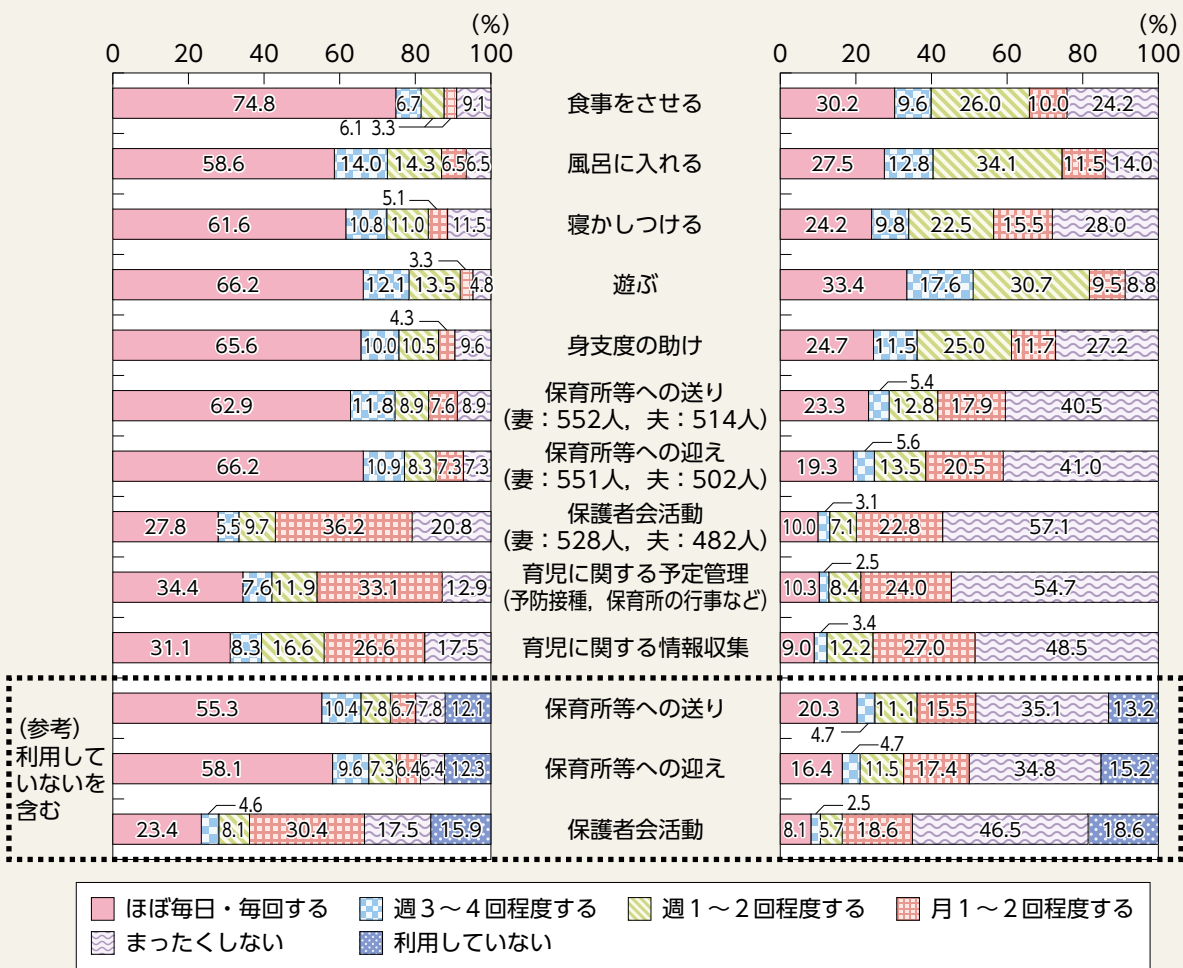
夫 970人



- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 0歳～2歳の子がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について)お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。
 4. 「保育所等への送り」「保育所等への迎え」「保護者会活動」は利用していないを除いた集計。

b. 3歳～就学前の子供がいる夫婦
妻 628人

夫 592人

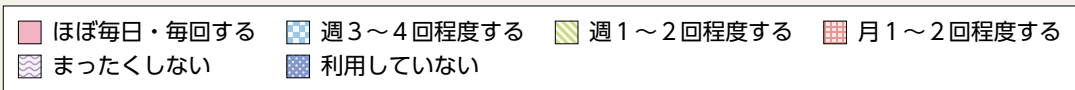
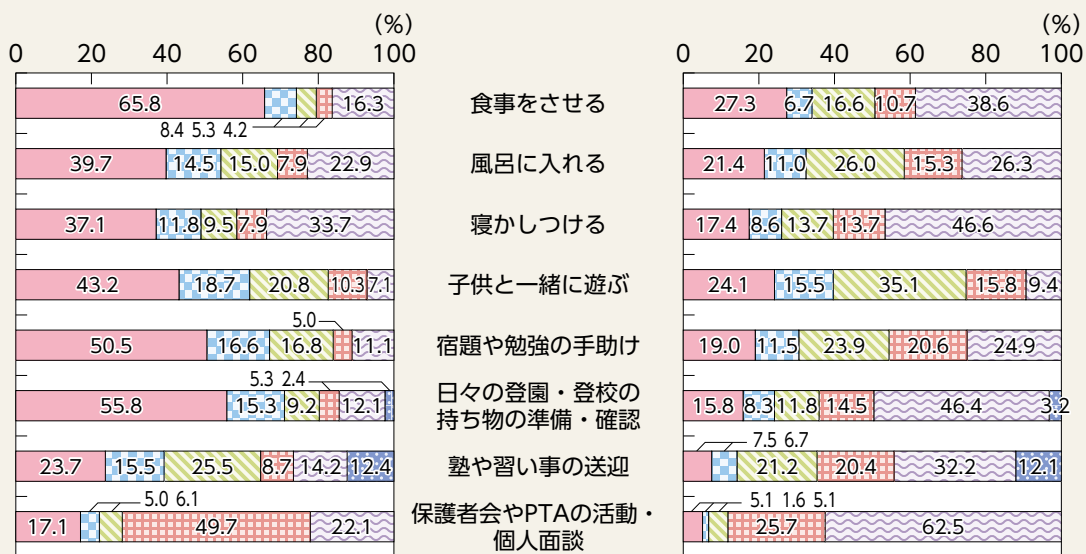


(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 3歳～就学前の子がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について)お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。
 4. 「保育所等への送り」「保育所等への迎え」「保護者会活動」は利用していないを除いた集計。

c. 小学校1年生～3年生の子供がいる夫婦

妻 380人

夫 373人



- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
2. 小学校1年生～3年生の子がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について)お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。
3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

付図3 夫の育児実施頻度(妻の就業状況別)

子供が小学校就学前までの小さい間は、妻が「フルタイム勤務」の夫は、妻が「短時間勤務」又は「無業」の夫よりもほぼ全ての項目について「ほぼ毎日・毎回する」の回答割合が高いが、子供が小学生になると、妻が「フルタイム勤務」の夫は妻が「短時間勤務」の夫よりは概ね「ほぼ毎日・毎回する」の回答割合が高いものの、妻が「無業」の夫よりは多くの項目で同割合が低くなる。「まったくしない」という回答割合は、子供の年齢にかかわらず、妻が「フルタイム勤務」の夫が、妻が「短時間勤務」又は「無業」の夫より低い。

育児のうち「全くしない」という回答割合が高い項目は、妻の就業状況にかかわらず、子供の年齢が0歳～2歳においては「育児に関する予定管理」や「育児に関する情報収集」であり、子供の年齢が3歳～就学前においては、これらに「保護者会活動」が加わる。子供の年齢が小学校1年生～3年生では「保護者会やPTAの活動・個人面談」について「全くしない」の回答割合が高く、妻が「短時間勤務」と「無業」の場合にはこれに「日々の登園・登校の持ち物の準備・確認」が加わる（なお、「寝かしつける」についても「全くしない」の回答割合が高めであるが、当該項目は妻側の実施頻度も減少していることから

(付図1c参照)子供の成長に伴い必要性自体が減少しているものと考えられる)。育児のマネジメントに関する項目において、妻の就業状況にかかわらず夫の分担割合が低い傾向が認められるが、これらの項目について、妻が「フルタイム」の夫は妻が「短時間勤務」や「無業」の夫より「まったくしない」という回答割合が低くなる傾向がより顕著に見られる。

子供の年齢別に妻と夫双方に育児の分担割合の認識を聞いた結果を見ると、分担割合が最も高いのは、子供の年齢にかかわらず、妻が「フルタイム」の夫であり、約4割となっている。

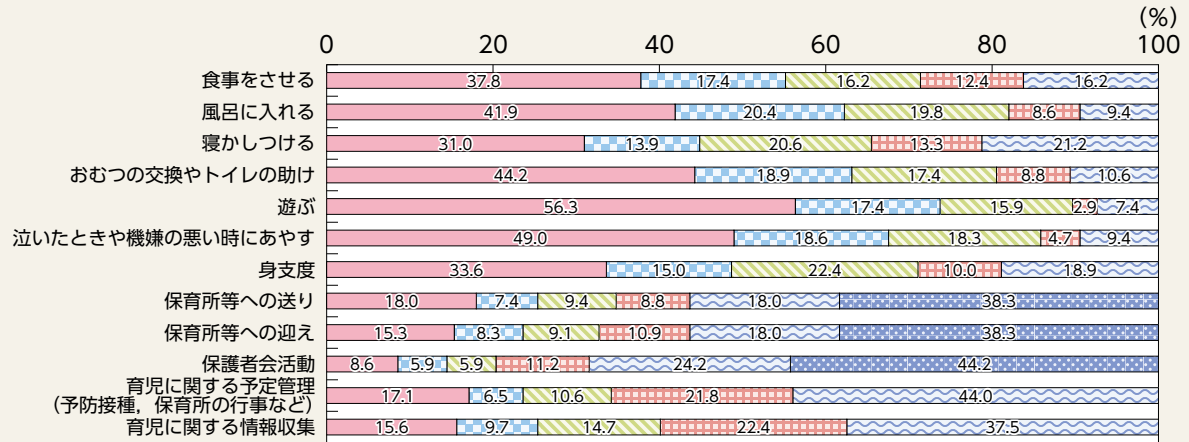
育児の実施頻度を、妻が「短時間勤務」の夫と妻が「無業」の夫で比較すると、子供の就学前は拮抗しているものの、子供が小学校に入ると「ほぼ毎日・毎回する」の回答割合は、「短時間勤務」の夫の方が「無業」の夫より低くなる。

育児の分担割合の認識結果から見ても、妻が「短時間勤務」の夫の分担割合は、子供が就学前は、妻が「無業」の夫の「分担割合」よりやや低いか同水準であるが、子供が小学校1～3年生の場合、妻が「無業」の夫の分担割合より低い。

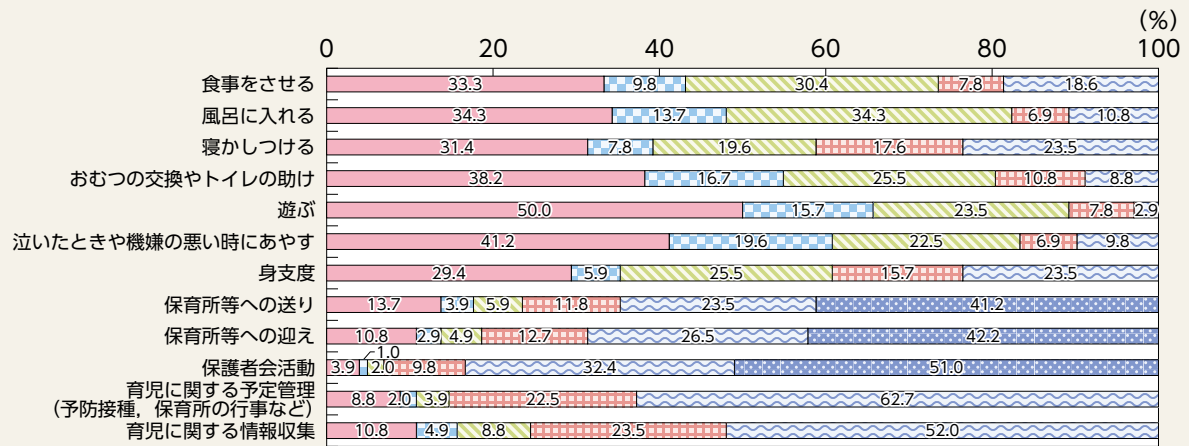
付図3 夫の育児実施頻度（妻の就業状況別）

a. 0歳～2歳の子供がいる夫婦

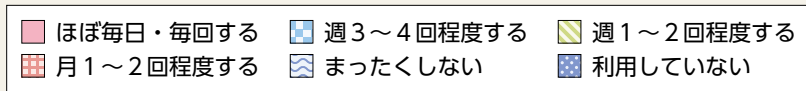
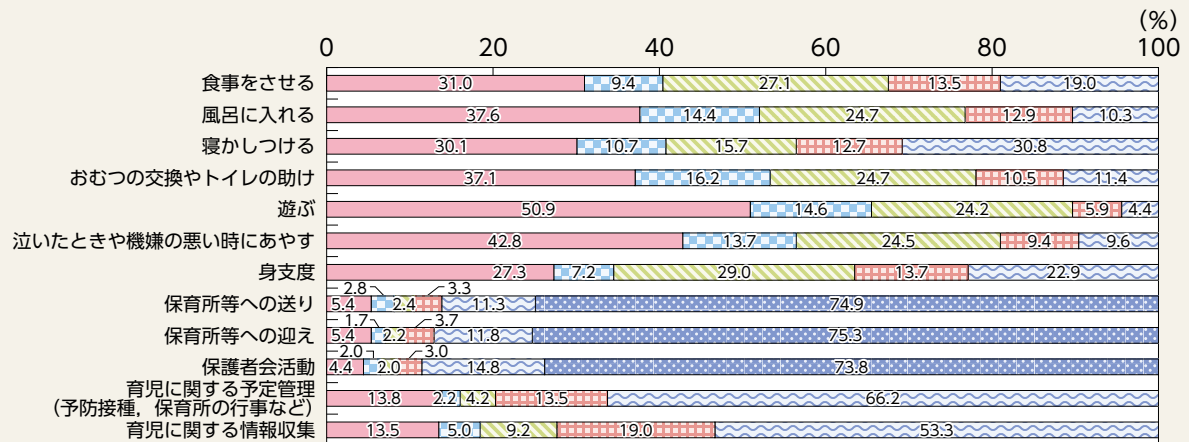
妻がフルタイム 339人 夫の分担割合（平均）=39.3%



妻が短時間勤務 102人 夫の分担割合（平均）=32.7%



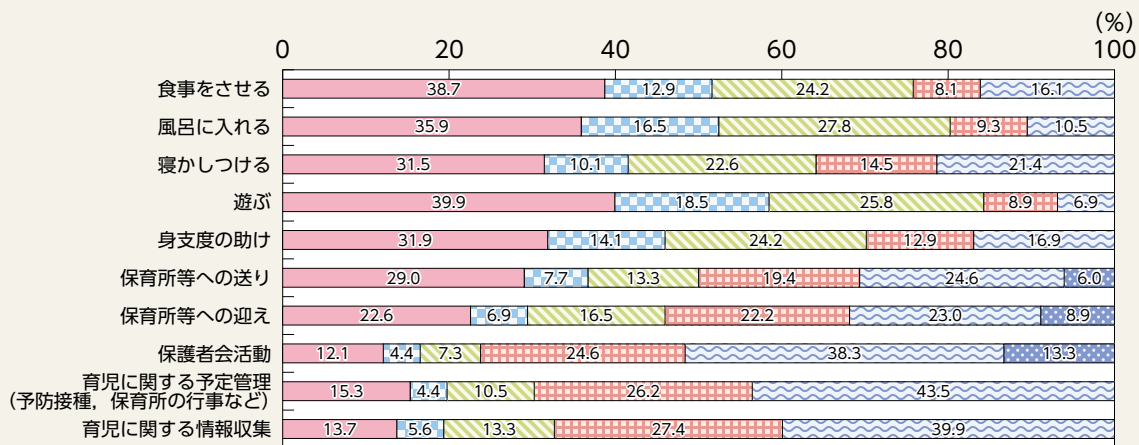
妻が無業 542人 夫の分担割合（平均）=35.2%



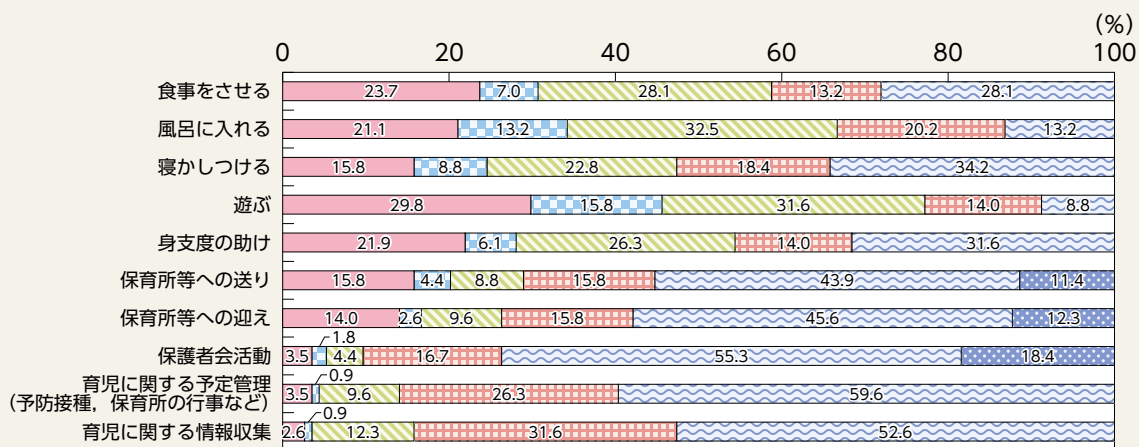
- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リバルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 0歳～2歳の子供がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について)お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。ここでは、夫の回答を妻の就業状況別に集計した。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

b. 3歳～就学前の子供がいる夫婦

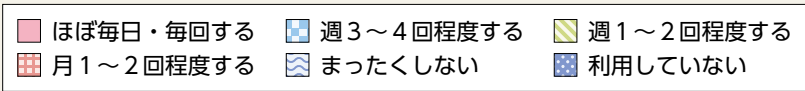
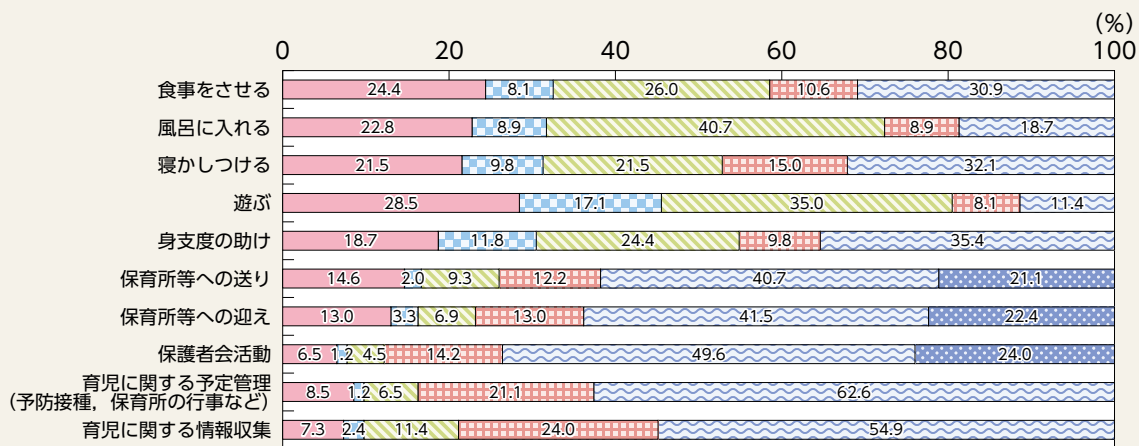
妻がフルタイム 248人 夫の分担割合 (平均) = 38.0%



妻が短時間勤務 114人 夫の分担割合 (平均) = 32.1%



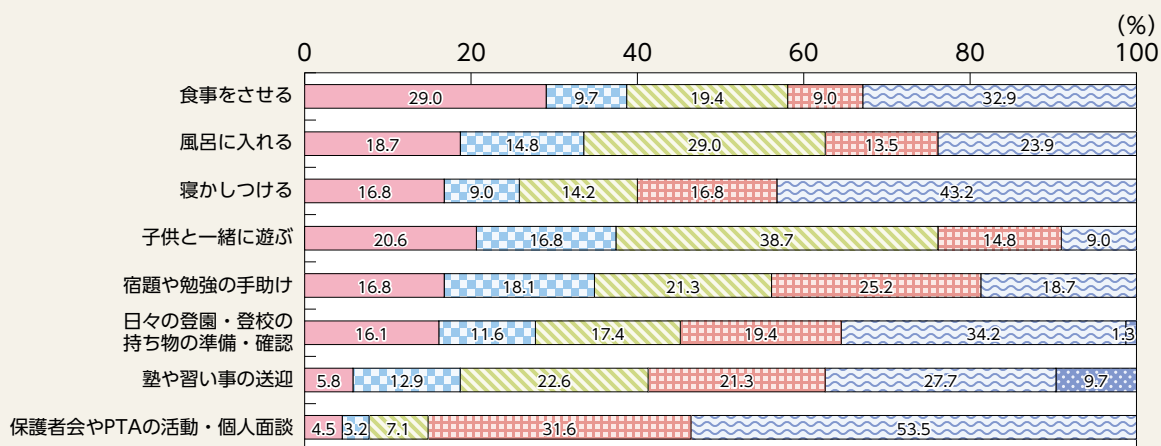
妻が無業 246人 夫の分担割合 (平均) = 31.2%



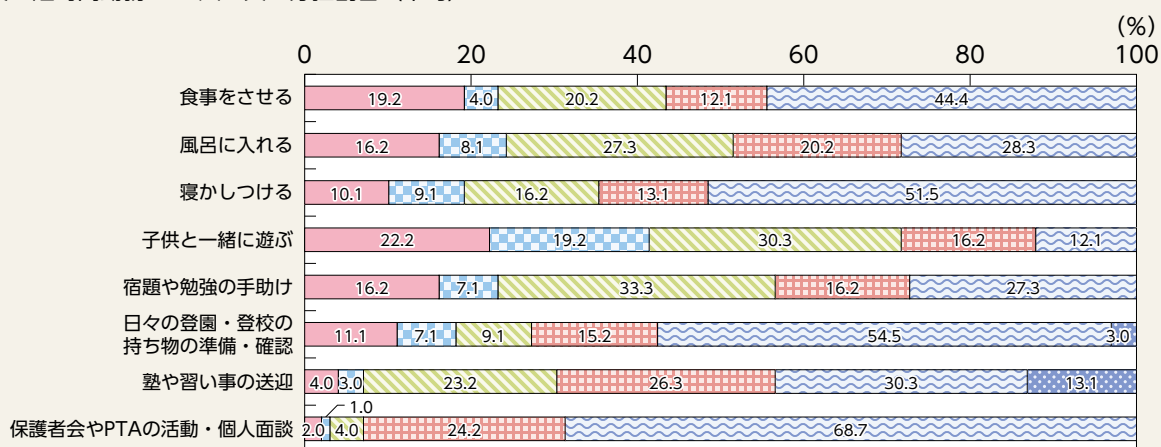
(備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 3歳～就学前の子がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について) お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。ここでは、夫の回答を妻の就業状況別集計した。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

c. 小学校1年生～3年生の子供がいる夫婦

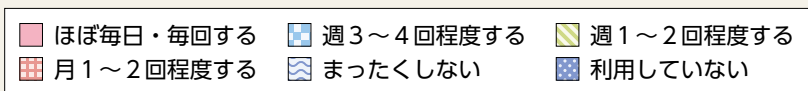
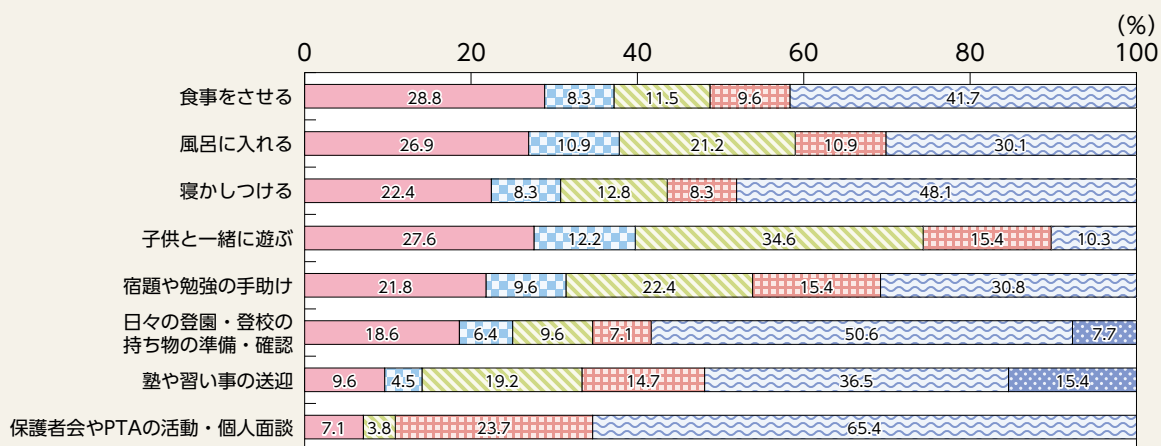
妻がフルタイム 155人 夫の分担割合 (平均) = 38.3%



妻が短時間勤務 99人 夫の分担割合 (平均) = 26.9%



妻が無業 156人 夫の分担割合 (平均) = 32.7%



- (備考) 1. 「家事等と仕事のバランスに関する調査」(令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング)より作成。
 2. 小学校1年生～3年生の子がいる夫婦それぞれに「(各育児項目について)お子さんの世話をどの程度していますか」と質問し、図表に掲げた選択肢で回答を得たもの。ここでは、夫の回答を妻の就業状況別に集計した。
 3. 「子供」は末子の年齢により区分した。

付表4 50代・60代の仕事を持つ者、フルタイム勤務者

平成23（2011）年

性別	年代	仕事を持つ者		フルタイム勤務者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	人口比 (%)
女性	50代	5,616	70.8	2,785	35.1
	60代	3,968	42.3	1,165	12.4
男性	50代	7,312	93.5	5,264	67.3
	60代	5,742	65.4	2,562	29.2

平成28（2016）年

性別	年代	仕事を持つ者		フルタイム勤務者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	人口比 (%)
女性	50代	5,715	74.6	3,130	40.9
	60代	4,251	45.7	1,371	14.7
男性	50代	7,124	93.5	5,608	73.6
	60代	5,930	67.5	2,934	33.4

- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成23年・平成28年)より作成。
 2. 当該調査における「フルタイム勤務」とは、1週間のうちあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務(1日8時間で週5日など)をいう。

付図5 主な介護の実施頻度（男女別）（夫婦別）

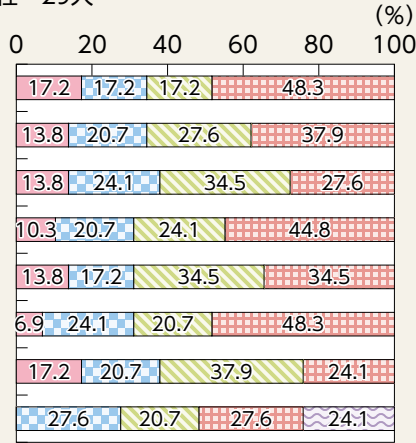
同じ介護内容について比較してみると、単独世帯については「毎日・毎回する」の回答割合が男性の方が多いが（ただし、回答者数が少ないことに留意が必要である。）、その他の世帯類型においては回答割合の分布状況は、概ね男女で大きな差はない。

「毎日・毎回する」の回答割合が男女で10%ポイント以上の差がある項目を見ると、単独世帯の場合では、「身体介護」「定

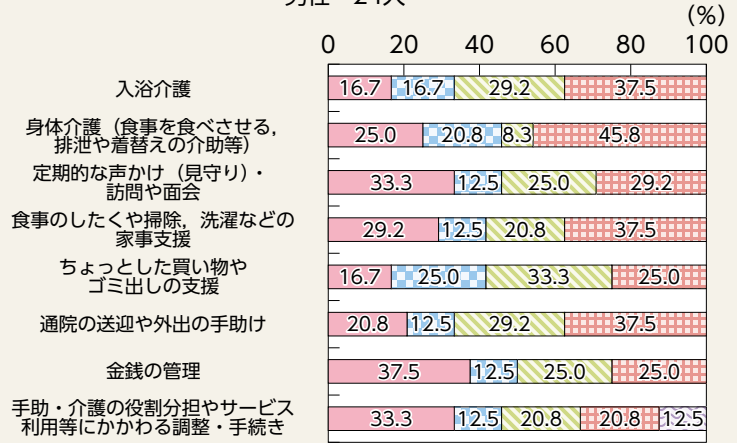
期的な声かけ（見守り）・訪問や面会」について、それぞれ11.2%ポイント、19.5%ポイント男性の方が高い（ただし、回答者数が少ないことに留意が必要である。）。夫婦のみ世帯の場合では、「定期的な声かけ（見守り）・訪問や面会」について女性の方が12.2%ポイント高い。夫婦と子供世帯の場合では、男女で10%ポイント以上の差がある項目はない。「育児」の実施状況（付図2参照）と比較して、「介護」の実施状況は男女差が大幅に少ないと言える。

付図5 主な介護の実施頻度（男女別）（夫婦別）

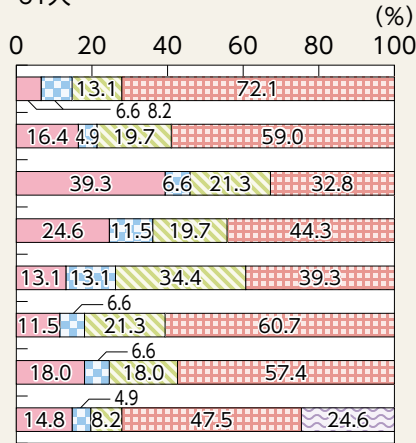
【単独世帯】
女性 29人



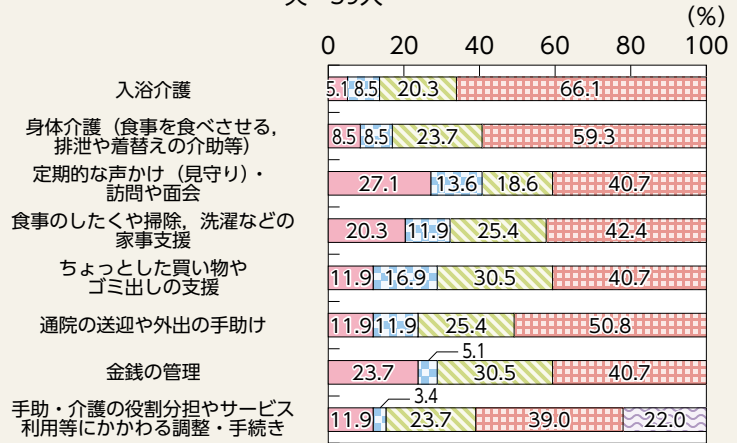
男性 24人



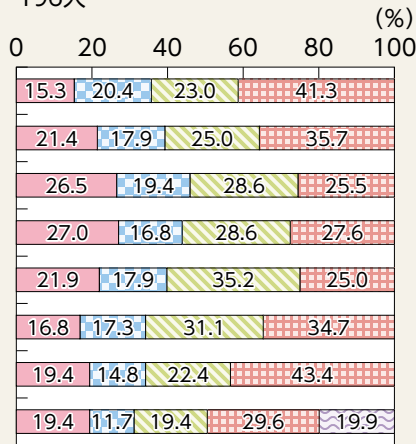
【夫婦のみ世帯】
妻 61人



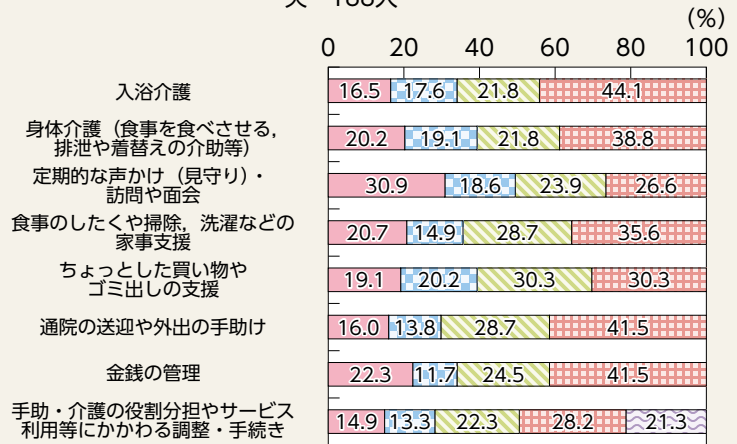
夫 59人



【夫婦+子供世帯】
妻 196人



夫 188人



■ 毎日・毎回する ■ 週3～4回程度する ■ 週1～2回程度する ■ 月1～2回程度する ■ まったくしない

（備考）「家事等と仕事のバランスに関する調査」（令和元年度内閣府委託調査・株式会社リベルタス・コンサルティング）より作成。